

平成30年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
12	5	水	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・決算特別委員会報告，採決 ・議案上程 ・陳情			
	6	木	休 会			
	7	金	本会議（2日目） ・一般質問（6人）			
	8	土	休 会			
	9	日	休 会			
10		月	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会			
	11	火	常任委員会			
	12	水	休 会			
	13	木	休 会			
	14	金	休 会			
	15	土	休 会			
	16	日	休 会			
	17	月	休 会			
	18	火	休 会			
	19	水	休 会			
	20	木	休 会			
	21	金	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	22	土	休 会			
	23	日	休 会			
	24	月	休 会			
	25	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	26	水	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告、採決 ・ 議案審議 ・ 陳情審査報告、採決 ・ 所管事務調査報告 ・ 議員派遣の件 ・ 継続調査 ・ 閉会			

平成３０年第４回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成３０年１２月 ５日

閉会 平成３０年１２月２６日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案 ５８	平成２９年度さつま町歳入歳出決算の認定について	30. 9. 28	30. 12. 5	認 定	決算特別
５９	平成２９年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	〃	〃	認 定	決算特別
６０	平成２９年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	決算特別
６２	さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について	30. 12. 5	30. 12. 26	原案可決	文教経済
６３	さつま町社会体育施設条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
６４	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	文教経済
６５	さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について	〃	〃	可 決	文教経済
６６	平成３０年度さつま町一般会計補正予算（第３号）	〃	〃	原案可決	２委員会
６７	平成３０年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	原案可決	総務厚生
６８	平成３０年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	原案可決	総務厚生
６９	さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	30. 12. 26	〃	原案可決	—
７０	さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
７１	平成３０年度さつま町一般会計補正予算（第４号）	〃	〃	原案可決	—
７２	平成３０年度さつま町上水道事業会計補正予算（第２号）	〃	〃	原案可決	—
陳情 ３	商工会に対する平成３１年度補助金増額等について	30. 12. 5	〃	不 採 択	文教経済
	所管事務調査報告の件	30. 12. 26	〃	報 告 済	
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	
	閉会中の継続調査について	〃	〃	決 定	

平成30年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○12月5日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第59号 平成29年度さつま町上水道事業会計決算の認定について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5
議案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について （委員長報告・質疑・討論・採決）	5 5
議案第62号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について （提案理由説明）	1 1
議案第63号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について （提案理由説明）	1 1
議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について （提案理由説明）	1 1
議案第65号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について （提案理由説明）	1 1
議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第3号） （提案理由説明）	1 1
議案第67号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） （提案理由説明）	1 1 1 1
議案第68号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） （提案理由説明）	1 2
陳情について （委員会付託）	1 3
散 会	1 3

○12月7日（第2日）

一般質問表	15
会議を開催した年月日及び場所	17
出欠席議員氏名	17
出席事務局職員	17
出席説明員氏名	17
本日の会議に付した事件	18
開 議	19
一 般 質 問	19
森山 大議員	19
発達障害児と特別支援教育について	
岸良 光廣議員	29
行政改革について	
川口 憲男議員	40
農業政策について	
米丸 文武議員	50
観音滝公園の管理運営について	
朝倉 満男議員	60
豊かな心と健やかな体を育む教育の推進について	
三浦 広幸議員	66
災害時等の応援・支援体制について	
条件不利地域の情報通信基盤の整備計画について	
散 会	73

○12月10日（第3日）

会議を開催した年月日及び場所	75
出欠席議員氏名	75
出席事務局職員	75
出席説明員氏名	75
本日の会議に付した事件	76
議案付託表	77
開 議	78
議案第62号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について	78
（総括質疑・委員会付託）	
議案第63号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について	78
（総括質疑・委員会付託）	
議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	78
（総括質疑・委員会付託）	
議案第65号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について	78
（総括質疑・委員会付託）	

議案第 6 6 号 平成 3 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）	7 9
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 7 号 平成 3 0 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	8 0
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 6 8 号 平成 3 0 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	8 0
（総括質疑・委員会付託）	
散 会	8 0

○ 1 2 月 2 6 日（第 4 日）

会議を開催した年月日及び場所	8 1
出欠席議員氏名	8 1
出席事務局職員	8 1
出席説明員氏名	8 1
本日の会議に付した事件	8 2
開 議	8 3
議案第 6 2 号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 3 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 4 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 5 号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 6 号 平成 3 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 7 号 平成 3 0 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 8 号 平成 3 0 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 6 9 号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について	9 1
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 7 0 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について	9 1
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 7 1 号 平成 3 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）	9 1
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 7 2 号 平成 3 0 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）	9 1
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
陳情第 3 号 商工会に対する平成 3 1 年度補助金増額等について	9 4
（委員長報告・質疑・討論・採決）	

所管事務調査報告の件	9 5
（委員長報告・質疑）	
議員派遣の件	9 9
（決定）	
閉会中の継続調査について	9 9
（決定）	
閉　　　　　　会	9 9

平成30年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

平成30年12月5日

平成30年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成30年12月5日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 上 圀 一 行 議員	2番 上久保 澄 雄 議員
3番 三 浦 広 幸 議員	4番 柏 木 幸 平 議員
5番 米 丸 文 武 議員	6番 田 野 光 彦 議員
7番 舟 倉 武 則 議員	8番 岩 元 涼 一 議員
9番 朝 倉 満 男 議員	10番 岸 良 光 廣 議員
11番 新 改 幸 一 議員	12番 宮之脇 尚 美 議員
13番 川 口 憲 男 議員	14番 森 山 大 議員
15番 新 改 秀 作 議員	16番 平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長 萩木場 一 水 君
議事係 主査 竹 下 和 男 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	副 町 長 上 野 俊 市 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 崎 野 裕 二 君
企画財政課長 押 川 吉 伸 君	財産管理課長 原 田 剛 志 君
税 務 課 長 下 田 良 二 君	保健福祉課長 櫻 伸 一 君
高齢者支援課長 岩 元 義 治 君	子ども支援課長 鍛冶屋 勇 二 君
商工観光PR課長 羽 有 郁 夫 君	建 設 課 長 小永田 浩 君
水 道 課 長 三 角 芳 文 君	監査委員事務局 長 櫛 山 扶美子 君
教育総務課長 角 茂 樹 君	社会教育課長 三 腰 善 行 君
薩摩支所長 佐 藤 秀 樹 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 5 8 号 平成 2 9 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 5 9 号 平成 2 9 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第 6 0 号 平成 2 9 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 8 議案第 6 2 号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について
- 第 9 議案第 6 3 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 6 4 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 6 5 号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について
- 第 1 2 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 3 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 5 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成30年第4回さつま町議会定例会を開会します。

農業委員会会長及び代表監査委員から、本定例会に欠席する旨届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、上圀一行議員及び15番、新改秀作議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月26日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月26日までの22日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件については補足して説明します。

9月28日、第3回議会定例会本会議において設置された8人の委員で構成する決算特別委員会については、同日正副委員長の内選が行われ、委員長に米丸文武議員、副委員長に新改幸一議員が選任されたことを報告します。

次に、11月21日に、地方創生の実現を目指してをメインテーマに、第62回町村議会議長全国大会が東京都のNHKホールにおいて開催されました。

大会宣言として、「我が国の景気はこれまで緩やかな回復基調が続いているものの、少子高齢化や過疎化、本格的な人口減少社会が到来し、多くの町村においては厳しい経済、雇用情勢に悩まされ、地域の活力は衰退している。加えて東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害による影響は、被災地のみならず、我が国社会全体に及んでおり、本格的な復興に向けて解決すべき課題が山積している。今こそ国と地方が一体となって、本格的な復興への取り組みを加速させるとともに、人口減少の克服と地方創生を実現するためには、町村の自治能力を高め、都市と農

村・漁村が共生し得る社会を強力に進めていくことが重要である。現在、町村では、地方版総合戦略に基づいて、本格的な事業展開に取り組んでいるところであり、地方創生をさらに進化させるためにも、この流れを加速させなければならない。今回の町村議会議長全国大会の開催を機に、地方創生の実現を目指し、一致結束して果敢に行動していく」ことの宣言がなされました。

また、5件の特別決議を行い、25件の全体要望及び9件の地区要望を採択し、関係省庁等への提出が全会一致で承認されました。

大会終了後、本県の町村議会議長会では、役員及び代表者が3班に分かれ、鹿児島県選出の衆参両国會議員に対し、全国大会で決議・採択された項目に基づく要望活動を行いました。

次に、監査委員から例月出納検査及び平成30年度備品監査の結果報告並びに教育委員会から平成29年度教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書の提出がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

町長報告につきましては、印刷してお配りしておるところでございますが、この中で、10月26日の北薩横断道路整備促進地方大会に関する事項と、11月25日の農林水産祭むらづくり部門受賞等の報告会について、補足して御報告を申し上げます。

まず、10月26日に行われました北薩横断道路整備促進地方大会についてであります。

私が会長を仰せつかっておりますが、北薩空港幹線道路整備促進期成会の主催で、沿線の4市2町はもとより、県内各地より約1,500名の御参加をいただきまして、盛会裏に開催をされたところであります。

大会の中では、地元国會議員等に対しまして、それぞれ地域住民のアピールや地元中学生による未来へのメッセージが発表されまして、早期全線開通に向け、沿線住民の団結が深まったものと考えております。

この地方大会の開催を受けまして、その熱意をもって、引き続き国・県への要望活動を実施したところであります。11月13日には、鹿児島県の岩切副知事に対し、期成会会員一同によりまして、要望活動を行いました。さらに11月の27日には、期成会会員並びに各種団体の代表者とともに地方省庁への要望活動を実施いたしました。

北薩横断道路の整備についての要望の内容についてであります。1つ目は、鹿児島空港から北薩空港道路間及び広瀬道路から泊野道路間並びに紫尾道路から南九州西回り自動車道の阿久根北インターチェンジ間の早期完成を図ること。

2つ目は、道路関係予算の所要額の確保並びに平成31年度予算規模の拡大、経済対策としての本年度補正予算での早期完成について要望をいたしております。

また、3つ目におきましては、本道路を重要物流道路としまして指定をいただいて、早期整備を図っていただきたい。このようなことを、要望を国土交通省の道路局長、道路局の次長、ほか関係課長、財務省の主計局主計官と直接面談もいたしまして、要望をいたしてまいりました。

また、鹿児島県選出の国会議員に対しましても、それぞれ要望活動を行ったところであります。
なお、来年3月24日、さつま泊野インターからきららインター間の4.2キロメートルが開通する旨、先般の県議会で知事のほうから発表が出されたところでございます。

泊野インターから高尾野インター間の所要時間というのは、国道504号のルートでいきますと、31分ということでございますが、これが13分に短縮をされるということになるようでございます。

その3月24日の1週間前におきましては、プレイベントの計画も催される計画となっております。あわせて、翌28日には、水と緑の郷づくり推進協議会、奥薩摩の協議会であります。それによりまして、伊佐市と一緒に、大鶴湖の周辺整備につきまして、国土交通省の水管理・国土保全局長、ほか関係課長並びに観光庁の観光地域振興部長のほかに関係課長にも要望をいたしたところであります。

次に11月25日の農林水産祭むらづくり部門受賞等の報告会についてであります。

このたび中津川区公民館が、国の平成30年度の第57回農林水産祭むらづくり部門におきまして、3賞のうちの3席に当たる日本農林漁業振興会会長賞を受賞されました。

また、平成30年度の豊かなむらづくり全国表彰事業におきまして、九州ブロックにおきましては、1席の農林水産大臣賞を獲得されたところであります。

さらに、中津川地区の金吾様踊り活性化実行委員会が、南日本新聞社主催の第69回南日本文化賞を受賞されましたことから、この栄えある3つの受賞をお祝いしまして、鹿児島県の三反園知事を初め、南日本新聞社の黒田文化生活部長も駆けつけていただきまして、地元中津川区民を初めとしまして、多くの関係者の方々が御参加のもとに、受賞報告会と並びにこの祝賀会が開催されたところであります。

中津川区におきましては、400年前から伝わる金吾様踊りを核としまして、55年ぶりの地割舞あるいはこの61年ぶりの稚児舞、こういった復活をいたしまして、伝統文化の伝承とともに、活動資金づくりや地域活性化を目指す若者のUターンなど、その功績が認められまして、今回の受賞となったものでございまして、衷心よりお祝いを申し上げたところであります。

今後も住民の絆を強くしまして、伝統文化を、伝統芸能を大切にし守り続けながら、地域活性化のモデル地区として、さらに活躍されますことを御期待いたすものでございます。

以上で町長報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第59号 平成29年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第7「議案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○議長（平八重光輝議員）

次に、日程第5「議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第7「議案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」まで、以上の議案3件を一括して議題とします。

なお、決算特別委員会審査の中で、決算書にあわせて提出のありました証書類に誤りがあり、

執行部から訂正の申し出を受けて審査が行われております。お手元に配付された正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○決算特別委員長（米丸 文武議員）

決算特別委員会に付託されました「議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第59号 平成29年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、「議案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」審査の過程と結果につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月28日の第3回定例会最終日において、委員8人で設置され、委員長に、私、米丸文武が、副委員長に新改幸一委員が選任されました。審査は10月2日から5日までの4日間の日程で行い、執行部から各種資料の提出を求め、計数等の精査は、既に監査委員が例月出納検査や決算審査等を初め、専門的立場で照査されていることから、必要最小限にとどめ、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また今後の行財政執行上改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところです。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案3件のうち、議案第58号及び議案第59号については認定すべきもの、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

初めに、消防本部の関係では、消防団員の充足率と住宅用火災警報器の維持管理状況についてただしましたところ、消防団員数は現在定数に対し、30人程度不足していることから、団幹部会等や消防後援会にもお願いをして、団員の加入促進に努めているが、団員の確保が思うように進んでいない状況であるとのことであります。

また、住宅用火災警報器は、設置義務の経過措置後、間もなく10年を迎えようとしていることから、電池切れや警報器本体の耐用年数の関係で、正常に作動しない場合も予想される。

このようなことから、地元の消防団で維持管理状況の確認や機器の幹旋等を行っている地域もあるが、市街地部においては、世帯数も多いことから、その確認等が難しい状況にある。

まずは独居老人、高齢者世帯を中心に、地域の消防団や公民会長など、信頼の置ける方へ、維持管理状況の確認等に関する協力依頼を検討していきたいとのことであります。

また、救急隊の出動について、出動した段階で25例の心肺停止の状況が報告されている。その中で、到着前に蘇生措置がなされていたのは40％程度であることから、応急手当の普及啓発の重要性を鑑み、普通救命講習及び一般救急講習の年間受講者の計画目標が確実に達成されるよう要請しました。

次に、教育総務課の関係では、教職員住宅のうち一般貸し付け用28戸のうち5戸が空き家となっているが、建物の状況についてただしましたところ、鶴田地区3戸、薩摩地区2戸があるが、建築年数が30年以上経過しており、修繕等が必要である。

現在、2戸は修繕して入居しているが、3戸の空き家のうち1戸は取り壊しを検討している。残りの2戸は希望者がいれば修理して利用したいとのことであります。

また、中学校の通学バス運行について問題は出ていないかただしましたところ、導入後2年が経過しているが、毎年1回、事業者、学校、教育委員会で会議を開いており、順調に運行されている。運転士が子供たちの名前や顔を覚えて、誰が来っていないかなど児童の確認をしている。乗

り降りの際は子供たちを誘導するなど、スムーズな対応をしてもらっているとのことでもあります。

次に、学校教育課の関係では、特別支援教育支援員派遣事業について、要支援者177人に対して18人の支援員で、適正な対応ができているのかをたどしましたところ、学校としてはもう少し欲しいと考えているが、来年度、中学校の再編があるので、中学校分を活用できるのではないかとのことです。

また、不登校児童生徒が増加傾向にあり、関係機関で連携した取り組みを指摘されているが、近年の推移と主な理由についてたどしましたところ、平成27年度は29人、28年度、29年度は32人であり、理由としては、いじめに関する交友関係、人間関係、学力に関する課題、学習が楽しくないなどが挙げられており、さらには発達障害などの要因があるが、現在はいじめによる不登校の情報はないとのことでもあります。

次に、社会教育課の関係では、青少年育成推進事業で、指導者の確保が難しいとあるが、具体的な理由をたどしましたところ、青少年教育や交流事業に関して、子供の引率の際、子供たちの危険度の認識とか、子供たちの活動状況を把握する力が必要である。毎年、役員がかわるので、研修など継続的に研さんを積んでいる人が年々少なく、見識の深い指導者が少なくなっているとのことでもあります。

また、中種子町や青森県鶴田町との交流事業は続けていくのかたどしましたところ、両町とも姉妹盟約を結んでいるので、今後も継続していくとのことでもあります。

次に、学校給食センターの関係では、残食の状況とその原因や異物混入についてたどしましたところ、残食については、栄養士が給食を回収してきたときに目視で確認しており、多いときは休んだ児童生徒の多い日とか、嫌いな食材があったときに残食となるケースはあったが、現在3センターとも多くの残食は出ていない。

また、異物混入については、野菜の切り崩しや根っこが混入していたことはあったが、特に問題となるような異物の混入は出ていないとのことでもあります。

次に、総務課の関係では、時間外勤務手当が、昨年度と比較して400万円ほど上がっているが、その理由をたどしましたところ、時間数が多い係として、主には秘書広報係の広報誌の取材や、税務課町民税係及び消防署などであるが、全体的には災害時の待機職員が多くなっているとのことでもあります。

また、自主防災組織の組織率100%を平成32年度目標として推進しているが、現在の達成率をたどしましたところ、現在の組織率は96.7%であり、10戸に満たない公民会等もあり、組織化されていない。今後は、隣接公民会と手を組んで連携するなど、工夫した取り組みなどを目指していきたいとのことでもあります。

防災情報の発信が機械音で行われており、肉声でないと危機感が伝わらない。高齢者から聞こえにくいとの声もあり、防災無線の緊急時の放送のあり方を検討するよう要請いたしました。

次に、財産管理課の関係では、里道・水路について、共有の物件の維持管理が、公民会も高齢化と人口減少が進み、非常に難しくなっている。現物助成だけでなく、補助のあり方をたどしましたところ、町内でも相当な件数と延長になっており、全てを町で管理するのは、財政的にも相当な負担になる。現在は受益者である地元で維持管理をしてもらっているが、地元も高齢化や人口減少で維持管理が難しいので、今後検討したいとのことでもあります。

次に、税務課の関係では、不納欠損額が平成29年度は1,100万円に増加していることについてたどしましたところ、さまざまな要因で執行停止を行ってから、3年後に不納欠損としているものと、5年間接触をとれない状況で時効となっているものがある。平成29年度は、3年前に執行停止を行った分を29年度に不納欠損として処理したものであるとのことでもあります。

次に、高齢者支援課の関係では、地域見守りネットワーク事業の民間事業者の協力についてただしましたところ、年1回、関係事業者の会議を行い、活動の推進と報告をもらっているが、配達や健診などの事業活動中の異変の発見は、平成28年度は11件、29年度は7件で、特に社会福祉協議会の福祉給食において直接個人にわたすので、そのとき異変に気づくのがほとんどであるとのことであります。

次に、保健福祉課の関係では、健康づくり推進員育成事業の中で、活動報告書の提出率が24.3%とあるが、推進員で積極的に取り組まれている人と、そうでない人があるようで、推進員の活動状況についてただしましたところ、推進員は特定健診やがん検診の勧奨、結果報告会への出席呼びかけ、サロン活動、健康ポイント事業の紹介及び地域内での健康講座などの実施をいただいているが、報告書の提出が若干悪い状況である。

地域内では、役員のなり手がいない状況でもあり、地域支え合い推進員に在宅福祉アドバイザーを統合した。健康づくり推進員については、引き続き頑張っ活動していただくようお願いしたいとのことであります。

次に、町民環境課の関係では、平成29年度の外国人登録者数は247人であるが、窓口で対応するときの通訳など、言葉に関する問題と日本人との結婚の状況についてただしましたところ、登録については言葉の関係もあり、会社の人と一緒に来て、手続をしてもらっている。片言の日本語ができる方を介して事務処理をしている。

結婚については、国際化が進んでおり、日本人と結婚される外国人女性も年々増える傾向にあるとのことであります。

また、住宅新築資金の未償還が、平成29年度末で39件、約9,900万円あるが、償還状況についてただしましたところ、平成29年度の償還実績は7件で、38万1,714円となっている。滞納者や連帯保証人も亡くなっている状況もあり、相続人の調査もしているとのことであります。

次に、農業委員会事務局の関係では、農地の所有者の死亡による相続についてただしましたところ、所有者が死亡した場合は農業委員会に届けるようになっているが、全てが届けられていない。届けがあった場合には、農家台帳を確認して、名義変更をするよう指導しているとのことであります。

農地の場合は、利用権設定等を行うと、所有者が死亡されてもそのままとなり、後々トラブルが発生するおそれがあるため、徹底した調査あるいは届け出をさせるよう要請しました。

次に、農政課の関係では、子牛競り市購買者対策事業で、事業成果では、宿泊者は増加しているとなっているが、監査意見書では、宿泊者は横ばい傾向にあるとなっており、補助対象要件の見直しを検討するよう指摘されている。

詳細はどうなっているのかただしましたところ、3カ年の宿泊者数については、平成27年度が141名、28年度が85名、29年度が89名である。過去3カ年の公売平均価格は、平成27年度は県外公売者が7万円高く、28年度は1,400円、29年度は1万5,000円安くなっており、県外から来て高く買ってもらふ魅力が少し減ったのではないかと受けとめている。県内購買者と地元の購買者も、いろいろな助成事業を使って高値で取引され、県外購買者との差がなくなったとのことであります。

次に、担い手育成支援室の関係では、青年フレッシュファーマー育成事業や新規就農者の支援は、今後、農業・農地を守るために重要なことである。一方、60代、70代の小規模農家も大きな役割を果たしている。

これから5年先、10年先の地域を守るため、1年に二、三回は地域農業を考える会をつくっ

てほしいとの提案がある。地域で温度差はあるが、柘野地区がみんなで話し合っ、事業採択まで三、四年かかった実績もあるので、国・県の補助事業が活用できるように指導して、地域農業の活性化が図られるよう要望しました。

次に、耕地林業課の関係では、平成29年7月に設置された地域林政アドバイザーの活動実態についてただしましたところ、職員や事業体の指導はもとより、伐採届けにかかる現地確認及び指導助言、町有林の施業計画や主伐計画等の調査、森林整備センターとの連絡・調整などを行っているとのことでもあります。

次に、商工観光PR課の関係では、新規参入者支援事業を活用して起業された方で、廃業された方の状況についてただしましたところ、これまで5名が廃業されている。事業を活用しやすいように余り制限をかけていなかったが、このような状況が続けば、今後制限をかけていく必要があるとのことでもあります。

次に、建設課の関係では、道路愛護作業で、地域は努力をしているが、燃料支給や外部委託した場合の補助金のあり方についてただしましたところ、公民会長研修会などで燃料補助や外部委託の説明をしているが、外部委託の利用が少ない。燃料支給は平成30年度から、混合ガソリンを20リットルから30リットルに、軽油は30リットル支給しているとの説明であります。

次に、企画財政課の関係では、財政運営については、健全で黒字ということであるが、合併当初230億円あった起債を10億円ずつ減らし、年間の起債は15億円を上限としていた。9年ぐらいは順調にマイナスになっていたが、ここ四、五年、140億円の起債が残っている。15億円の起債上限と、10億円を減らす決めごとはいつから崩れたのかただしましたところ、合併当初は公債費比率が高く、公債費負担適正化計画を作成して、18%以内の目標を掲げながら、15億円という起債上限枠を設けて取り組みを進めてきた。

18%以内はクリアされたが、今後、各種事業の推移等を見ながら、適債性、有利な起債といったようなものを中心にしながら、予算編成の段階で調整していきたいとのことでもあります。

次に、国民健康保険事業特別会計の関係では、高額療養費が前年度に比較して増加していることについてただしましたところ、筋骨格系の手術など高度な医療が増加している。ほかに高血圧性疾患や心疾患などの循環器の疾患、新生物、腎不全による人工透析も増えている状況であるとのことでもあります。

また、国保税の徴収は、税務課とも関連するが、国保税の徴収率は81.89%と低い。一般会計から3,000万円を繰り入れしている状況でもある。町民負担の公平性の観点から、国保税の滞納者に対して、税務課とも協力して収納に取り組まれるよう要請しました。

次に、介護保険事業特別会計の関係では、家族介護、老老介護の状況についてただしましたところ、高齢者実態調査における生活状況では、ひとり暮らしが1,677人、夫婦暮らしが2,994人で、このうち準寝たきりが46人、寝たきりが15人で、自宅での介護になっていると思われる。高齢化が進み、ひとり暮らしや老老世帯が増えていく中で、認知症を含めて家族で介護されている方の負担が大きくなってきているとのことでもあります。

また、地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどの6カ所で認知症カフェを実施しており、予想以上に多くの参加がある。在宅介護については、在宅医療と介護連携ができることが重要な要素でもあり、医師会にも委託しながら推進しているとのことでもあります。

次に、農業集落排水事業特別会計の関係では、使用料徴収について、空き家となっているところの実態調査はされているのか。住民基本台帳と照らし合わせて実態を調査し、利用者の異動についても公民会長に問い合わせするなどして、実態に合った使用料徴収を行うよう要請しました。

次は、「議案第59号 平成29年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」及び「議

案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

水道事業では、水道料金の不納欠損の件数、金額及び原因についてたどしましたところ、平成29年度は63件、金額で10万6,070円、28年度は91件、16万800円であった。金額、件数ともに下がっているが、傾向としては若い人がアパートからいつの間にか転居し、居場所が判らないケースが多い。

対策としては、検針員と連携して、検針時に家財道具やカーテンがなくなるなど、おかしいと思ったときに連絡してもらい、3カ月滞納となった場合は、給水停止通知を出して、滞納とならないように努めている。他府県などに転出して連絡がとれない場合に、やむなく不納欠損処分としているとのことであります。

また、不納欠損の債権放棄の根拠のあり方をたどしましたところ、さつま町水道事業給水条例第35条の2に基づき、私債権は2年のため、発生から5年経過したものはこれを放棄することができるとなっており、請求書を何回送っても電話での連絡もとれないときにやむを得ず処分しているとのことであります。

最後に、次の2点については、特に町長の出席を求め、見解をたどしたところであります。

まず、平成29年度の一般会計における収入未済額は約3億1,100万円となっているが、他の自治体では債権管理条例等を制定して債権の整理を図っていることから、債権管理について、本町としては今後どのように取り組んでいくのかたどしましたところ、税の徴収には公平性の観点から最大限の努力をし、債権については手続を踏まえて滞納処分に努めているところである。債権管理条例の制定について検討するよう指示を出しているが、さらに内容の検討を行い、時機を見て議会に提案していきたいとのことであります。

次に、少子高齢化により、公民会等では日常生活道路の維持管理に非常に困っている状況だが、町の道路整備なくしては、生活道路の維持管理はできない状況にあることから、今後の道路整備員の体制についてたどしましたところ、道路整備員は2班10名体制により維持管理に努めているが、現在2名退職し、8名で行っている。公民会等の要望に応えるためにも、何とか10名体制が確保できるように努力していきたいとのことであります。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても慎重に審査した次第であります。

なお、監査及び決算特別委員会において指摘された事項については、改善策を実施し、効率的な行財政運営に努められるとともに、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう要望し報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

お座りください。起立全員です。よって、「議案第58号 平成29年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

次に、「議案第59号 平成29年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

お座りください。起立全員です。よって、「議案第59号 平成29年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第60号 平成29年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第8「議案第62号 さつま町うましき里きらの
楽校条例の制定について」、日程第9「議案第63号
さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、日程
第10「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改
正について」、日程第11「議案第65号 さつま町う
ましき里きらの楽校の指定管理者の指定について」、
日程第12「議案第66号 平成30年度さつま町一般
会計補正予算（第3号）」、日程第13「議案第67号

平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第14「議案第68号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第8「議案第62号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について」から、日程第14「議案第68号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案7件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第62号から議案第68号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第62号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について」であります。これはさつま町うましき里きららの楽校の新設に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第63号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」であります。これはさつま町白男川地区体育館の管理主体の変更に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。これは、おしどり団地の整備に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第65号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」であります。これは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、さつま町うましき里きららの楽校について、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第1項の規定により、当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」についてであります。これは、学校管理費に要する経費及び物産観光費、農地農業用施設災害復旧費、諸費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億4,927万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ142億8,884万4,000円とするものであります。

次に、「議案第67号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。これは、一般被保険者療養給付費に要する経費及び償還金、一般被保険者高額療養費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,698万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億3,670万2,000円とするものであります。

最後に、「議案第68号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。これは、介護予防生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ234万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億9,011万4,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

それでは、「議案第62号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について」説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（三腰 善行君）

それでは、「議案第63号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（小永田 浩君）

「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

それでは、続きまして「議案第65号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

「議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第67号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第68号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっています各議案に対する総括質疑は、12月10日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第15「陳情について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第15「陳情について」であります。

11月29日までに受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。文教経済常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。12月7日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前 10 時 42 分

平成30年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

平成30年12月7日

平成 30 年第 4 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 30 年 12 月 7 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(14) 森 山 大	1 発達障害児と特別支援教育について (1) 発達障害児の現状と課題をどのように捉えているのか伺う。 (2) 発達障害児への支援について、今後どのように取り組んでいこうと考えているのか伺う。 (3) 特別支援教育についての基本的な考えを伺う。
2	(10) 岸 良 光 廣	1 行政改革について (1) 白男川小学校跡地利用で、民業圧迫（地元業者）はしないと説明をされているが、本当に民業圧迫はしないのか伺う。 (2) 第 3 次さつま町行政改革推進計画の説明があったが、なぜ人口の推移の説明が無いのか伺う。
3	(13) 川 口 憲 男	1 農業政策について さつま町の基幹産業である農業については、各種施策が行われ、その振興が図られているが、次の点について町長の見解を伺う。 (1) 地場産品を活かした農業の推進策は万全か。 (2) 中山間部の農業振興策をいかに考えているか。 (3) 「農の里親制度」の成果と今後の取り組みは。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
4	(5) 米 丸 文 武	1 観音滝公園の管理運営について 先般の全員協議会で、観音滝公園滝の宿の温泉施設ポンプが、平成24年7月以来2度目の故障が発生したため、町長は多額の修繕費がかかるとして、平成31年3月末をもって温泉施設の運営を中止したいと表明された。 次の点について町長の見解を伺う。 (1) 旧薩摩町時代に観光交流、地域経済発展、住民の憩いの場、宿泊、キャンプ場、ガラス工芸館など総合的施設として建設されたものであるが、その中心的温泉施設の廃止は、後の施設の利用に大きく影響すると思われるがどのように考えているか。 (2) さつま町の中心部及び周辺部の均衡ある発展を目指すべきだが、一步後退することに繋がらないか。 (3) 地域住民に説明し、住民の意見を聞く考えはないか。 (4) 指定管理者との契約変更に関して、指定管理料、補償などについてどのように考えているか。
5	(9) 朝 倉 満 男	1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進について (1) 心の教育の充実にどのように取り組んでいるか。 (2) いじめ防止のため、児童生徒への対応をどのように行っているか。
6	(3) 三 浦 広 幸	1 災害時等の応援・支援体制について (1) 災害に関連する応援体制については、大規模災害時応援協定を22件締結しているが、主な概要と今後の拡充予定について伺う。 (2) 日常的な高齢者見守りサービス、道路危険箇所情報提供など民間企業、NPO等との応援支援協定及び登録は何件あり、その効果について伺う。 2 条件不利地域の情報通信基盤の整備計画について 2020年から第5世代移動通信システム5Gのサービス開始が予定されている。情報通信環境が整っていないとIoTサービスが利用できず、地域の課題解決や活性化が図れない。今後の整備計画について伺う。

平成30年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成30年12月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 上 圀 一 行 議員	2番 上久保 澄 雄 議員
3番 三 浦 広 幸 議員	4番 柏 木 幸 平 議員
5番 米 丸 文 武 議員	6番 田 野 光 彦 議員
7番 舟 倉 武 則 議員	8番 岩 元 涼 一 議員
9番 朝 倉 満 男 議員	10番 岸 良 光 廣 議員
11番 新 改 幸 一 議員	12番 宮之脇 尚 美 議員
13番 川 口 憲 男 議員	14番 森 山 大 議員
15番 新 改 秀 作 議員	16番 平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長 萩木場 一 水 君
議事係 主査 竹 下 和 男 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	副 町 長 上 野 俊 市 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 崎 野 裕 二 君
企画財政課長 押 川 吉 伸 君	財産管理課長 原 田 剛 志 君
高齢者支援課長 岩 元 義 治 君	子ども支援課長 鍛冶屋 勇 二 君
農 政 課 長 四 位 良 和 君	担い手育成支援室長 寺 脇 伸 治 君
商工観光PR課長 羽 有 郁 夫 君	建 設 課 長 小永田 浩 君
教育総務課長 角 茂 樹 君	学校教育課長 塩 入 孝 博 君
薩摩支所長 佐 藤 秀 樹 君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成30年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1、一般質問を行います。一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って発言を許可します。

まず、14番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

おはようございます。私は、2年前の12月議会において、この発達障害児と特別支援教育についての一般質問をいたしました。そのとき、町長や担当課長ともやりとりをし、答弁をいただきましたけれども、この問題は、取り組んですぐ答えが出るとか、すぐ改善されるというような問題ではなく、非常に厳しい、また時間を要する専門的な知見も要する、非常に重要な問題でもありますので、再度、2年後のきょう、またこの2年間の町長が取り組みをされたもの、その成果についてお尋ねをしますし、いろんなことも耳聞きしておりますので、そういうのを踏まえて3点ほど質問をさせていただきます。

1点目の発達障害児の現状と課題をどのように捉えているのか。発達障害というのはどんなものでしょうか。皆さんが想像するような、いわゆる病気、疾患とちょっと異なったことで、個性や特徴に近い部分が多く、生まれつき自分の行動をコントロールする力が弱く、注意力が持続できない、落ち着きがなくしゃべり過ぎで、思い立ったら、あと先を考えずに行動するという多動的衝動性が特徴です。

一方で、ADHDのお子さんは、とても好奇心が旺盛で、頭の回転が速いお子さんも多く、大人になって成功している方も少なからずいらっしゃいます。

また、学習症LDの人は、ほかの能力が秀でていることもあります。例えば、映画監督のスピルバーグさんも自ら学習症であるということを公表されております。文字を読むことは時間がかかっても、そのかわり発想力や創造力が豊かであるといったこともあるわけです。

このような生まれながらの脳の器質的な認知機能の発達障害と言われる子供が増えてきているというふうに言われています。このような子供たちに対し、進められている親子教室、遊びの広場の参加者のグループが3つに分けられてあって、下のほうの乳幼児が増えてきている状況にあるということです。

また、クオラバンビーノへの利用者数にしても、クオラバンビーノの施設に入れる子供はいいですが、施設に入れない子供もいるというふうに聞いております。

このようなことから、検診を担当する保健師を初め、臨床心理士や保育士などが一緒に対応されます。保育園や幼稚園、学校の先生方の間では、発達障害に対する対策が問題となっているというふうに聞いております。

そこで、町長にお尋ねします。子育ての中で大きな問題となっている発達障害児への現状と課題はどのようなになっているのか、お尋ねをします。

2点目の発達障害児への支援について、今後どのように取り組んでいこうと考えているのか伺う。発達障害児を抱える保護者は、非常に切なる思い、大変な心配をされていると思いますので、ぜひ保護者の皆さんに寄り添って、保護者の気持ちになって、この発達障害児に対する支援に取り組んでいただくように要望いたします。

また、町長は妊娠前、妊娠期、出産、産後、育児の総合相談支援をワンストップで行う拠点を示されました。発達障害児への支援について、今後どのように取り組んでいこうと考えているのか、お尋ねします。

3点目の特別支援教育についての基本的な考えを伺う。特別支援教育を受けている学校数とか、支援対象の児童数とかがどのような状況にあるのか。そして、教育長は、この特別支援教育についてどのような認識を持っておられるのか。まず、基本的な考えをお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。森山大議員から発達障害児と特別支援教育についての御質問をいただきましたので、私のほうからは発達障害児の現状と課題についてをお答えさせていただきます。特別支援教育につきましては、教育長から後ほどお答えがあるかと思います。

まず、発達障害児の現状と課題をどのように捉えているかでございます。本町におきましては、乳幼児の健診を通じまして、発達が気になる子供さんと保護者を年齢別に毎月1回、親子教室へ参加を促しているところでございます。

この親子教室の直近3カ年の実利用人員を申し上げますと、平成27年度が67名、平成28年度も同数の67名、平成29年度が71名と、毎年、約70名程度の未就学児童が利用をされております。そして、さらに発達が気になる場合においては、臨床心理士によりまず発達相談を受けていただきながら、発達支援センタークオラバンビーノ等への療育支援につなげているところでございます。

町内の発達支援施設でありますクオラバンビーノの利用につきましては、開設をされましてから8年目を迎えているところでありますが、平成29年度ごろから40名程度を推移するようになってきております。さらに、発達が気になる場合においては、専門医を受診されておられますけれども、知的障害を伴う場合と伴わない場合もございますので、診断ができています子供さんが数名いらっしゃるところでございます。知的障害により療育手帳をお持ちのお子さんは養護学校にも進まれております。

発達障害は複雑で、グレーゾーンも多く、軽度と重度の見きわめというのも難しいところがございます。また一方では、この突出した能力をお持ちの方も多いと伺っております。近年は公表されている方も増えてきているところでございます。南日本新聞記事の「かお」の欄にもたびたび掲載をされておりますが、大変デリケートな世界であると思っております。

課題としましては、まず、親子教室の参加を促すことに時間を要していることであります。やはり我が子は普通の子だというのが親御さんたちの気持ちだと思うところであります。

そして、次の段階としまして、クオラバンビーノ等の発達支援施設の利用を促しても、なかなかそこまで理解をされないということで、ここに時間も要しております。近年はバンビーノ開設のころと違いまして、理解も深まってきたとは思っておりますが、利用される幼児の保護者につきましては、若い世代の方が多いですので、丁寧に、慎重に、時間をかけて説明をしているところであります。

また、クオラバンビーノは、保育園との並行通園が全体の約7割でありますので、各保育園からの距離が遠く、送迎の関係とか、あるいは半日でありますので、終日利用がないとか、終日利用で通っていただければというようなことも今後の大きな課題と想っているところでございます。

2点目の発達障害児への支援について、今後、どのように取り組んでいこうと考えているかについてであります。昨年の9月、民生部門の組織再編によりまして、子ども支援課を設置いたしました。子供に係ることについては、町民に判りやすくということで、このような課に改めたわけではありますが、本年4月には、国が進めております子育て世代包括支援センターに、この機能を位置づけいたしました。これによりまして、発達障害児の支援のみならず、妊娠期から出産、子育て期の全般の総合相談とか支援をワンストップで行えるように、拠点を明確にいたしましたところであります。

人間の発達には脳の発達から始まり、生後1年で2倍になり、5歳で大人の90%に達すると言われます。子供の脳を守る取り組みは大変重要であると考えておりまして、昨年度から地区の単位、そして本年度は保育園単位で、保護者に対しまして子供の脳と心の発達について心療内科医で本町の子ども・子育て応援大使の増田先生に御講演もいただいているところであります。

こういった本町の取り組みを、本年8月には鹿児島市の中央公民館で開催されました子供の脳を守るというタイトルの市民公開講座でも発表をさせていただいております。この市民公開講座におきましては、鹿児島の医療社会倫理研究会が主催をされたものであります。前鹿児島県立の短期大学の学長とか、南風病院の顧問であります先生方、それから鹿児島大学の名誉教授、志学館の大学教授、元南日本新聞社の取締役、ほかに医学博士や臨床心理士等の多くの専門家が構成員とされておりまして、増田先生は、その組織の代表世話人となられております。

これらの専門家との連携を密にしたいと考えておりまして、本年11月には、子育て支援関係者の資質向上のための研修会を開催いたしました。志学館大学の大学院、心理臨床学の研究科の教授であります臨床心理士であります山喜高秀先生に「子供の発達の見方と支援」という題で御講演もいただいたところであります。

今後におきましては、支援関係者の人材確保も必要でございまして、このことが非常に重要かと思っておりますけれども、保育士等の子育て人材バンク制度推進をいたしますとともに、保育、教育現場等で感じられております課題、質問に対しまして、専門家とディスカッションする方法なども考えているところであります。

また、クオラバンビーノにつきましては、対象児の児童数の増加ということもございまして、また保護者のほうからも、午前、午後にわたる終日利用をしていただきたいとか、あるいは、放課後のデイサービス、こういったことの要望も出されておりますので、これらに対応するため、児童発達支援センターとしての機能へ移行しまして、その整備計画の要望書を本年7月に県のほうにも提出をされております。町といたしましても、さまざまな専門家との連携を深めながら、これらの支援体制をさらに強化してまいりたいと考えているところであります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

次に、さつま町の特別支援教育についての基本的な考え方についてお答えをいたしたいと思っております。

現在、13小中学校、町内にありますが、永野小学校を除いた12の学校におきまして特別支援学級を25学級、88人の児童生徒が在籍をしております。5年前の平成25年は、特別支援学級が10学級、児童生徒数は23人でございましたので、この5年間で学級数は10学級から

25学級へ2.5倍、児童生徒数は23人から88人、約4倍になったということでもあります。

このような大幅な増加の要因ということにつきましては、特別支援教育という呼び方が法的に位置づけられて10年が経過するわけですが、これは学校教育法の一部改正というものがありまして、それによって特別支援教育という名称に変わって、その対象範囲が、話題になっております発達障害、そういった広範囲になってきたことが上げられると思います。

それに伴いまして、各学校において、特別支援教育への理解、啓発を一生懸命推進してまいりましたが、その中で保護者の特別支援教育への理解がだんだんと進んできたということや、対象児童生徒が1人であっても特別支援学級が開設されるようになった。それ以前は、特別支援学級対象の児童生徒が1人の場合は、学級を開設してくださいということを申し込んでも、なかなか認められないという状況がありましたが、ここ数年の傾向として、対象の児童生徒が1人であっても、特別支援学級が開設されるようになってきたということなどが上げられる。そのことが、この大幅な数字の増加の要因になっているというふうに思います。

また、通常学級に在籍をしておりまして、発達障害の可能性のある児童生徒は、文部科学省の調査では6.5%程度と言われておりますが、さつま町では7.2%に当たる114名の児童生徒を教育的支援が必要であるというふうに考えておりまして、現在、全ての小中学校において18名の特別支援教育支援員を配備して、学習や学校生活の支援を行っております。

特別支援教育についての認識についてのお尋ねがありましたけども、この10年間の間にさまざまな整備がなされてきておりまして、支援体制も整ってきておりますが、まだ緒についたばかりというふうに言えなくもなく、課題も多く、特別支援教育は本町教育行政の大きな柱の一つであるというふうに捉えております。今後も、児童生徒一人一人の発達段階や個に応じた支援がますます必要になってくると考えておりまして、そのためにも、各学校の現状を把握しながら、関係機関や保護者と連携をしながら、特別支援教育の充実を図っていく必要があると考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○森山 大議員

聞いていますと、町長の答弁でもクオラバンビーノについての連携など、いろんな問題、課題というのは答弁がありましたけれども、発達障害児という中で、療育の支援というクオラバンビーノが果たしている役割は非常に大きいということは理解をいたします。

クオラバンビーノ以前に、例えば、発達障害児支援法の第5条を見ると、町では各種の子供を対象とした健康診査をされていますが、発達障害児についての早期発見について十分留意しなければならないという法律で、市町村の責務として規定されております。そういう意味で、ADHD、学習症（LD）、自閉症スペクトラム（ASD）のいわゆる要フォローと言われるような発達障害児の子供たちの人数や割合というのはどれくらいなのか、お尋ねします。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

今、ありましたように、私どもの乳児健診で1歳半、3歳児を健診しまして、医師と保健師が診断をして、先ほど町長の答弁があったとおり、親子教室、そして専門の発達相談、それから専門医のほうに診断を促しているところでございますが、把握しているところでは、特別扶養手当の対象になっている方がございます。それが現在8名ほどいらっしゃいますが、皆さん、その内容として出ているのは自閉症でございまして、それ以外については、私どものほうでもまだ十分把握できていないところでございます。

○森山 大議員

今、町長の答弁では、親子教室の実利用人数は毎年70人ぐらいの子供がいるということとし

た。そして、さらに発達が気になる場合は、その対応にクオラバンビーノを中心に療育されていると。その中で、クオラバンビーノの施設に入れる子供はいいのですが、施設に入れない子供たちもいるというふうに聞いております。

クオラバンビーノにつきましては、平成23年度に開設されて、8年目を迎えています。私が一般質問した当時は、登録者数が35名で、1日七、八名を推移していたと思います。また、施設の認知度も現在、高まってきているというふうに思うところです。

そういった中で、クオラバンビーノの場所も手狭ではないかと思っているところです。今後、クオラバンビーノの財政支援もですが、発達障害児について対象者や利用者がいるという状況の中で、やはり町が主導していかなければならない部分があるのではないかと思います。それに対して町長は児童発達支援センターを含めた複合福祉施設型を近い将来つくる用意がないのか、お尋ねします。

○町長（日高 政勝君）

今のお尋ねのとおり、非常に対象児童数も増えております。クオラバンビーノのほうも一生懸命取り組みをしておりますけれども、なかなか収容人員に限りがあるというようなことでありますし、保護者の皆さんからも、先ほども申し上げましたとおり、受け入れをもっとたくさんしてほしいということやら、今、半日の時間でするので、できたら、午前、午後、終日利用、ということ、あるいは、山崎の場所ですので、町内の保育園からそちらのほうに連れていかなければならない。そういう保護者にとっては、いろんな御苦労もされておるようでありますので、できたら、このクオラバンビーノの管理者でありますクオラグループのほうも、新しく、もっと便利な、皆さんが寄りやすいまちの付近にいい土地があったらというふうなことで、いろいろ議会にも報告しましたとおり、そういう方向で今、協議もさせていただいております。新しい発達支援センター、デイサービスまでできるような形の、あるいは、そのほかのサービスもできるような形で整備をしていきたいという思いがありまして、先ほど申し上げましたとおり、国の事業を取り入れて建設をしたいという意向もありますので、町としましては、厚労省も各市町村に1カ所はという指導もありますので、そういう方向で取り組みを今、進めているところであります。

○森山 大議員

ぜひ町長、そういうことで、私のほうとしても期待をいたします。

それから、避難所について、ちょっとお尋ねをいたします。いざ災害が起きてからでは間に合わない。避難所に自分たちの居場所があるのか。そういう不安があると保護者は訴える。

発達障害は大きな音を怖がるなどの感覚過敏やコミュニケーションが苦手といった特性があり、見えない障害とも言われている。多くの住民が身を寄せる避難所では、環境の急激な変化に対応できず、パニックになったり、列に長く並ぶことが難しかったりするため、ほかの避難者とトラブルになるケースもある。

熊本地震で、熊本県内の特別支援学校の保護者を対象にしたPTAのアンケートでは、避難者997家族のうち、車中泊を選んだ家族が65%に上がったということで、車中泊しか選べなかった苦境が浮かび上がった。こうした声に自治体も動き出して、介護が必要な高齢者や障害者らを対象にする福祉避難所が満杯で、発達障害児が入れないなどの課題に対応し、熊本市は本年度内に6校を福祉子ども避難所に指定され、また、福岡市は3月、特別支援学校をこども福祉避難所とする防災マニュアルを公表されたと、南日本新聞に書いてありました。災害時に一般の避難所での生活が難しい発達障害児への支援として、町長はどのように対処、対応されるのか、お尋ねします。

○子ども支援課長（鍛冶屋勇二君）

ただいま議員のほうからありましたように、おとといの新聞に発達障害者の避難に配慮をというのが出ておりました。さつま町も福祉避難所の指定をしておりますので、その人員等につきまして、十分な発達障害者あるいは発達障害児の避難までの協議がまだ十分に今までできておりませんので、関係課とも今後十分検討させていただきたいというふうに考えているところです。

○森山 大議員

ぜひ検討をしていただいて、いい方向に行くように要望をいたしておきます。

それから、教育長の答弁の中からも、学校現場は非常に大きな課題に一生懸命取り組んでいるということは理解をいたします。そうしたときに、支援学校の先生や支援員の方、いろんな人たちが一生懸命取り組んで、家族とも避難の連携はとれていると思いますが、私が関係者の話を聞くと、学校現場では保護者の理解、協力を得るのに苦労されているというふうに聞いているのですが、この理解、協力をしてもらうためには、どのようにすべきだと教育長は考えるのか、お尋ねします。

○教育長（原園 修二君）

学校が保護者の理解や協力に苦労しているということでの御質問ですが、学校側が入級を進めても、なかなかそれに応じないとか、説得に苦労していると、そういうようなことなどがあります。

今、各学校におきましては、特別支援教育推進の係というものを設けておりまして、これは特別支援教育コーディネーターという呼び方をしておりますが、それを各学校、職員の係の中に位置づけておりまして、このコーディネーターが学校内における校内支援体制の整備とか強化、それから保護者からの相談を受けたり、関係機関との連絡調整を行ったりしている、そういう仕事をしております。

特別支援学級への入級については、保護者に了承してもらうということが必要になってきますので、特別支援教育入級が適当であるという判断が出た場合に、管理職や担任、それから特別支援教育コーディネーターが保護者に対して就学の判断を丁寧に説明して、そして入級を促すようにしているところであります。

ただ、御指摘のとおり、保護者や地域の特別支援教育についての理解というのは進んでおりますが、まだ自分の、我が子のことということになってまいりますので、まだ、なかなか十分と言えない面もあります。なかなかスムーズにいかないということが多々あります。県の教育委員会でもこういったことを非常に大きなこととして捉えておりまして、本年度4月に県教委作成のリーフレット、保護者対象にした特別支援教育についての手引きのようなもの、そういったリーフレットを作成して啓発を努めているところでありまして、町の教育委員会といたしましても、そういった県教委作成のリーフレットを活用したり、それから、さまざまなデータ等が、今、検索して見ることができますので、そういったもの等を活用しながら、粘り強く、特別支援教育の理解と啓発を推進していくということが必要であるというふうに考えております。

○森山 大議員

発達面の気になる子供が保育園や幼稚園から学校に上がってくるときに、その気になる子供に対する報告というのはあるのか。あるとすれば、どのような報告になるのか、お尋ねします。

○教育長（原園 修二君）

幼稚園、保育園、学校との接続の問題であります。保育園や幼稚園から新たに小学校の特別支援学級で就学をしたり、通常学級で特別支援教育支援員の教育的支援を受ける場合には、県の教育委員会が、もう10年ほど前になりますか、移行支援シートというものを作成いたしました。

それを使用していただくようお願いをしております、保育園や幼稚園が、それは保護者の承諾のもとに小学校に引き継ぐようにしています。

その移行支援シートといいますのは、その子供にどういうふうな支援をしたか、例えば、療養機関であるとか、お医者さんであるとか、それから、いろんなところが支援をしているわけですが、それはどういう支援をしたかということの、一つの記録をしたようなものです。それを幼稚園や保育園時代のものをつくっていただいて、どういう支援がなされたか、どういうふうに子供が反応したかというようなことを記録したものを、それを移行支援シートと言っておりまして、それを小学校のほうへ上げていく、引き継いでいくと、そういうような形をとっておりまして、これは引き継いでいただくようにということをお願いしているところです。

本年度は、特別支援学級に就学した新1年生3名がおりますが、全員が、この移行支援シートによって引き継ぎを行っております。また、通常の学級で支援を必要とする児童生徒についても、13件の例が、引き継ぎがなされたということで聞いております。

保護者の承諾が得られず、移行支援シートが作成できない場合もあります。移行支援シートは作成をしまして、これを小学校のほうに引き継ぎますということについての承諾の印鑑がいるわけですが、それが承諾されない場合もあるわけですが、そういった場合は、年度末に幼稚園、保育園、それから入る小学校と、それから、そこに通ってくる幼稚園、保育園と連絡会を行っておりますので、その中で資料のペーパーとして出てこないものについては、しっかりした相談がなされるように、そして引き継ぐように、連絡会の中で情報交換を行うようにしているところがあります。

これまで在籍した保育園や幼稚園で行っていた支援を引き続き就学先の小学校でも実施することによって、引き継いでいって、子供が安心して学校生活を送れるようにするということが目的でありまして、小学校から中学校へ、中学校から高校へというふうに引き継いでいくことが理想であります。そこら辺までは、まだ十分いっていないような状況もありますが、特に中学校から高校というところなどは、まだなかなかうまくいっていないですが、このように移行支援シートを活用して、切れ目のない支援というものが行われるように指導しております。

○森山 大議員

文字を学び始める小学校ぐらいから、徐々にはっきりとしてきます。学年が進むにつれて、読み書きがほかのお子さんよりも苦手だということがだんだん明らかになってきます。親御さん、あるいは学校の先生がおかしいなと感じることが多くなってきます。また、コミュニケーションの問題が困難である。あるいはこだわりや言葉のおくれも多々あると、いろんな症状が出てきます。こうした場合、教育長は教育現場の責任者として、専門家等などと連携しながら、どのようなことをするべきだと思いますか。お尋ねします。

○教育長（原園 修二君）

議員が例として挙げられましたのは、ディスレクシア、文字がうまく読めないという、そういう学習障害、それから自閉症スペクトラム、それからアスペルガー症候群、そういったことの障害についてを指しておられると思いますが、これらについては、御指摘のとおりでありまして、表れ方が異なってくるというふうに言われております。そしてまた、発見とか判断が非常に難しく、これらの支援のあり方等については、その障害の特徴を理解した上で、専門家の方の指導や御協力をいただかなければならない点が多いというふうに考えております。

支援を必要とする子供であると判断した場合、現在は、その子供がこれまでどのような教育的支援を受けてきたかについて、先ほど申し上げました、支援シートであります、教育や医療機関、それから福祉の機関、学校、児童クラブ、巡回相談、いろんな支援内容を記録して、その支

援シートをもとにして、学校が中心になって、今度は学校では、その学校のその年度に、この児童にどういうふうな教育を行えばいいか、どういうところに配慮すればいいかというのを、個別の支援計画というものを作成するようになっております。支援計画が上がってきたものをもとにして、学校の授業や学校生活の中で生かされる個別の支援計画というものを、また学校で作成をして、それに基づいて共通理解をしながら指導するというふうな進め方をしているところであります。

これは、主に受け持つのが、先ほど申し上げました特別支援コーディネーターであります、校内では特別支援教育推進委員会というものを設置しておりまして、個別の指導計画を見ながら、その進捗状況や改善点などを、また話し合いをするようにしております。

支援を必要とする児童生徒に対しては、出水養護学校の先生に巡回相談をしていただいております、専門的な立場からの指導助言を受けたりもしております。

今後も、このような連携した取り組みをさらに充実させながら、よりきめの細かい、児童生徒一人一人に応じた教科指導や支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○森山 大議員

学校教育の関係で、特別教育支援員を必要とされる児童生徒の学校に12校、18人の支援員の派遣し、支援を行ったということですが、この支援員は町単独の支援員で、教員の免許を所持している方をお願いしていると思いますが、年々対象者が増えてくる中で、そういう免許を持っている方が町内におられるのか。

また、特別支援教育は極めて細かな対応がより求められますため、学習のサポートだけではなく、発達障害児に対する知識等も含めて、より専門的な支援員になられる方々の研修会等は行われているのか、お尋ねします。

○教育長（原園 修二君）

特別支援教育の支援員についてのことでありますが、町単独の事業で予算化をしております、先ほども述べましたが、現在18人の支援員を全ての小中学校に配置をしております。内訳を申しますと、18名ですが、3名配置している学校、盈進小など1校には3名を配置しておりますし、2名配置しているところが鶴田小、柏原小、宮之城中学校の3校、それから残りの9校は1人を配置ということになっております。

その特別支援教育の支援員の資格要件というのは、先ほども御指摘がありましたように、教員免許、それから幼稚園教諭免許、保育士または看護師、このいずれかの資格を持っているという方をお願いしているということになります。支援員は、そうした専門的な知識を生かしながら、単に授業の進行を妨げるということではなくて、授業に参加をさせて、一人一人の子供の学習の充実を図ると、そういう観点から、一人一人の特性に応じた支援を行うようにしております。

5年前の平成25年度の支援員が11名でありました。現在は7名増加をしておりますので、支援員の確保ということには大変苦労しているのは実情であります。

今後も、ハローワーク等の協力もお願いをしながら、町内を中心に広く採用を呼びかけてまいりたいというふうに思っています。

また、支援員の研修の機会というのは、これは非常に重要なことでありまして、現在、支援員対象の研修会を町教委主催で年2回実施をしております。1回目は4月当初でありまして、発達障害の特性を持つ児童生徒の理解促進についての研修会、それから、2回目は町内の小学校を会場として、実際に授業を通したりしながら、出水養護学校の特別支援コーディネーターの先生を講師として招いて、授業の中での様子を見ながら、どういうふうな支援が必要なのかということについての研修を図っているところであります。

さらに、支援員の経験が3年以上の支援員につきましては、県教委が主催している特別支援教育の支援員の研修会がございますので、それに参加をさせたりして、資質向上につなげているところですよ。まだまだ勉強していかないといけない部分が多いというふうに感じているところでもあります。

○森山 大議員

大阪教育大学の特任教授、金森裕治さんは、障害を持つ子供をサポートするデジタル教材の研究をしています。マルチメディア提携教科書で、読むことに困難を抱える子供のために開発されたもので、学校の教科書と同じ内容が収録されています。

この教材を使用している人は、全国で8,000人以上います。文部科学省でも促進を図っていて、現在、学校や教育委員会と連携して、全国規模で展開できるように検討が進められているようです。文字が見やすくなると、書く力がついてくる。すると、それが自信になって、ほかのこともいい影響がどんどん広まっていく、すばらしい試みだと思います。

新しいテクノロジーを使って、いい方面に開発していったほしいものだと思いますし、それにしても重要なのは、個別にきちんと対応していく。一人一人の障害の経緯、障害の種類は違うわけで、そこを学校教育の現場できちんとしていくことが何よりも重要であると考えていますと専門家は言っていますが、そこでADHDやLD、あるいはASDのお子さんのサポートはどのようにするべきだというふうに教育長は考えているのか、お尋ねをいたします。

○教育長（原園 修二君）

ADHD、LD、ASDなど、いわゆる発達障害のある児童生徒のサポートということについてでございますが、学校の中で、これらについての研究が、まだ余り進んでいないというのが実際のところでもあります。

先ほど述べましたけれども、発達障害のある児童生徒は、全体の6.5%というふうに文科省の発表では出ておりますが、ここで出てまいりました注意欠陥多動性、アスペルガー症候群、それから自閉症スペクトラム、こういった用語というものは、ここ10年ぐらいでしょうか、学校現場等でも使われるようになったことでありまして、用語一つとりましても、まだ10年ぐらいの歴史ですので、理論とか実践の蓄積というのが、非常に少ないというのが実情だと思います。ですから、そのサポートや対応については、学校現場においては、その児童生徒一人一人、そのたびそのたびごとに苦慮しているというのが一つの実情でもあります。

ただ、よく言われることでもありますけれども、早期発見、早期療育、早期からの教育支援が重要でありまして、発達障害でありましても、一人一人の子供の保育園や幼稚園のときからの特性の状況とか状態、具体的な支援内容、先ほど述べました移行支援シート、そういったものを活用しながら、情報を小学校段階へ引き継ぎ、そしてまた個別の支援プログラムをつくって、切れ目のない支援を心がけるということが大切であるというふうに考えております。

そして、小学校段階から、特別支援教育コーディネーターの先生を中心としながら、専門性の高い校内支援体制というものを構築して、保護者とも密接に連絡をとりながら、合理的配慮という言葉が、さっき障害者差別解消法のあたりから義務づけられてきておりますが、その子供一人一人に合った支援のあり方というものを研究し、そして実践していくということでありまして、例えば、合理的配慮については、先ほど御指摘がありましたけれども、視覚障害がある生徒とかにつきましては、文字を大きく印刷をした拡大教科書というものの、そういったものを活用できますし、聴覚に障害がある場合は、特別なイヤホンをつけてマイクを使うということなどもあります。

ただ、発達障害の場合でありますと、例えば、学習障害で文字がうまく読めない、書けないと

いうことに関しましては、先ほどありましたマルチメディアデジタル教科書とか、いわゆる教科書の本文が画面に出て、そして音声でそれを読み上げてくれますので、読み上げてくれるところが、ここを読んでいるというふうに色がちょっとずつ変わっていきます。そういったものなども合理的な配慮としては非常に有効であるというふうに考えております。かなり有効な手段であるというふうに考えております。

ただ、そうした機器を使うだけではなくて、例えば、この児童生徒については、特性によって大きな声を出してはいけないとか、大きな音を立てないようにするとか、それから話しかけるときに、「何々してはいけません」とか「何々するな」という禁止の言い方、命令の言い方はできるだけやらないとか、そういったようなことを打ち合わせて、みんなが対応していくというのも、これも合理的な配慮だろうというふうに考えております。

ただ、発達障害は個人差も非常に大きいわけで、また、子供の成長に合わせて、表れ方も少しずつ変化する場合もあって、合理的配慮、どういう配慮がいいかということも、発達の段階に応じて少しずつ変わってくる場合があるというふうに考えております。教育委員会といたしましても、議員御指摘のとおりでありまして、発達障害のある子供の障害の経緯、種類、これは一人一人異なっておりますので、個別にきちんと対応していくことが何より重要と、そういう認識のもとで、専門の先生や関係機関、そういったところ等の助言もいただきながら、一人一人に寄り添ったサポートといいますか、そういったものができるように、学校と一体となって主導してまいりというふうに考えております。

○森山 大議員

ぜひ教育長、そういう気持ちで対応していただければというふうに要請をしておきます。

いろんな発達障害児のお子さんは、親だけでなく、周りがみんなサポートをしていくことが大事だということです。家庭だけではなくて、学校あるいは医療機関が協力していくという、そういう姿勢が重要だと思います。

町長、教育長も、この発達障害児や特別支援教育にしっかりと取り組む決意をさせていただきますように要請します。

最後に、町長の答弁を期待して、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

発達障害児の関係につきましては、先ほどからいろいろとお答えをしていますとおり、対象の児童がかなり増えつつあるという傾向にあります。それは、看護師が乳幼児健診等で発見をするわけでありまして、やはり看護師自体も、ものの観察の仕方というか、非常に最近スキルが上がっているんです。そういう経験を積んでおりますので、発見率も高いというふうに考えておるところであります。そういうことで、対象の方については、議員おっしゃるとおり、非常に保護者の皆さん方も大変な御苦勞をされております。私も何回かそういう皆さん方と直接お会いしながらお話を聞かされたときに、大変だなというのを実感いたしておりますし、何とか行政のほうでも、これまでそういった施設もなかったんですけれども、クオラバンビーノをああいう形で開設をしていただいて、今、順調にされておりますけれども、要は、収容の人員が少ないとか、終日利用がないとか、その他のサービスもということでありまして、遠隔の場所でもありますので、もっと身近なところで送迎もうまくいくようにとか、そういういろんな課題もありますので、それらを解決ができるように、今、計画をされている民の方とも十分連携をとりながら、これからそういう方々が安心してお子さんを育てられるような環境を整備していきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、森山大議員の質問を終わります。

次は、10番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。白男川小学校廃校跡地の利用で、当初から町長が民業圧迫をしない、特に宿泊施設等の利用については民業圧迫をしないというふうに我々にも説明してられました。これは、今後、宿泊施設等が実際、開業すると同時に、本当に民業圧迫をしないように考えておられるのかをまず伺います。

2番目に、第3次さつま町行政改革推進計画の説明書の中に、31年度までですけども、役場職員の人数等あるんですが、それに対して、さつま町の人口の推移等が全く入っていません。特に、ここ最近では人口減少が激しいです。合併当初から比べても、合併当初には2万7,000人、2万8,000人あったんですが、もう2万1,000人まで減ってきている。特に、今後、それがますます人口減少が進んでいく。それに従って、こういうビジョンをつくるときには、やはり人口と役場職員の数、そういうのも入れなければならないと思いますので、今後、そのような人口推移等の計画も、それと役場職員とのそういうところも入れていく考えがあるのかを伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岸良光廣議員から行政改革について2項目についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、白男川小学校跡地利用につきましては、来年の4月の供用開始を目指して、現在、工事を進めているところであります。議員御指摘の民業圧迫の考え方については、この施設の2つの性格を持っておりますけれども、主に簡易宿泊の部分についてであるかと思っております。

宿泊者の主な対象者として考えておりますのは、一つは、このさつま町で合宿を行っているチームで、町外に宿泊をしているチームであります。現在でも、ここ数年の動向を見ますと、お隣の薩摩川内市に宿泊をしている人数というのが、いろんなスポーツ種目のトータル的に申しますと、1,200人から1,300人ぐらい町外に宿泊をということでありますので、この方を、やはりせっきくのさつま町でプレーをされておりますので、さつま町内で泊まっていただくということが大事かと思っております。そのことがやはり経済の振興につながると思っておりますので、そういうことを考えております。

そのほかの北薩広域公園とか、あるいは公園のグラウンドとか、あるいはかぐや姫の芝グラウンドがありますが、そういったところでのスポーツの皆さん方、あるいは宮之城総合体育館とか、総合グラウンド、ここでの合宿もありますので、そういった参加者のチームについて、県外はもちろん、県内の遠方からおいでの方の皆さん方のチームをお呼びできたらと思っております。

そのほかの長期休暇中における大学のサークルの誘致、けさの新聞にも、ある町の学校跡地を活用したサマースクールというのがありましたけれども、こういう形の誘致ができないかということがございます。そのほかの学校跡地の特徴を生かした施設の先進地視察を受け入れるとか、企業の研修とか、進学塾等の冬季のスクールとか、教育旅行、そういった方々の誘致を考えております。

そのほかの運営主体の皆さん方がそれぞれ企画をして実施をするイベントの参加者ということでございます。また、学校への思いが強い同窓生とか、そういう方々を対象にいたしております。

（発言する者あり）そういうことを対象に今、受けているものですから。（発言する者あり）そういうことで民業にないような形で、こういう方々を対象に受けるという、そういう答弁を今、しているんですよ。

○議長（平八重光輝議員）

岸良議員にお知らせします。議長の許可を得てから発言をしてください。今、答弁中ですから、答弁が終了後。

○町長（日高 政勝君）

そういうことで、こういう方を対象にして受け入れをしていくと、そういう考え方でありますので。ここは答弁していないとわからんとやないですか。（発言する者あり）だから、民業圧迫をしないような形で、こういう方を対象にして考えておりますと、そこを言っているわけです。

とにかく、ここは学校跡地を使っていますので、そういうことを中心にした形の受け入れを考えているわけでありまして。

それから、2番目の行革の関係の人口減の推移の説明が、ということではありますが、行政改革の調査特別委員会については、第3次の行革の計画に上げております4つの柱の関係と11の推進項目、35事業、これらの実績を中心に、今後の課題等について報告をしているわけでございます。

行革という視点を捉えて説明しておりますが、人口推移については、この場に特段触れなかったということでもありますけれども、御指摘のとおり、非常に行政運営については、基本となる重要な数値でありますから、次回の行財政改革対策調査特別委員会では、直近の人口動態を含めまして、整理をしながら説明、報告をさせていただきたいと考えているところであります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岸良 光廣議員

私は、何回も何回も町長から民業圧迫はしないという説明を受けておったんです。それについて、本当にそういうことはないんですねという確認ですので、それをしないならしないで、それで回答としては十分なんです。

それともう1点、確認ですけど、この白男川小学校の跡地利用で、うましき里きらら、これを町長は当初から地元から強い要望があったんだというふうに議会にも説明されてきました。ここでもう1回確認なんですけど、このきららの里は、白男川地区からの強い要望で、こういう計画をされたのか。あるいは、町が白男川区のほうに、こういうのをしてくれんかという要望でなったのか、そのどっちなのか、そこをお答えください。

○町長（日高 政勝君）

この学校跡地の利用計画については、当然、役場の中にも課長を中心に、跡地利用の検討委員会もつくって、いろいろ検討しております。そしてまた、地元は地元で、廃校になったところについては、地元にも検討委員会をつくって、地元なりの考え方をお出しいただきたいと。そこで、お互いにそういうことを考えて、より効果の上がるものをということで、どこの学校もそういうふうな形で進めているところであります。

○岸良 光廣議員

それでは、これは地元の要望と行政側からの地元に対する跡地利用の計画、どちらが一番強かったんでしょうか。行政側なのか、地元なのか、そこだけちょっとお答えください。

○町長（日高 政勝君）

行政側も私が説明をするときに言いましたけど、とにかく今、人口がどんどん減っている。こういう時代背景の中で、やはり町の活性化を図るためには、交流人口を増やさないと。いつ

も言いますとおり、交流人口200万人を標榜しています。そういう中で、スポーツ合宿というのは、そういう意味では非常に大きなウエートを占める。そういう中で、先ほど説明しましたとおり、せっかくさつま町に来ていただく町内、町外、県外を含めてたくさんいらっしゃるんですけど、宿泊の場合は1,100人、1,200人ないぐらいは、お隣の薩摩川内市にお泊まりということでもありますから、そういう方々を地元の町内で受け入れて、地域の活性化を図っていく。そういう狙いで、政策的にもそういうことが必要だということの思いもありますし、地元でもそういういろんな思いで話し合いをされて、すばらしい基本構想も立てられて、そういう形で提案もいただいたということでもあります。

○岸良 光廣議員

このうましき里きららで、総合でいくと1億7,100万円以上費用がかかります。そのなかで、一部、4,000万円ちょっと国の補助があるんですが、あとは全て町の税金です。その中で、現在、これは担当課からもらったんですけど、執行額の1億5,266万7,200円が今、支払いをされております。残りが約1,800万円。トータルで1億7,100万円の費用がかかる。

このうちの大半がさつま町の税金で賄われるということで工事になるわけですが、その中で、このきららの里を宿泊施設も含めて、担当課のほうから試算表が出てきています。これは指定管理をするための試算表だと思うんですが、今、町長の言われましたさつま町外に宿泊している。要するに、今、さつま町内の業者、旅館、そういうところに宿泊している人は違うんですよ、それ以外の、今、さつま町に宿泊していない方々を誘致するんだという町長の説明でしたので、その点で、ちょっとお伺いしますが、この今、試算表が、町長の説明であれば、当然、民業を圧迫しないということですから、去年までさつま町の旅館等に宿泊しておったチームは対象外という説明でありますので、ということは新規で宿泊を誘致することになってきます。その中で、まず試算表が出てきているんですが、その試算表の根拠を教えてください。

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

試算表につきましては、条例で定めました宿泊代並びに食事代、施設使用料等、あと諸収入として自主事業等で厨房等を活用される部分の光熱水費の相当分ということで、収入として約760万円。賃金等については、利用計画に基づいてやっているところでございますが、宿泊者数の根拠につきましては、先ほど言われました現行のコンベンションの関係で、町外宿泊をされているという部分で、およそ400泊、北薩広域公園、宮之城総合体育館、総合グラウンド、この部分については、申請書等を全部当たりまして、県外並びに大隅から来られるであろうチーム、これは今現在、さつま町には宿泊されておりませんので、その部分を新たに開拓していきたいということで約260泊、大学のサークルにつきましては、ここの建設に携わられました講師が福山市立大学に今はいらっしゃるんですが、この方がDIY等で今も来られることもあります。第一工業大学が最初、一緒にワークショップ等もやっておりますので、そこら辺も考えまして、大学サークルと文化系等も含めまして160泊になります。あと、イベント、また企業の研修、進学塾等のサマースクール、スプリングスクールというようなものを345泊と見まして、トータルの1,165泊ということで考えております。稼働日数については、108日、宿泊日数を66日で算定をしているところでございます。

○岸良 光廣議員

私が聞いた根拠というのが、この数字はどうやって出した数字ですかという根拠。例えば、高校生以下、年間660名です。それと、大学生、これが160名。それと、一般の宿泊利用者、これ345名出しているんです。その高校生の660名、大学生の160名、あるいは一般利用

者の345名、これの数字は何かもとになる資料があるんですか。要するに、試算表を出す場合には、例えば新しい事業を始める、新しい会社を始める、試算表というのは、こういうことであれば、これぐらいの売り上げが見込めるよね、それで試算をするわけです。これは宿泊の全部で約1,165名、これを、例えば、本当に宿泊してもらえる営業をしていますかということです。営業も何もせずに、これだけは宿泊してもらいたいという思いからの数字なんですか。それとも、最低限これだけは宿泊してもらえる、そういう根拠があるのであれば、そこを教えてくださいということです。

○商工観光PR課長（羽有 郁夫君）

現実的な数字でいいますと、コンベンションの部分の町外の部分の、この400泊につきましては、確実な数字になるかと思います。あと、北薩広域公園、宮之城総合体育館、総合グラウンドにつきましては、それぞれ県外という部分を拾い上げた数字でございますので、今現在は、本当、議員言われるとおり、営業でやっていく部分になるかと考えております。あと、ほかの部分についても、営業で頑張っていないといけな。ここの部分については、地元の方々についても、この数字をお示ししておりますので、地元のほうでも、これ以上にイベント等もやっていただいて、人数は確保していきたいと考えているところでございます。

○岸良 光廣議員

地元の方にも何人か話を聞いて、そげな人数が泊まりに来るはずがないよと。地元の方もそう言われているんです。その中で、非常に私はこの試算表を見て、余りにも何のことやろうかなと、意味がわからんですけど。例えば、高校生以下は1泊3,500円で660名、年間231万円の売り上げを計画されている。大学生は、160名なんですけど、この160名が、いろんな宿泊をするタイプが分かれて、理解に苦しむのが、160名に対して1泊4,000円のところが60%だと。4,300円が160名の1割だと。また4,500円の洋室タイプのところが160名の10%。Bタイプ5,000円が計算の中で1割。よくこんな計算ができるなと。普通、私なんか考えても、一般の利用客についても、345名に対してタイプで25%、20%、25%、25%として、金額がざっと出ているんですけど、ようこんな計算までできるなと、私のすごく不思議なんですけど。

なぜこういうことを言うかという、これ、どんだけ計算をしても、きららの里が受けたら、1年目から赤字になります。なぜか。今、営業していません。今、営業を誰もやっていない。これ4月から始めるというんだけど、この事務局を見ても、事務局の担当者が1名で、あと営業をする人、誰もいない。誰が営業するのか。行政が手伝って、行政のほうで、商工観光PR課で営業するのか。地元の方も、これを見ていれば、事務員が1人、責任者がおります。その後は事務員補助という方がおるんですけど、この試算にもいろいろ私、どんだけ課長の説明どおりに理解しようと思っても理解できないところがものすごく多くて、例えば、宿泊を1年365日あるんです。そのうち108日間を営業したいと。月に分けたら月9日です。9日しか営業しないんです。その月9日、年間108日なんですけど、今度はそれに対して、夜勤勤務、宿泊がある場合、年66日勤務。108日営業、月9日間の営業の中で宿泊をとろうとしているのに、宿泊者があった場合の夜間勤務者の宿泊が66日しか設定していない。要するに、108日から66日を引いた日の宿泊は考えていないという数字です。

ということは、何が言えるかという、合宿等はいつがあるのか。毎月ありません。5月の連休、8月の夏休み、冬休みに若干あるか、ないか、秋口。今、地元で受けているところが、一番長いところでも1週間です。短いところは1泊か2泊です。1泊か2泊、もしくは長くても1週間、5月と8月と冬休み等に若干あるのかなと思うんですけど、それが今の合宿等の現状なんで

す。現状なんですけど、それを年間のうち月9日間しか営業をせずに、今、この売り上げを目指そうと。これできららの里に指定管理を出そうと。赤字になるのはわかっています。

私が一番驚いたのは、4時間勤務というのがあります。その中で、事務補助員1名、これ、勤務が月9日です。私が言ったように、108日を12で割れば9日なんです。ところが、合宿に来るのは、5月と8月と冬休みぐらいですよ。それ以外の合宿はないですよと何回も言っているんだけど、すばらしいかな、毎月9日間は宿泊営業を目指すというようなことを計算されている。これがまずびっくりする。本当に、そういう宿泊の営業のことをわかっているのかなと。ただ、これは指定管理へ出すために、数字合わせでつくったんだろうなと思われま。一番びっくりするところは、4時間勤務者のところがあるんですが、夜間管理人というのがあります。括弧書きで、宿泊以外の施設の利用がある場合、夜間管理人を年100日、宿泊以外、宿泊をしないのに、夜間管理人がなぜいるのかなと。これに100日間勤務することを計算されている。これ、誰が見ても、理解できませんよ。

一番の問題は、今度は電気代です。電気代に基本料金が月24万1,056円、これ12カ月しますと、289万2,672円が基本料金です。それと使用料金とがあります。キロ何十円。これが本当かどうか、私、キロ数を見ていなくて判りませんが、びっくりするのが、使用料金が安い月で6万7,331円、高い月で17万9,192円。これを年額計算しますと、安いほうで見れば、使用料金が80万7,000円、多いほうで見れば250万円。こんなでたらめな数字を並べて、堂々と、ようこんな試算表を出すなと。

これであれば、町長、一つだけ言います。年間1,000万円で指定管理に出した場合に、どうやれば黒字が出るか。宿泊をとらないこと。宿泊者をとらずに1,000万円指定管理料を出せば、宿泊だけを除けば、あとの、例えば地域の方々の宿泊以外の計画されているところ、そこだけであれば黒字が出ます。だけど、宿泊をすれば、もろ1年目から赤字です。これは、先ほどの全員協議会で町長が、赤字に対して赤字補てんは一切しないというふうにお答えになりましたが、これからいくと、来年4月からスタートしても、今、宿泊のそういう予約をとる営業も何もないんですけど、今、言うた5月の連休と8月と冬休みぐらいが合宿等になっているんですが、それから考えたときに、町長、今のこの計画が妥当だとお考えなのか、いや、ちょっととお考えなのか。そこをお答えください。

○町長（日高 政勝君）

今、いろいろ申し上げられましたが、合宿も決まった5月、8月じゃなくて、実績からいきますと、ない月が4月の年度初め、あとは2月とか、あとはほとんど合宿されているんですよね。そういう実績が出ていますので、限られた月ばかりじゃないということです。それで、合宿の方もトータル的には年に6,000人、7,000人、8,000人といらっしゃるわけでありまして、そういうことも見込んでやっているわけでありまして。

また、余り人件費を最初からかけても、確かにおっしゃるとおり、非常に経営が大変だということでありまして、必要最小限な形で地元とも協議をしながら、こういう数字を、今、計画をしているわけでありまして。

とにかく、地元の皆さん方も一生懸命考えて、受けてやりましょうということになっているわけですから、最初から、そういう否定的な、そういうことをやってもらって、心配されることもありがたいんですけども、とにかく行政の受ける白男川区の皆さん方も、一生懸命考えてやりましょうという一つの意気込みで、この初めてのケースでありますけれども、そういう形でやっていっていただきますので、そこは十分御理解をいただきたい。

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時55分とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○岸良 光廣議員

私が、なぜここまでこれにこだわるかと言いますと、例えば、これで白男川小学校のきららの里これがスタートしてうまくいってくれればいいですよ。だけどこれが、1年目から絶対これ赤字になるなど、目に見えています。その赤字になった部分が、町長が全員協議会で宿泊の部分の営利的なところの赤字になったところは、赤字負担をしないと明言されています。ということは、もし赤字になれば、白男川の地元の方々が負担せんないかん。そういう構図になってくるから、私は心配しているんです。

その中で1つだけ、これは意図的にされたのかどうか判りませんが、電気代のところで若干の余裕は出るのかなと、基本料金の年間289万円は、ここに入っています。そのほかに使用料金で、さっき言いましたように、80万円から200万円台までものすごい幅がつくってあります。ということは、宿泊者が少なく、使用料金がエアコンを使うとか、そういうのが少なければ少ないだけ、電気代が浮いてきます。その分は赤字補てんになるのかな。そういうふうに恐らく考えてつくったのかなと思わざるを得んような、多分、この試算表を、まず議員の方々も見てもらえると思うんですけど、びっくりされたと思います、すごいなこれ。月7日間で、町長が毎月あるんだと、説明されました。

確かに、これ見れば、ほかのところなんでしょう。4月、5月、6月、8月ありますけど、宿泊日数、4月が1日、あるいは2泊、これ見てください。1泊、ここに書いてあるの。これどこのやつか判りません。これ、さつま町じゃないですよ、多分。これから見たときに、毎月9日間の宿泊をとれる、私は商工観光PR課長が言うように、その根拠が全くわからないんです。ようこんな数字が出せる。これ、私は本当に、このまま見切り発車して、白男川地区の方々に金銭負担を強いるのかということが一番怖いんです。そこを町長、もう一回聞きますけど、町長は全員協議会の中で、この宿泊に関するところでは赤字になっても、赤字負担はしないというふうに明言されました。そのお考えは今も変わりませんか、お答えください。

○町長（日高 政勝君）

私が申し上げましたのは、初めての、これからの運用になるんですよ、4月から。それで、今、このいろいろ試算をしてあります、電気料とかいろいろ。それで、実際、この電気なんかも水道にしても、稼働してみても、どのくらいのやっぱり電気料になるのか、水道料になるのか。やっぱり1年を通してみないと、結局は出てこんわけですよ。こういうスポーツ合宿等ができるだけたくさん受け入れて、うまく回るようにということでは考えて、努力もしていただくこととなりますけれども、そういうある程度の収益があるものは、できるだけそういう収支バランスはとれる形のほうがいいだろうというふうには考えております。

ただ、稼働してみないと電気料というのはどのくらいか、いわゆるこの辺については、やはり義務負担というのが、当然、町からも考えていかなければならないわけでありますので、そしてまた、一方ではこの地域の拠点活動というのをやっていく、高齢者サロンであったり、あるいは

この地域の活性化のために、いろんなこのイベントをやっていくということがあります。そういう面については、当然としてそんなに収入はないわけでありますので、そういうことについては、やはり町から考えていかないかなだろうというふうに考えておりますので、トータル的に考えたときに、収支バランスがとれないこともないように、初年度はなかなか判りませんので、1年を通してまた次の指定管理をするときに、2年後、3年後になりますけども、そのときには実績は出ていますので、それにおいて、赤字が出ないような形の指定管理料というのを出していく、ここ一、二年はやってみないと判りませんので、そこは実績を見て対応しなければならないと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○岸良 光廣議員

町長、電気代がやってみなければわからんちゅうのは、本当逃げです。ここの試算につくって。これは電気代ちゅうのは、基本料金のほかに使用料金です。使用料金で私が言うと、月に9万7,331円から17万9,000円まで。これ何を意味するかちゅうと、使用料はエアコン一台一台の電気1時間の使用料、照明全部決まっています。これは町長が電気代をやってみなわからんちゅうのは、本当は逃げなんです。電気代が一番明確に出ます。基本料金プラス使用料金ちゅうのは、全ての、例えば9日間なら9日間、全て運転をしたということで、1時間の使用電力数を全部計算していけば、1カ月間、9日間のマックスの電気料金出てきます。それがわからない、あるいは出ないというのは、これ本当に逃げもいここです。これは、恐らくここでごまかしてあるんだろうなというふうにしか考えられない。

ただ、ここで、私、このことだけではいけませんので、これは文教経済常任委員会の所管でありますから、そこでもきちっと協議されると思うんですけど、これは1年目から、4月からするにしても、誰も営業をやっていませんから、4月スタートをしても、恐らく営業していないから、宿泊者は恐らくいないでしょう。5月もしくは8月に若干の合宿があったとしても、恐らく1年目から赤字を出すのかなと。赤字を出した分を、補てんちゅうのは非常にほかの指定管理等の問題もありますから、ここだけ赤字が出た分を補てんするちゅうのは、これは難しい問題だと思います。

そこで、せっかく白男川地区の方々が頑張ってるんであれば、やはり、赤字が出ないような形で、いろんなことを組まないといけませんけど、これそういう試算も十分できてなければ、何にも、こうすればいいじゃないかというのが全く見えません。だから、この事業するのはいいんですけど、責任はじゃあどこがとるのか、もしここが破たんしたら行政が責任とるのか、白男川区が責任とるのか、という問題が、おそらくこのままでいけば1年後、もしくは2年目、出てくると思います。これは、そういうところを踏まえて、文教経済常任委員会の方々に十分審査をしていただいて、どうするか決めていただきやならんと思うんですけど。特に、地元の方々が金銭負担をするようなことがないように、その点は十分、文教経済のほうで審議していただきたいと。

私が思うに、今、町長が言われました宿泊費以外のところは、これ指定管理でいいと思うんです。モデルケースで。これ白男川だけで、ここで老人介護とか、介護のいろんなそういうものを含めて、サロンを含めて、これは指定管理されるのはものすごくいいと思います。なぜいいかちゅうと、今後、山崎中学校とか廃校になります。これでそういうところも、ここを指定管理されるわけですから、そのほかの地域も白男川地区だけ、それを指定管理するのはおかしいわけですので、ほかの廃校になったその地域からです。例えば、我々の学校も廃校になったところも、白男川みたいにそういう介護の関係とかサロンとか、それしたいんだというところがあれば、白男川も指定管理するわけですから、ほかのところは認めませんよとできないわけです。そこはやって

いただきたいというふうに考えます。

最後に、次の問題に入る前に、その辺のところを十分、文教経済常任委員会の所管のほうで審議していただきたいというふうに要請をして、次の2番目に入ります。

ここで、まず、私は一番何が言いたいかと言いますと、今現状、約2万1,000人ですけど、これ毎月、ことしの初めも、昨年も人口減のことで一般質問しましたが、今、年平均約480名ぐらい自然減になっています。これは死亡される方、高校生が卒業して出ていく、そういうのと新生児が生まれる人数、これ引いたときに大体480名、10年すると4,800人、へたすると5,000人になるかもしれません。仮に5,000人、10年後、人口が減ったとするならば、10年後は1万6,000人です。15年後はさつま町の人口が1万3,000人くらいになるおそれが十分、今あるというデータがあります。

この中で、じゃあ今、2万1,000人の役場職員、これ1万8,000人になったときどうするの、1万5,000人になったとき役場職員の数どうするんだろう。これ当然、人口が減ってくれば、職員の数も削減していかないとあわないわけですけど、そういうことに対する、町の10年後20年後に対する、町の職員数の数というものが、行革の中でもほとんど出てきていません。これについて、まず町長にお伺いしますが、仮に今2万1,000人が10年後1万8,000人、1万6,000人、そうなったときに、今、町長がさつま町トップですので、せめて10年後くらいまでは予想しなきゃならんと思う。そのときの役場職員の適正な人員をどのくらいと考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどのところで、ちょっと誤解をされておるようですので、はっきり申し上げますけども、先ほどから申し上げますとおり、全く新たな出発ですので、白男川の場合。それでやっぱり1年間を通してみないと、どの程度の活動をして、どの程度の入りがあって、それでまた出すものは幾らあると、その辺をつかまんことには、それで正式にこの指定管理はその2年後にまた再計算もした上で委託をするということでありますので、この間は実績を見ながら対応をしていかざるを得んわけですね。そういうことは理解をしてください。赤字補てんとかなんとか、しないとかなんとかちゅうことも、基本的にはこの実績が出た後はそうしますけど（発言する者あり）さっき言いよったことを今、答えているんです。そういうことで考えていますから、そこはもうはっきりと申し上げておきたいと思います。

それから、人口減の関係でございますが、確かにそれも今、さつま町に限らず全国人口減少社会に入っております。恐らく日本の人口も1億2,600万人、700万人が8,000万人になるんじゃないかというまでも下がっていくのも予測されておりますし、さつま町もおっしゃるとおり2040年ですか、1万5,000人、それから2060年1万1,000人と、約半分になるというようなデータも出ておりますので、これを何とか人口減に歯どめをかけんにやいかんだろうということで、創生の戦略をつくっているわけです。

そういうことで、いろんな手立ても講じておりますが、職員数についても当然、人口が減っていきますので、定員管理計画も見直しをしております。合併をしたときに約425人おりましたけども、10年後は100人落として325人まで減らしました。それからまた次の10年間のスパンの計画もつくっております。これからまた20人は減らさんにやいかんじやろうということで、平成37年ですか、その時点では305人までしようと、今の計画では。これもまだ、経過でありますので、人口がどの程度進むか、減が、それに応じてまた見直しをする利点もあるかと思っているところであります。

○岸良 光廣議員

この人口減は、町のこの行革の中の31年度版の中にも入っていると思うんですが、5年後か6年後には、もう既に1万8,000人になるだろうという、正式な書類も出ているんです、さつま町の中に。その中で、特にこれはことしの8月1日です。さつま町の総人口が2万1,534人、今これが下がっています。

その中で、65歳以上の人口8,467人、65歳。そうしたときに、18歳以下、零歳児から18歳まで、高校生までですけど、この数を大体4,500人くらいと想定した場合に、約残りは半分くらいがもう65歳以上なんです。特に、65歳から69歳が1,992人、70歳から74歳1,428人、75歳から79歳1,388人、80歳から84歳1,517人で、85歳から89歳が1,243人だと。90歳から100歳までが大体人数でいきますと900人くらいかなという形なんですけど、この中で、実際男女の平均寿命からするとものすごい方が自然減されていく。

だから、今言ったように、町長が次の10年後は20人くらい減らすんだと今言われましたけど、とてもじゃないですけど、10年後に1万8,000人、15年後に1,300人、1,500人、ここまで落ちたときに、2万1,000人で340人くらいなんだけど、それが4,000人も5,000人も減って、役場職員も20人くらいしか減らさん。誰が聞いてもびっくりします。だからそこは、真剣にやっぱり考えないかん。

特に、前回の9月議会で私は町長にきつく言うたことがあるんですけど、臨時職員を包括で民間に移すんだというのがありましたけど、恐らく今、340人の中で消防が48人くらいだったですか。残った分の正職員と臨時が160人、今おるわけです。するとどこで調整するかちゅうと、恐らく町長が臨時職員の縮小で臨時職も減らして、正職員は今言われたように、10年後に20人しか減らさんちゅうことであれば、もう臨時職員を減らすしかないわけです。だからその辺を、次の10年間の行革の中ではやはり、人口とあった役場職員の数というのを、町民に示さないかん。人口はどんどん減っていったって、役場職員は10年後20人しか変わらんとか、これ町民びっくりします。

だから、その辺を次の行革を推進するときに、例えば10年後20人じゃなくて、もっと減らさないかん状況がくると思うんです。そういうときに、町長は大ナタをふるう考えがあるのか、あるいは今の考えの10年後20人くらいしか減らんという考えでおられるのか、もう一回お答えください。

○町長（日高 政勝君）

過去もとにかく、やはりこの行政改革の主眼となるのは、やっぱり人件費の問題といわゆる借金の公債費なんです。それを中心に今までも減らさんにやいかんちゅうことで、財政の健全化を図ってきた。職員も100人減らしました。そしてまた、公債費もこの公債費比率の国が18%以上になっているのは18%以下にしないと。合併当時20%でした。それも今は5.3%まで借金を減らしてきました。これは非常に県内でも低い割合になっております。

ただ、これでやっぱりいかんという、これでよしということは考えておりませんので、さらにまた借金も減らさんにやいかん。人口が当然減っていきます。返済の関係も大変になりますので、その辺も視野に入れる。職員もこの定員管理計画をつくったのは10年過ぎた平成27年、その段階でこの新たに向こう10年間の計画の見直しをしたんです、3年くらい前ですか。その時点ではまだ、人口の減というのが年に300人くらいでしたので、大体20人くらいがどうかなということ減にしてみましたけど、おっしゃるとおり、この人口の減の幅というのが年々大きくなりますので、その辺については、今後のやっぱりいろんな対策を講じて、人口ができるだけ減らないような手立てを講じながら、一方ではどうしても減るという状況がくれば、その時点でい

いろ見直しというのは、毎年できるわけですので。それをどの程度するかは、今後の数字を見て、20人がこれはちょっと多いなというのがあれば、おっしゃるとおり適当な数の減をまた検討せんにやいかんと思っています。そこは今後の人口減の動向を見極めた上で、最終的にはこの平成37年には、ならどの程度が本当にこの人口減にふさわしい職員数かというのは、見出していく考えは当然、持っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○岸良 光廣議員

特に、先ほど言いました65歳以上が、恐らく18歳以上、それから65歳未満の方々のさつま町の人口と、65歳以上のこの8,400人の数ちゅうのは大体同じくらいだろうかと。18歳以下を除けばです。そうしたときに、なんで私がこういう急がんじゃないかんかっていいますと、平成29年3月、中学生の卒業生196人、30年3月185人、31年が184人なんです、これが15年後158人なんです。これ今、実際生まれた数から試算されていますんで。

それと、平成36年、18年後には、中学校を卒業する生徒が126人しかいない。もうそれだけしか生まれてない。まずいうならば、新生児、平成25年には新生児が1年間に152人生まれています。それが昨年平成29年は新生児が122人、ことし、これは大体毎年1月から12月で出してもらっているんです。その中で、1月から11月まで、先月まで新生児が107人です。恐らく今月10人も生まれなんでしょうから、恐らく110人前後かなと。

110人くらいしか生まれていない中で、中学生の数がものすごい急激に減っている。これは自然減と合わせれば、本当にことしの初め私が一般質問やったときも、約年間480人平均でした。ということは10年間で4,800人、高齢者が多いですから、へたすりゃ1年間でもし500人人口減がいたとするならば、もう10年後には1万6,000人になるんですよ。もうそこまできてる。だから私は急いだほうがいいんじゃないですかという一般質問なんです。

その裏付けとして、今言いましたように、もう中学生がこれだけしか卒業しないということは、当然、この中の高校生が卒業すればそれだけの人数が大半出ていくわけです。就職あるいは進学、その例えば毎年20人くらいでも地元へ残ってくればいいですけど、毎年20人というのは非常に厳しいと思います。ということは、自然減と18歳になった子供たちが進学、就職で出ていく、それと自然減とあわせたときに、どんどん人口減が進んでいく。だから、ここ10年間で町長本当に山場だと思うんです。

それで、今のこれ見て、いろんな調査見てみますと、さつま町は1万3,000人から1万5,000人になれば、人口減がある程度とまる。なぜか、高齢者の方々がもう自然減が、失礼なんですけど、今出ているこういう数の方々の自然減が10年後、15年後なってきた、さつま町の人口が1万3,000人、もしくは1万5,000人になると、さつま町の人口減というのはある程度ブレーキがかかっていく。そういうのだとわかっているわけです。だからそれを踏まえて、役場職員の数、正職員の数、非常勤職員の数、それを含めて次の10年間にはそこも入れて、きちっとやはり計画を組まなきゃならんと。これも待ったはできない状況だと思います。その辺について、町長のお考えをもう一回だけお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

非常に人口減のスピードが過去の10年間、そしてまた現在の動きを見ますと、本当におっしゃるとおり、数が多くなってきているというのが実感として受けとめております。

したがって、とにかくこの今、政策の大きな課題としては、いかにこの人口減に歯どめというのは難しいんですけども、それを緩やかな形に持っていくかというのが、非常に喫緊の課題だと受けとめて、さまざまなこの政策を今、講じているわけです、おっしゃるとおりです。

職員数の関係についても、先ほどからも申し上げておりますとおり、二、三年前に、3年くら

い前につくった人口減の動向を見極めながら、それでいろんな対策を講じながらまた、人口減が緩やかになるようにせんにやいかんということで、その時点では325人を305人までという計画でございましたけども、そういう今後の著しい動向を見極めながら、もうちょっと見直しをする時点がきましたら、これはもうそういう方向にならざるを得ないと、おっしゃるとおりだと思っております。

そうしないとまた、人件費高騰ということになりますし、そういうことがあるからこの前、提案をしましたとおり、正規職員は減らす一方で、またそういう臨時職員は民間のほうに移行していく、包括委託をしたいというのが私どもの狙いだったんですけど、なかなかそこまで理解をいただかなかったというのは残念です。そういう考えのもとにやってきて、行革の一環としてそれもやってきたんですけども、説明不足の点があったということはお詫びを申し上げますけども、そういうことで御理解をいただければありがたいと思っております。

確かに、そういう今後の人口減のスピードはさつま町に限ったことではないんですけど、やはりこのさつま町がこれからも、やっぱり元気のある活性化した町のためには、人がいるということが一番大事でありますので、おっしゃるとおり、なんらかの対策というのは、いろんなお知恵をいただきながら頑張っていきたいと思っております。

職員については、当然のこととして、そういう行革をしっかりと対応していかなければならない、そういう認識は十分持っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○岸良 光廣議員

9月議会で、臨時職員の件についても言われましたけど、当時最終のときにも町長は残念だということを言われましたけど、これは議会に対する軽蔑ですか。議会は議会でちゃんと、これは今はだめですよ、おかしいですよということを議会は議決したわけです。それがおかしいと言われれば、議会は存在しません。議会は執行部がやろうとしていることが正しいのか、あるいは今はなくていいんじゃないかと、それを正すのが議会の仕事です。それを議会から否決されたから残念だと。前回も今回も言われましたけど、これは議会軽視です。こんな言葉を使っちゃいかんですよ。議会は真剣に取り組んでいるんです。だから、もし議会で否決されたのであれば、それをもう一回検討されるべきであって、そこで残念という言葉が、議会が真剣に取り組んだことに対して、議会が全く理解してくれなかったと。議会は一生懸命やっているんです。そのところは認識を改めていただきたいと思います。

それと最後に、本当にこの人口減というのは町長も認識されているように、以前の10年間と今後の10年間はスピードも違います。だから、これは次の10年間の行革をつくるときにも、なぜかと言いますと、町長言われました。財政です。財政は、人口が減れば減るだけ、国からの国庫補助も少なくなってきます。ということは10年後、おそらく今2万1,000人ですけど、2万5,000人とかなってきたときに、国からの国庫補助もそれがカットされる。

そうなってくると、先ほどの話じゃないですけども、白男川の赤字補てんするのかしないのか、そういう問題まで、本当に切実に出てくると思います。だから、そこを踏まえて、今後の行革の取り組みについては、本当に人口はそこまで来てますよというのを理解した上で、正職員の数をどの程度にするのか、非常勤職員をどうするのか、トータルの人件費はどこまで押さえるのか。そういうところも含めて、行革で計画を練っていただきたいというふうに要望して、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

先に通告いたしました、農業政策について質問をいたしますが、今、人口減少の問題で議論が集中しておりましたけれども、町長、私はこの人口減少の問題についてもちっと触れたいと思うんですが。

町長は先の総合振興計画の中に少子高齢化、過疎化が進むことが懸念される、集落機能の活力低下など、地域コミュニティをめぐるさまざまな問題を克服するため、人口減少問題を我が町の最重要課題として位置づけ、産業経済分野では若者が住みやすい、住んでみたいと思える魅力あるまちを掲げ、6項目にも提言がありました。

その中に、1番目に豊かな地域資源の活用、2番目に基幹産業としての農業振興が提起されていましたが、現実には農家戸数の減少、また後継者不足、山間地の耕作放棄地の増と、農業を取り巻く環境は厳しい実情であることは十分承知のとおりだと思います。

これまでに、農の里親制度、営農指導員の設置、中山間管理機構等での農地集積や担い手確保と集落営農づくりなど、さまざまな政策、対策でこうした課題の解決に取り組まれているが、町内では先ほど申し上げました人口減少での集落活性化は非常に厳しい実態で、T P P問題も農家には稲作であったり、畜産、果樹と、これまでの地域農業で対応できるのか、生産課題は十分なのか、さつま町は農業振興を基幹産業としておりますが、現在の農業政策では、今の経営者そして地域を担う若い農業者、また、さつま町の将来を担う次世代を夢見る子供たちに本当に若者が住みやすい、住んでみたいと思える魅力ある町として、私たちはいかに知恵と汗を流すべきか。農業振興は範囲も広いです。すぐに結果は出ませんが、私は町長に以前から訴えていました。何事にも隗より始めよではないですかと。農政の厳しさは判りますが、これだけでは解決にはなりません。さつま町の基幹産業である農林業の振興について、これまでの成果とこれからの取り組む課題について、具体的に答弁をいただきたいと思います。

1問目に、地場産品を生かした農林業の推進策は万全であるのか。2番目に、中山間部の農業振興策をいかに考えているのか、3番目に農の里親制度の成果と今後の取り組みをいかにされるものか。

以上で、1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員から農業政策についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず1点目の地場産品を生かした農業の推進策は万全かという御質問でございます。農業の推進策については、さつま町の総合振興計画の農林業部門の具体的計画でありますさつま町農林業いきいきプラン、平成28年4月に策定をいたしましたので、これに基づいてさつま町の気候や特性に合ったこの作物を重点品目として選定をしまして、推進を図っているところであります。

中でも、園芸作物などの重点品目につきましては、重点推進品目としまして、里芋、カボチャ、温州みかん、ブドウ、なし、マンゴーの6品目、拡大推進品目としまして、トマト、イチゴ、ゴボウ、ハウスキンカン、梅の5品目、振興品目としまして、ジャンボインゲン、白ネギの2品目をそれぞれ選定いたしまして、推進を図っているところであります。

また、本町の特徴であります、中山間地域の水田の活用策として、今年度から水田活用の直接支払い交付金等につきましても、水田への重点品目の誘導策としまして、ゴボウ、里芋、かぼち

やも、3品目については10アール当たり4万円を5万円に引き上げまして推進を図っているところでもあります。

また、排水の悪い水田については、暗渠排水事業を実施いたしまして、水田の利活用に向けての基盤整備を合わせて進めているところでもあります。今後におきましても、農業を取り巻く環境については、非常に厳しいものとなっておりますが、各種事業の活用によりまして、地場産品を生かした農業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の中山間部のこの農業振興策をいかに考えているかということでございます。本町は紫尾山などのこの山々に囲まれた中山間地域でございます。川内川の支流を水源としまして、水田での水稻作を主体とした農業が古来より営まれております。

また、国におきましては、中山間地域の活性化を図るため、平成12年度から中山間地域等直接支払事業を実施いたしまして、5年を1期の対策として事業に取り組んでおります。本町は、第4期対策の4年目としまして、町内106集落協定によりまして、1,367ヘクタールの事業の実施が行われております。

本町の交付金額は1億3,588万円でございます。この取り組みについては、鹿児島県内の第1位の交付額でございます。各集落協定におかれましては、この交付金を活用しまして農地の管理、耕作放棄地への未然防止、地域活性化などに努めていただいているところでもあります。

また、集落協定の中には多面的機能の支払交付金事業にも取り組まれているところもありまして、これらの交付金を活用して農道水路の維持管理、あるいは農業施設の軽微な補修などにも努めておられまして、いわゆる施設の長寿命化に努めていただいております。

また、来年度からは柵野地区におきまして、県内では初めて、農地中間管理機構の関連農地整備事業を導入いたしました。同じくこの水利施設等の保全高度化事業ということで、高収益作物の導入型の2つの事業を実施していただいております。中山間部のモデル事業として、鹿児島県もこの非常に注目をされているところでもあります。この事業については、圃場整備の事業実施をされたあと、整備面積の1割以上に高収益の作物を作付するということで、圃場整備の負担金が促進費として地元に戻元をされる事業であります。

柵野地区におきましては、重点品目であります高収益作物としましては、里芋の作付けを計画されております。事業の完了後は里芋の作付け面積が大幅に増えることが予想されますことから、関係機関一体となりまして、種芋の確保とか、あるいは栽培技術の支援を進めていきたいと思っているところでもあります。

その他の中山間部におきましては、比較的小規模な農地が多いわけですので、農地中間管理事業の導入によります農地集積、あるいは圃場整備による条件整備、共同利用の機械の導入、そういったことを含めた集落営農の推進など、今までどおり推進をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の農の里親制度の成果と今後の取り組みについての御質問であります。

本町の新規就農者は、平成25年度から29年度までに22名ということで、年平均にしますと4.4名ということになっております。平成30年度におきましては、現在まで7名の新規就農者がございました。本町の新規就農者につきましては、年間平均5万円程度ということでありますが、そのほとんどが親元の就農ということでの後継者等でございます。

栽培とか飼養技術を学ぶ研修先といたしましては、農業大学校とか、あるいはこの親元などでの技術研修の場になっている状況であります。

また、Iターンとか孫ターンなどのこのように新たな農業を始めようとする方に対しましては、町内の指導農業士などの先進的農家が里親になりまして、最長2年間農業技術、あるいはこの農

業経営などを指導していただいております。

農業後継者を育てるための農の里親制度というのを、このようなことで平成29年、昨年の6月から創設をいたしたところであります。制度の推進につきましては、新規就農を目指す相談者と里親の対象者となります指導農業士の方々に、それぞれ説明を行いまして、理解を得てきているところであります。

平成29年度の活用実績は途中からということでございまして、実績はないわけでありまして、本年2月にトマト栽培を目指す神奈川県からの新規就農者へ、農の里親制度の活用によりまして、経営開始を説明して、御理解をいただいております。また、同時期に研修受け入れの里親となっていただくトマト農家についても受け入れを承諾していただきました。

ということで、研修がスタートしております。

なお、この研修者につきましては、8月から中津川地区でトマト栽培に取り組んでいただいております。さらにこの国への制度であります農業次世代人材投資事業の活用に向けた手続も進めているところでございます。今後におきましても、本町におきましては、振興局とかJA北さつま等との協力をしながら、指導農業士、あるいは先進的農業経営者の御理解をいただいて、新規就農者の掘り起し、あるいは育成などについての、いわゆる担い手農家の支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

町長から、種々答弁をいただきました。

農業政策については、平成28年、29年、そしてことしと、毎年追って私質問しているわけですが、今の答弁を聞きますと、柵野の活性化についてはことし実績が見られているということで評価いたしたいと思うんですが、ほかの面については、答弁書を見えますとほとんど変わらない、今までの事業を推進されているようなところに、見られます。

まず、1点目の地場産品を生かした農業推進策でありますけれども、まずこの項目的にも重点品目、あるいは振興品目、この品目についても、平成27年に計画されて、そのまま随時きているんですが。町長、先ほどから人口減の問題が出てますように、後継者不足、担い手減少の厳しい状況にあるんですけれども、農業が食の安定供給、あるいは多面的機能を維持し、地域の発展の大きな役割をあわせ持って、町の地域活動の源となる農業の振興ということをやっているわけですが、この重点品目、あるいはこの推進品目、町長は自分のマニフェストのところでは、焼酎とか農協が推進をしている薩摩のさつまブランドのところも推進していかれるということでしたんですが、こういう重点品目をいかに町内に広められているのか。

先ほど、トマトについては、中津川に新規就農者が1点見られるということをお聞きしました。この方、非常に私も、この前行って見てきましたんですが、頑張っていらっしゃる状況が見えます。そのほかに、やっぱし、この地場産品を生かす政策というのか、それとふるさと納税のところでも地場産品をぜひ、外にも出してくださいというの、総務省からも出ておりましたけども、こういう作物からくる地場産品の確立というのは、どのようにできているのか。トマト以外にはどういふものがあるのか、お示し願います。

○農政課長（四位 良和君）

先ほど御質問の中でありました、重点品目をどのように進めているかということでありますが、これにつきましては、国が交付金としていただいております、水田活用の産地交付金等を有効活用して、特に本年度からでしたが、水田における水稻からの転換といいますか、作物転換ということで、傾斜配分をしようということで、再生協議会の中では御理解いただいて、本年度取り組

みを進めたところであります。先ほどありましたように一例を申し上げますと、水稻からの、先ほど3品目ありましたが、里芋、ゴボウ、カボチャ等につきましては、1反当たりこれまで4万円だったものを5万円にということで、取り組みを推進しやすくするというであります。

一方で、先ほど議員から御指摘のように、年々栽培者が高齢化、農家が高齢化してきてまいりますので、なるべく初期投資が少なく、作物をつくりやすいものの推進ということで、そういったところの強化配分をしたところであります。

2点目につきましては、本年度から定年帰農者支援事業というものをスタートさせました。これは、JAと一緒に進めて取り組んでいます。これにつきましては新規就農と言いますと、若い方を考えがちであります。60歳定年前後を過ぎてからでも農業はできるのではないかと。高齢者でも75歳くらいまでは働いていらっしゃる方が十分いらっしゃいますので、そういった方に着目をして、定年後15年、あるいは20年頑張ってもらいたい。そうした場合には、初期投資経費の少ない作物でつくりやすいものということで、今回、この3点の重点品について、学習会を毎月1回進めてきたところであります。

結果として、農協の共販等の中に加わられた方も数名いらっしゃるようであります。今後こういった取り組みはさらに進めていきたいと考えております。

JAの少量多品目部会のほうを調べてみますと、平成19年度にスタートした、この軟弱野菜や根菜類の、いわゆる重点品目でない品目についても平成19年度では1,400万円くらいの出荷であったものが、平成29年度には1億円を超える売り上げになっていると。売れ先としては、おいどん市場とかイオンとかAコープとかそういったところに出荷しているようでありますので、特に高齢者が取り組みやすい、こういったものも推進していく支援策をこれからは取り組んでいこうと考えているところであります。

○川口 憲男議員

今、重点品目についての内容的なところであります。先ほど課長の説明にありましたけれども、定年退職者の就農の動きが非常にあるということなんですけれども、町が農業政策でしている分についての、いろんな支援策というのは、新規就農者とか、あるいは後継者ですか、その方が多いんですけれども、私もこの定年者の就農者ということは、非常に60歳を過ぎてからでも農業ができるんだと、これは私も賛同するし、私の周りにも多くの方がいらっしゃいます。

新たに畑とか農地を買って、それに取り組んでいる方もいらっしゃいます。紹介はしませんが、そういう方もやっぱり農政課として、あるいは町として掘り起し、あるいはどういう方がいらっしゃるかということは、もう十分されていると思いますけども、やっぱりそういうところも、何ていいますか、農業の農業政策の拡大につながるんじゃないかと思っております。

それで町長、先ほどこの重点品目あるいは畑地、田んぼ等の併合性を言われて、里芋とか、いろんなのを推進をされているということをお聞きしたんですが、具体的にそういう形がどういうふうに出てきたのか。あるいは、この重点品目の中で町の自慢としてどういうのができてきたのか、あるいは6次産業にどういうふうにつながっていったのか、そういうところも当然、記録としてちょうことじゃないけど、年次的に残っていると思うんですが。

以前、質問した中では、そういうことが答弁の中には出てこんかったんですけども、再度お聞きいたしますが、町長、こういう重点品目あるいは先ほど出てきました重点品目外でも相当売り上げが上がってきているということで、町長が把握されている中で、こういう品目がどれだけ伸びてきているのか。町内にもこういう生産者がたくさんいらっしゃるとういことで、あるいは先ほどの人口減問題がありましたけれども、そういう高齢者の方々が農業に頑張っているということで、そういうこともつながっていくんじゃないかと思うんですけど、そこあたりのところの

状況を把握されておりましたら、ちょっと説明いただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

重点品目を定めながら、それでまた拡大品目とか振興品目とか、それで先ほど申し上げたようなその品目を重点的に振興しているわけでございます。そういうことで、里芋等については、この面積の関係等についても伸びてきておるようであります。売り上げについても、若干のほう伸びておるところであります。カボチャとかゴボウ、イチゴも伸びておりますが、トマトですね、非常に100%というところもありますし、やはり今、高齢化がおっしゃるとおり進んでおりまして、新しいこの新規就農者ということも限られておる。後継者がいらっしゃるところはいいんですけども、このようなことで、やはり高齢化に伴ってリタイアをされるということがありますので、なかなか全体的にこれを伸ばしていくということは、非常に難しいことになっております。

それで、これらについては、やはり担い手の皆さん方が後をしっかり継いで、こういう重点作物を作っていって、今まで減らないように維持をしていくことが、今は大変な努力になっているかと思っておりますので、できるだけ減っていかない、先ほどありましたとおり、面積も確保できるような形でそういう形の推進もいたしているわけでございます。

特に、里芋等については、今回、新たに柵野も圃場整備後についてはやっていきたいということでもございますので、そしてまた加工の問題です、おっしゃるとおり。6次産業化も私も提唱をいたしておりますので。もう今、最近、里芋については、ここ3年間、この鹿児島大学とか、県の農業開発総合センターですね。あるいはまた、県の大隅加工技術センター、こういったところとも連携をしながら、いろんな活用策を検討いたしております。

特に、この湛水栽培法の実証データも発表されておりますので、例えばこの夏場の3カ月間は畝間に水をかけ流すことによって、収量が2割増加するとか、あるいはこの乾腐病菌も増殖を抑制できるとか、そういうことも出ておりますので、さらにはまたえぐみとか少なくなるというようなこともありますし、付加価値を高めながら、やっぱり親芋についてはペーストとか、パウダーにして、学校給食とか、あるいは麺類の活用、あるいは最近はお菓子とかアイスクリームに、最近また農協さんもこの新しい取り組みとして、ちくりん館でアイスクリームに加工して出したということもありますし、将来的にはこういう多面的な活用する方法もあるようでありますので、里芋の生産をするということになりますと、こういう6次産業的なこともつなげていければありがたいと思っております。実際、そういう方向で現在も動いているところでございます。

○川口 憲男議員

おっしゃるように、里芋については私も相当農場を見て回って、里芋が増えたなということを感じておりますけれども、おっしゃるように、やはり親芋に対する考え方、あるいはそのペーストとかの二次加工に持っていけるようなシステムがないと、どうしても製品じゃないですね、里芋自体が市場に出したときにどういう評価を受けるかということは、やっぱりいい品物をより多く出さなきゃ、生産地としての評価がされないところがあるんですけれども。

先般、串良のピーマンの出荷のところがあったんですけれども、あの選果場ですか、ちょっと訪問させてもらいましたけれども、確かに町をあげてこのピーマンに取り組む、ピーマンやなかったですか、ハウレンソウですか。もう一種類、二種類の作物について、町をあげて取り組んでいらっしゃるところがありましたけれども、うちのまちで今、こうして集荷場でまとめてなんかするちゅうのが、なくなっているような気がいたします。

以前には、佐志選果場のところで、例えば今は梨の選果が一堂に進むよとか。あるいは、私、桃を生産しよったんですけど、桃の時期になりますと佐志選果場で集約して、農協の共販で出してるちゅうことがありましたんですけど、今見てみますと、なかなかそういう作物ちゅうのが

なくなっているような気がします。

先ほど、町長のお答えにありましたように、減らさず、どうして維持していくか、またそこあたりをどうして伸ばしていくかということは非常に大事な時期じゃないかと思います。重点品目あるいはこの作物については柊野で里芋と併合した田んぼですか、圃場整備も始まるということを知っておりますけども、どういうふうに動いていくのか、非常に経過とか結果を見守りたいというのが実情なんですけど、ここに多めにいくんですけども、やっぱりこういうふうにして、柊野が校区をあげて全体が取り組んだ成果だと思います。

しかし、今度は2問目にも私言うんですけども、中山間地のところでも言うんですけど、こういうところのところが、地区を上げてそういうところは集約できるかないかと言ったら、ある程度、行政指導のあるいは農政課3課のほうから、もうちょっと力を注いでいただければ、その地域がそこまでできないと私は考えるんですが、町長、どうなんでしょう、柊野の2番手、3番手の活動が見られるのか。やっぱりそこあたりを伸ばしていかなくちゃいけないというのは、私は常々感じているんですが、町長はどういうふうにそういう取り組みを感じられますか。

○町長（日高 政勝君）

今、先ほど申し上げました柊野地区については、もう地域をあげて新しい事業を取り入れてやっていこうということで、まとまっております。鹿児島県で初めての事業の導入もさせていただいたわけですけども、もう今、圃場整備等についても国の政策として、農家負担なしで圃場整備もできるということでもありますけども、その代わり、農地は農地中間管理機構に、担い手に8割は預けるんだという、そのような状況もありますけども、こういうことが里芋なんかを、高収益作物をつくって回転していけば、それでまた加工とか、そういう面まで展開ができていけば、非常に一つのモデル的な取り組みができるんじゃないかと思っております。

それでまた、この事業の導入については、町内でもぜひ取り組みたいなという申し出も幾つか出ておりますけれども、ただ担い手に集積をするということもありますので、その辺の条件がクリアできれば、推進ができるかと思っておりますが、今のところは、柊野地区のそういう、緒についたところでもありますので、そこが成功するように、関係機関一体となって取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時05分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

町長より地場産品に対する推進策をいろいろお答えいただきました。この項目、地場産品の件について、再度お聞きいたしたいと思います。

振興策の中にも薩摩のさつまブランドの積極的にプロモーションを図ったり、推進をするということを書いていらっしゃいます。また、先ほども申し上げましたように、JA北さつまのほうで取り扱っているさつまのブランドというので、町長もこのところを推進していかれ、私もこれをもって推進を図っていくということだったんですが、先ほども申し上げましたように、町では

重点品目を決めていろんな推進をされているわけですから、さつま町にとっては、里芋なりカボチャなり、あるいはいろんなところのこの作物にいったときに、さつまはこれが特産品ですよ、特産物だよということも推進することが必要だと、私は思います。

最後にもう一回お聞きしまして、この質問を終わりたいと思いますが、町長、この重点品目の中からさらに充実させるような品目を推進していかれる考えがあるのか、お聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

過去もさつま町といえばこういうものだと、明確に打ち出せるもの、そういう特産品をということで、いろいろと御意見もいただいてきておるわけですが、さつま町は非常にこのいろんな作物ができるというところがあって、一つに絞った形で重点的にというところまでいたっておりません。何でもできるというのが、一つは特徴になっているんじゃないかと思っております。

そういう中で、やはり高収益作物として、あるいはこの高齢者の皆さん方も手がけられるというようなこともありますし、先ほどもおっしゃいましたようなことで、重点品目をそれぞれ園芸作物だったり、あるいはこの果樹の作物であったりということで定めているわけでございます。

この中で、やはり特質というところまではなかなか面的な関係のところがありますので難しいんですけど、今はもう特に里芋がいろいろ皆さん関心も高くなってやられているわけでございます。

どれという重点的なところも今のところ掲げてあるものを、もう特徴的がみだしないという面もありましょうけれども、それぞれが皆さんもう一点に絞ってというところまでなかなか難しいところがありますので、先ほど申し上げましたような振興品目を中心にしながら、その中で皆さん方が高収益につながっていくような取り組みを、これからも関係機関とやっぱり一緒になって進めていく必要があろうかと思っております。

非常にそういう立地条件がさつま町の場合、そういう面では何でもできるからいいんじゃないということになっているようでありますから、その中で、農家の皆さん方が本当に意欲を持って収益も上がるというものを目指して頑張っていただければありがたいのかなというふうに考えているところでございます。

非常にこう一点集中というのは、現在のところは難しいのかなという感じを持っております。

○川口 憲男議員

一点に絞るということは難しいが、最終的に重点品目等を推進するという考え方にはかわりはないでしょうから、そのところを十分担当課ともあれ動かしまして農業振興策につなげていただきたいと思います。

2番目の、中山間地の農業振興策ですが、これは、中山間部の農業対策ということについては、もう前にも随分申し上げまして、山間部の迫田、小規模の変形農地の集約が進まず耕作利用は困難ということは、前にも答弁いただきました。

この中で、今の農地中間管理機構による農地集積、中心部については条件がいいものですから、そこに集中して担い手も集まる、集まるちゅうことじゃないですけど、貸し借りも十分進んでいくわけなんですけど、中山間地においてはどうしても年齢的にも高齢化されて、また集約化も進まないというところがあるんですけど、その中で町長やっぱりこういう中山間地でも適地適作というのか、あるいは6次加工につながるような、そういう作物の推進とかいうことが必要性になってくると思うんですけど、前にも答えられたと思いますけれども、再度お聞きいたしますが、こういう中山間地の迫田といったらちょっとあれなんですけど、小規模の変形農地とかそういうところに対する農業政策というのは以前とかわらないのか。やっぱりそこあたりにどういう思いをお持ちなのか。再度お聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

非常にこの本町はどちらかといいますと、耕地は水田が主体でございます。畑地地帯とは違うということで、作物もある程度、限られてくるというようなことであるかと思っておりますし、水田の場合は、やはりこの汎用化が効けるということが大事であります。

やはり、排水が悪いと、やっぱり水稲以外なかなか難しいというのがありますので、先ほどから申し上げておりますとおり、水田活用の、利活用のためにはやはりこの水稲にかわるものをつくるとなると、やっぱり汎用化ができる、排水対策というのがいかに大事かということで、町単でのこの補助割合を高くしながらやっておりますし、今回は、柊野地区の場合は排水対策までできるように、そういうところまで考えてありますけど、そういうことができるようであれば、一番大事でございます。

中山間の場合、非常に山間迫田も多いし、有害鳥獣の対策も必要であるということで、田間田とは違って難しい面もございますが、やはり、担い手の皆さん方がやっぱり活用していくとなりますと、排水の問題、そしてまた大区画の整備とかその辺のところも対応はこれから必要になってくるかと思っておりますので、今回、柊野の場合もそういう担い手のほうに預ける、そしてまた、圃場整備も負担なしでやれるということのそういった事業は活用できるようであれば必要なことでありますが、そこはまた地域の皆さん方の全体的なこの話し合い、やはり農地の貸し借りというのが出てまいるわけですから、その辺はお互い十分な話し合いの場というのを設けていただいて、そしてまた、何をつくるかということについても、将来展望をいただきながら、関係機関とも一緒になって話し合いをしていくことが大事かと思っております。

○川口 憲男議員

おっしゃるように、その中山間においては維持存続、今町長の申されるように、水田の圃場整備と柊野に続くようなところを推進し、あるいは担い手、それから後継者が育つような仕組みづくりが大事だと思っております。

農業の、農家の維持確保のために、あるいはその地域の話し合いとか、そういうのを積極的に進めていくということも以前にも述べていらっしゃいますけど、おられますから、より以上に努めていただきたいと。そして、柊野に続くようなところが町内にもどんどん出てくるように希望するところであります。

また、それには先ほど町長の答弁にありましたように、負担率の少ない、ましてや負担がまずないということはちょっと厳しいところもあるんですけども、負担も少ないような国、県の事業を取り入れられていただくように、これも要請をしておきます。

そしてまた、3番目とちょっと異なるんですけど、この農の里親制度、これ平成29年の6月にあれされまして1年ちょっと。話を聞いたところでは、ことしの取り組みというのは、まずないという言葉はおかしいんでしょうけれども、1組あって、それをされていると、されていないということでした。

非常に農の里親制度ということは、私も最初、質問をしたときに、非常にいい制度であり、どんどん地域にそれが浸透することを希望しておったんですけども、平成30年12月を迎えた時点でもそれがまたそういうあれは見えていないと。

今、例えば、5万円の150万円ですかね。青年就農資金にいたっては県の事業ですけども、ほとんど後継者、農業後継者の方々がされているということをお聞きしておりますけれども、やっぱりうちのまちで、やっぱりこの農の里親制度をさらなる推進を図る必要があると思うんですけど。

平成29年から取り組まれて、ことしの、今の段階で何が足りなかったんだろうかという反省

があったら、ちょっと申し述べていただきたいと思います。今ここまできてどうですかね。

○町長（日高 政勝君）

先ほども申し上げましたとおり、この制度を新しくつくりましたのは平成29年の6月、年度途中ですから、29年度の場合は、まだ周知をする期間でありますので実績は出ておりませんけれども、30年度は先ほどありましたとおり、神奈川県からも1人入ってトマトをつくるという実績が出ております。先ほど報告したとおりであります。

今後におきましても、こういう制度をうまく活用して、Iターンであろうと、Jターン、Uターンでもいいでしょうけれども、そういう農業をしっかりと頑張っていきたいという意欲を持って取り組むような就農者が出てくればありがたいと思っております。そういう覚悟とともに、また一方では、初めて取り組むとなるとそういう技術の問題、簡単には農業経営というのはいかんわけですから、町内にもいろんな指導農業士とか、あるいは新進農家のところもいっぱいありますので、そういうところの御指導をいただいて、やっぱり地域といったら就農ができるような取り組みというのは、相互に連携をしながら進める必要がありますので、これも御協力をいただきながら、関係機関で推進をしていきたいというふうに考えております。

○川口 憲男議員

そういったところで、町長、平成29年度に取り組んで、今度1年目、1人はそういうふうにして生まれてきたということなんですが、やっぱり指導農業士ですかね、指導農業士ということかな、こういう方の努力というか協力をいただきながら、これをまだまだ推進していくことが大事だということをおっしゃいましたけど、まさに私もそういうところがあると思うんですけれども、私いただいた資料によりますと、この指導農業士をいただきましたが、17名がいるということで、これ北さつま農協の関連だろうと思うんですけれども、実際、さつま町の方々というのは12名ですかね、花卉、それから水稻、果樹、そのものを含められて、北さつま農協管内だろうと思うんですけれども、祁答院も入っていますから、その方を含めたら17名の方がいらっしゃるということでしたので、非常に指導者としては優秀な方がいらっしゃるし、また営農指導員ですかね、営農指導員もおりますし、そこあたりのところで、指導体制とかいうのは十分できているんじゃないかと思っております。しかしながら、先ほどおっしゃいました、それを希望する人たちがどうなのか。実際、農業をしたいとか何をしたいそういうのがあるのか、Uターン、Iターン、それを含めてあるのか。そこあたりは今後、努力をしていかなければならない点になると思います。

先般の南日本の新聞の中に、社説にこういうのがありました。もうごらんになったと思いますから文面はちょっと省きますけども、農高離れに生徒の特色をみがきたいというのがありました。全く私も感動というか、感銘を受けて、全くそうだなということを感じたんですけど、先ほど、人口減の問題で高校生が卒業すると外に出ていくということがありましたが、町長この新聞をご覧になられて、例えば、薩摩中央高校のほうに振興対策支援ということでいろんな補助をされておりますけど、やっぱり、地域の農業を支える支援があるんですかね。新規就農者、あるいはそういう若い高校生、そういう方々にこういう新聞の情報を見られて町長はどういう感銘を受けられ、感銘じゃないですね、どういう感じを受けられたのか。私が思うのには、そうだな、やっぱり私はこれを町長、さつま町が発信になって県にもこれを、県知事にもこれを推進して、県が挙げて鹿児島県に、農業高校の生徒が1人でも2人でも残るような施策を講じられるべきだと思います。

町長、この新聞の記事を見られて、薩摩中央高校の支援策にこういうところをもう少し取り入れるような考え、それとまだこれは農の里親制度の、これにも十分マッチすると思うんですが、

その考え方はお持ちでないか、お聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

薩摩中央高校は、平成29年度のこの卒業者の就職をされた方が約61名ぐらいですかね、そのぐらいですけど、そのうち県内に就職をされた方は40名ぐらいですかね。その中でも地元に残っている人が20名いるということですから、就職の割合からすると3分の1はこの地元に残っているということですから、何らか事業所に農業も当然あるかと思えますけれども、農業の場合は、さらにスキルを上げるということで、農業高校なり、あるいはまたいろんな試験場とか、というところもいらっしゃると思えますけれども、とにかく若い人たちが地元に残っていただく、このことがやっぱり人口減に貢献をしていただくということでもありますので、いろんな定住対策については、これまでも本年度から地元就職したら奨励金をやるとか、あるいは奨学金をして、奨学金をもらってよその学校に行っても帰ってきたら全額助成しますとか家賃の補助をしますとか、いろんなこともやっているわけでありまして。

そういう中で、農業の関係についても、やっぱり県立大学を卒業したら、ちゃんと後継者として残っていただく、そういう方向もあるわけですので、そういうことについては、高校振興対策のほうにも十分要綱としては提供いたしておりますし、活用いただいて、一人でも多く残っていただくように努力はしていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

今答弁ありましたように、いろんなところでも施策とかあれを講じられているわけですが、こういうふうにして新聞も取り上げられるぐらい農業に対する後継者不足のためにあれされています。まだ、薩摩中央高校も定員割れを防ぐために支援策ですか、高校支援策をされているんですけど、やはり、先ほど申し上げたように、さつま町は農業を基幹とするまちですから、そういうところの中で多くの方が地元に残っておったと、残ったということを聞きますけれど、やっぱりそういう方、子供たちのためにぜひこういうのがあって農業に従事せんかとかいうことをしていただきたいとは、私はもう常々考えておりますけれども、町長、その中でもう少しこの農の里親制度にもふれて、町独自に若者を支援するなどということをもうちょっとアピールするべきだと思います。

ただ、全然その農業政策がだめちゅうことではなくして、今の畜産のクラスター制度で若い畜産農家の方がどんどん畜舎を県の補助をいただきまして改造されて取り組みをされております。何カ所か農場も見にいくんですけど、その意気込みを嬉しく感じているんですけども、私の言葉で言えば、きばれよとしかないんですけども、やっぱりそういう気運がどんどん野菜づくり、あるいは稲づくりのほうに、果樹づくりのほうに、農政のほうにもう少し生まれてこないものなのか。

また町はそこあたりにもう少しJAと協力してでもいいですけども、そこあたりを訴えていく必要はないのか。そういうことが人口減にも歯どめになると思っております。

町長は以前、人口減に対してはもうこれを人口増を図るというのではなしに、いかにこれを今のままで維持していくかということをおっしゃいましたが、私も全くそうだと思うんですけど、それでやっぱりこういう高校生に訴えかけていく、若者に訴えかけていく。当初で申し上げましたように、住みやすく、何ですかね、若者が定住したいまちの希望になるのか、持っていくようにするのか、若者が住みやすい、住んでみたいと思える魅力あるまちのまちづくりにいかに努力されるかということがあるんですけど、町長、そのところをもう一回その生徒増に、生徒増じゃないですね、農高の生徒たちがいかに農業に目を向けるかということに対して、もう一回、町長の意気込みというか、今後も振興策はとられていくと思うんですけども、そういうところを

いかにまた推進していかれる考えなのかお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

町政の中でもこの農業振興というのは本町にとっては基幹産業だという位置づけをしております、やはり、将来的にもそういう中で農業はますます充実、発展をしていきたいなど、いってほしいという非常に強い願望があるわけでありますので、町政としても大きな柱として重点的にこの取り組みをいたしているわけであります。

そのために、やはり、今の農業従事者の高齢化というのは69%、70%になっているわけありますから、いかにこれからその農業を振興して維持をしていくかということについては、担い手をいかに確保するかというのが喫緊の課題でありますので、後継者を中心に、後継者が残るということは、やはり自分の家の経営が本当にこの経営的にも本当に採算がとれて他産業に負けない、所得を上げる、そういうことをずっと見ておれば後継者は戻ってきたと思っています。

特にそういう経営をまずはやっぱりされて頑張ってください。いろんな事業もありますし、そういうものをしながら、自分の今、認定農家にしましても5年後の経営計画はこうするんだとか、そしてまた新しい新規就農の皆さん方も5年後はこういう就農の計画をして望んで行きたいと、そういう強い意欲を持って計画をされて取り組んでいただいているわけですから、そういう方々がもっともって増えて、この基幹産業をしっかりとまた維持存続をしていただきたい、そういう強い思いがありますので、この担い手育成等については、さらにまた力を注いでいきたいと思っておりますし、いろんな条件整備についても行政としてやれるところはやっていきたいと思っておりますので、その辺はまた御理解をいただきたいと思っておりますところであります。

もちろん、この行政だけではとてもできるわけではありませんで、やはりいろんな関係機関、本町は県の関係機関とか国もありますし、そういう皆さん方との連携をうまくとって、一つのベクトルを一緒にしながら取り組んでいくことが大事かと思っておりますので、その辺もまた今、連絡協議会もつくっておりますので、そういう中でうまく連携をしながら、そういう担い手の育成については努力をしていきたいと思っておりますところであります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、5番、米丸文武議員の発言を許します。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

それでは、私は、観音滝公園の運営について町長にお伺いをいたします。

町長は、先般の全員協議会におきまして、観音滝公園滝の宿の温泉施設のポンプが、平成24年7月以来2度目の故障が発生したために、多額の修繕費がかかるために、平成31年3月末をもって温泉施設の運営を中止したいと発表されました。このことにつきまして、町長の見解をお伺いいたしますけれども、4項目について通告いたしました、まず1項目について質問をさせていただきます。

観音滝公園は、旧薩摩町時代に、町内には住民が気軽に利用できる温泉施設や憩いの場がなく、子供たちから大人まで利用できる施設として、また町外の人々のこの観光交流のため、鹿児島県の伝統文化である薩摩切子の技術者を招き、ガラス工芸技術の体験ができるようなガラス工芸館や交流センター、ビジネスのために来町された方々、冠婚葬祭、盆正月の帰省客の宿泊場所の確保、地域経済発展のための農林漁業体験実習館、青少年育成や親子、家族が楽しく利用できるキャンプ場やログハウス、観音滝や清流を生かした流水プール、公式グラウンドゴルフ場など、町の総合的活動交流拠点として歴代町長、議会、住民が熱い希望を持って建設された総合的拠点施

設であります。

公園の利用者は、合併当初10万人から11万人の利用者がございましたが、当時より減少しているものの現在、平成29年度に7万851人利用者がいました。そのうち温泉入浴者は3万7,084人、1日平均105人の利用者、それから宿泊者については1,584人、1日平均四、五人の利用がされております。

その中心的温泉施設の廃止は、地域住民の温泉利用ができなくなってしまう、高齢者の楽しみや健康増進にも影響するばかりでなく、公園施設全体の利用者減少を招き、今のさつま町が目指す交流人口200万人の目標についても、多大な影響を及ぼします。

また、公園全体の売り上げ5,315万9,000円のうち、入浴料金収入は1,077万1,000円、宿泊収入923万7,000円など、ほとんどが見込めなくなってしまう。残りの施設だけでは経済的影響、温泉施設以外の公園管理費は今後の町の財政負担につながることで予想されるわけでございます。合併して周辺部となった地域住民のよりどころの縮小は大きな反発が予想されます。

温泉ポンプ更新や温泉掘削経費1億5,900万円は現在の町財政に大きく負担になるでしょうが、同施設の継続をするべきだと思います。町長の見解をお伺いいたします。

あとの3番目、4番目の事項につきましては、順次、答弁を聞いてから質問をさせていただきますので、この件を1回目の質問とさせていただきます。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員より、観音滝公園の管理運営について4項目の御質問をいただきました。その中の前段の2項目についてをお答えをさせていただきます。

観音滝公園につきましては、旧薩摩町の時代に平成元年度から平成12年度にかけまして水と山城の里づくり事業といたしまして温泉施設を初めキャンプ場、体験実習館、交流センター等の施設を年次的に整備されてきたと承知しております。

御質問にありますように、観音滝公園の利用につきましては、夏場を除けば通年利用できる温泉施設を中心としたものになっております。

このような中で、今回の温泉ポンプの停止を受けまして更新についての検討協議を慎重に行ったところであります。温泉ポンプ更新ということもございますが、ポンプ更新にとどまらず、井戸内の交換の劣化が相当進んでいることを懸念いたしております。交換の補強としてステンレス管を中に挿入をいたしましても、全体の3分の1程度しか対応できないということで、更新しても今後どの程度の稼働ができるのか、なかなか不明な点がございます。

なお、ステンレス管の挿入を含めると、現在のポンプに更新をする場合、2,700万円程度、国産のポンプに交換する場合でも2,000万円程度の経費が必要となりますし、更新したにしてもまた同じようなことの繰り返しになり、財政負担というのは非常に増加の一途になるんじゃないかと、更新をしましてもそのような事態が考えられますので、非常に苦渋の選択ではございますけれども、この際、更新を断念せざるを得ないというところでございます。

地元の皆さん方の御意見は確かに熱いものがあるかと思っておりますけれども、これまで開設をされてから相当年数がたっております。これまで、やはりそれなりの所期の目的というのはもう果たされてきたというふうに考えております。

まだしばらくはいいんじゃないだろうかということで、温泉の関係はそのようなことで停止をせざるを得ないと考えております。

あとまた、いろんな施設がございますので、ここの施設の効用をどのようににはっきりしていくかということは、今後の課題であるかと思っております。

今回の温泉ポンプ停止によりまして、御質問にありますとおり、周辺部の均衡ある発展を目指すべきではないかということでございますが、今後につきましては町の基本的な考え方を、まずはこの指定管理者のほうにお伝えをし、その対応の動向によっては、さまざまな選択、判断が必要になると考えられるところでございます。

もちろん、この今後あとで質問されます地域住民の皆さん方にもお話をする機会も大事かと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○米丸 文武議員

今、町長のほうから、要するに私は質問で新たに温泉の掘削をして1億5,900万円ぐらいはかかるだろうと説明されております。それまで含んだ考え方をお聞きしたところでございますけれども、それはさておきまして、今後のいろんな周辺の建築物ですとか、施設の修繕費、ここにも明細が出ておりますが、こういうものが今ここで一挙に今しないといけないというような建物の状況でもないと思われませんが、こういうこともかかるので、また温泉ポンプをすると、これだけ見ても金額的には7,300万円ぐらいの経費がかかると、一挙にしたとしてもですね。そのようなことであろうと思います。

そこいらのところについては、今、維持費がかかるから当然新たに掘削するようなことは考えていないような答弁であったように受け取るわけでございますけれども、本当にそういう新たな掘削というのは全然考えない。もちろんその施設自体を利用しないという考えはわからないというような表現であったようでございますが、そこいらを町長のほうでは所期の目的は果たしましたというふうに受けとめているということでございますが、今現在、形として利用されて住民の方々も交流される観光の方々も見えているんですよ。それを来るなど、利用できなくなるということを判断されているんですよ。そこについて、それでいいのかというのを私はお聞きしたい。その点についていかがですか。

○町長（日高 政勝君）

温泉については、これまでのいきさつ等も述べてまた相当な経費をまた必要とすると。今後はこの、仮にこの温泉ポンプをかえたにしても、管そのもののやっぱりこの老朽化というのを考えますので、さらなる経費が必要であるということが予測をされます。ポンプだけかえても、また繰り返しになるのかなと思っているところです。

今回の場合も平成24年に更新をいたしまして10年ぐらいつつのかんと思っておりましたけれども、その半分、5年ちょっとしか耐用がなかったということであります。年数が経てば経つほどまた管自体も古くなっていきますし、非常に難しいなという感じを持っております。

そしてまた、新たにまた温泉を掘削するかとなりますと、それも多額の経費が予定をされておりますし、温泉だけまたしても、またいつかはずっとまた繰り返しになってくるんじゃないかと思っております。そして、また一方では、施設の老朽化が、ほかの施設もどんどん老朽化をしていきますし、ますます維持費というのは膨大なものになっていくだろうというふうに考えております。

私は、それぞれ開設をされましてから、平成元年から12年にかけてこの整備をされて、その後においてはそれなりにやっぱり効果というのは発揮をさせていただいているかと思っております。そのことをお伝えしたわけで、それなりの所期の目的が、もうこれまでの間は十分働いてきたのかんと、それでこれからはまた新たな温泉は、仮にストップをした場合、指定管理者と、これか

ら話をせんにゃいかんですけど、やっぱり温泉がなければいかんですよね。なら、町としては3月いっぱい温泉のこういう経費についてはなかなか難しい面がありますよということを提示して、あとは指定管理者のほうでどのように考えていらっしゃるか、そこを聞いた上で、どうしても温泉が必要であるというのは、自前で考えていかれるのか、あるいは町がそれだけの支援をしないと、もう継続は難しいと言われるのか。その辺も今後の協議のところだと思っております。

温泉がなくても、例えば、ほかの施設を活用して入り込みを図っていくとか、いろんな利用の仕方等は出て来るかと思っておりますので、その辺の考え方もお聞きしながら、必要な対応というのは出てくるかなと思いますけども、ただ、基本的には、町としてはこれまでずっと流れを見たとき、引き続きこの温泉活用をしていくとなると、新たな泉源を確保、投資をして、本当に温泉がこれまでどおり確保できるのかという、新しく泉源を掘ったときですね、そこの、そしてまた財政的な問題、そしてまた今後の利用形態、いろいろ総合的に考えたときに非常に難しいところがあるなということにいたしているわけであります。

もちろん、この指定管理者とか、あるいは期限がきたあとまた再度、どういう対応をしていくかというのは、十分また慎重に検討をしなければならないと思いますけれども、今の段階では、非常に厳しいところを受けとめているところでございます。

○米丸 文武議員

なかなか考え方を検討していこうというような気持ちをお聞きするべきことができないというのは、実に残念でございますが、今町民が2番目の事項のことについて、このことについて質問をさせていただきますけれども、町民が安心して生きがいと希望を持ち、そしてまた、豊かな暮らしを、そのまちを維持発展させて、町民人口の増加や地域を支える若者が町内で暮らせるまちが求められているわけでございます。

後継者確保についても町人口の増加についても、そういうようなことに今一生懸命に取り組まなければならないというような、そういう時期でもあるわけでございます。

そのためには、町の中心部、周辺部の均衡ある発展を目指すべきだと思います。生まれ育った地域を守り、地域活性化に一生懸命に取り組んでいる人々もでございます。今回のこの温泉施設の利用中止は、周辺部の生活環境やいろんなものにマイナスとなってしまう、住民の今後の希望や意欲を大きく失うというふうなことにつながってくると。一方、減退することにつながるというふうに思います。それでも町長は町の財政負担を理由にこの施設の廃止を進めようという考えなのか、これをお伺いしたいということと。

今、今回の議題として上程されております。さつま町うましき里きららの学校は白男川小学校跡を活用して地域住民のさまざまな活動を通じたコミュニティーの場、都市農村交流及びスポーツ合宿を推進しながら、地域の活性化に資するために1億7,163万1,000円を投じて整備され、来年度から1,006万円の年間指定管理料を支払って、地域に運営を委託しようとしております。

対象となる地域、施設の規模のその面からしますと、観音滝公園は、先ほど申しましたように、旧薩摩町において平成元年から12年間の月日をかけて17億830万円以上のお金を投じまして、大きな期待を持って整備された薩摩地区の拠点となる施設であるわけでございます。

現在の指定管理料は1,272万4,000円でございます。それで、維持管理をされている状況でございますが、その施設の中心となるのが、温泉施設ということでございまして、財政負担は大きいからこの利用を中止して、利用客の減少も仕方がない、判断されるこの取り扱いについての違いというものは明らかに違うわけでございますが、この中心部、周辺部の均衡ある発展につながっていかないんじゃないかということでございますが、この点についてはどのような判断

でこういう違いが判断されているのか。それについての御説明をお願いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

観音滝のこの整備につきましては、旧町の時代にいわゆる拠点としてこの地域活性化の一環として整備をされてきたわけであります。施設だけで17億円ぐらいですかね、そしてまた、現在まで指定管理料も含めると20億円ぐらいの投資になってきております。

先ほどから言いますとおり、これまで非常に合併した後についてもさつま町の一つの観光地の起点として効果というのは発揮をしてきたものと考えております。ただ、これからずっとまた施設があるうちずっと整備をしてやっていくかということになりますと、やはり、町も全体的な財政というのが当然ありますし、やはりおっしゃるとおり、合併をして均衡ある発展というのはもう私のほうもそこはもう主眼におきながら、どこも均衡ある発展をしてほしいということで、いろんな施策もかわりなく同一的にやってきたつもりであり、今でもこういう維持管理等についてもしっかりやってきたんですが、また、新しく白男川を出しています。白男川とまたこの同一比較をしてもらってまたいろいろあるかと思えますけれども、例えば、一つの区切りといいますか、温泉についての区切りをなぜ言うかということ、一つはやっぱり先ほどありましたとおり、投資をしてまた同じ繰り返しが予測をされるということが心配なんですよね。

温泉を仮に、行政としてなんですけど、あとほんなら指定管理者のほうはまだちょっと何とかうまくして活用したい、温泉もやる、せっかく宿泊施設もあるから何とかしたいということで、新たな投資をされるのか、それを伺ってみないと、今の段階ではどうしようもないわけでありまして、また2年半後については、また指定管理の期間が切れますので、新たな指定の公募をして、その中に、例えば、もっと自前でも投資して整備をしていきたいとか、そういうことを考えられないこともないわけではないわけでありますので、その辺は今後の流れをみないと、今の段階だけで論議をしても非常にこう難しいとは思いますが、町としては、確かに一つのこれまでのことや、また将来的に向かって、温泉についてはちょっと苦渋の選択をせざるを得ないということにしているわけでございます。

議会の平成24年度の更新の際も、十分御存じだと思いますけれども、議会の2名の議員から相当な厳しい意見をいただきました。前例踏襲だけでそれでいいのかと御意見もいただいております。そしてまた、財政も交付税がこれから12億円も減っていく中で、それだけ一般会計をつぎ込んでいいのかというか、議会のほうからも強い御指摘をいただいているんですよ。

我々執行部としましても、いろんな御意見もいただきながら、そしてまた地元の皆さん方の御意見も聞いた上で、本当に町全体を考えたときに、公共施設の総合管理計画の個別を今も調査しておりますけれども、どう対応すべきか、非常に悩むところでございますが、やっぱりこういう苦渋の選択をせざるを得ないという面も御理解をいただきたいと思います。

ただ、町全体の振興のためには、均衡あるいろんな施策を講じながら、それだけはまだ十分万難を排して努力をしなければならないと思っているところでございます。

○米丸 文武議員

きららの学校ですか、と比較はするなというような言い方をされましたけど、でも一般的に町民から見れば、旧薩摩町という一つのまちが本当に期待を込めてつくって、それまで今まで運営してきました。それでもものすごい投資をしておりますし、また利用もされました。建物とかそういう施設もつくってから老朽化していくのは当然見えているわけでございまして、そういう維持管理というものも、当然、町の運営に当たっては考えていかなければならないというのは当然でございます。

また、白男川小学校のこの今回の活用につきましても、今改装をされておりますが、オープン

したらまた維持費がかかってまいりますよね。その利用者とか地域のどれだけの期待感というものが、旧薩摩町の地域の部分と白男川地区の部分の比較にならないわけです。

その中でも財政的に厳しいと言われる中で、1億7,000万円も投資をされて、そちらのほうはまた、しかも利益は難しいから、1,000万円の1年間の運営管理費を見ていこうという取り扱いと。本当にそこを比較した場合に、この不公平感というものを感じないのはおかしいですよ、住民としては。それを納得しなさいと。

これからまだ施設も老朽化して金がかかるという判断をされておりますけど、本当にこれについては、私はこの憤慨をするところでございます。

それともう一つ、先ほど、前の平成24年のときに議会から2名の議員の方がこれに対してそれだけ財源を使ってするのかという質問があって、追及もされたようでございますが、しかし、実質的には、議会全体としてはそれを認めて改修をされていていっているわけでございます。そういう考えがあるということも事実ですけども、議会としてはそれを認めてそれでやってきているわけでございます。前回そうだったから今そうなのかということは、また今の議員の皆さんに議会に諮って判断もするべきであろうと。それに従った執行をしていただくというのが、私は町長の役割であろうというふうに思うんですよ。

そのような、いわば少数意見といえば語弊があるかも知れませんが、いろんな考え方を持っている方々もあるわけでございますけれども、議会の場合はそれが最終的に認められるか認められないかという結論に従っていくわけですから、それは町長も十分御理解だというふうに思います。

そのようなことで、町長のほう言われますけれども、本当に残念で仕方がないなと。その違いについての、比較するなというふうなことの表現でございますが、そこいらは住民としては本当に比較するだろうと、それにどういうふうな説明をされるのかなというのをお聞きしたいんですよ。

その点について町長はいかがお考えですかね。

○町長（日高 政勝君）

旧町の時代から、本当にこの旧薩摩町のこの核となるような施設づくりということできずと進められてきて、そのことは非常に私もずっと今までもいろんな論議がある中でも、それだけの役割を果たしてきたんだということもお答えもずっとしてきているところでございます。今もしているとは思いますが、ただ施設そのものがずっとこのまた新たな1,500メートルの特徴のあるこの深い温泉のあれでありますので、これをやっぱり維持するとなると、今後も相当な経費が要って、繰り返しになって、これは大変だなというのがございます。

何か将来的に本当に大丈夫だと、展望が開けるようであれば、おっしゃるとおり、この地域の活性化、あるいは温泉を中心とした施設でありますので、そうしたいわけではありますが、非常に現状を見たとき、将来を見たときの、非常に厳しい状況が伺えるので、非常に苦渋の中でありまして、こういう判断をせざるを得ないということで御説明をいたしているところでございます。

それで、温泉がなくなったときに、確かに影響は大きいと思いますけれども、ほかの利用の仕方とか、いろんな提案をしていただくことも大事かと思っているところでございます。

いろんなノウハウをお持ちの民間の方もいらっしゃると思いますので、指定管理者を含めて、その辺のところを今後伺ってまいりたいと思うところでございます。

○米丸 文武議員

先ほどデータを、今までの実績の中でデータも申し上げました、利用者7万人の半分が、この

温泉を半分以上が温泉を利用されているんですよ。それがなくなるということは、要するに半分のお客さんが利用されなくなる可能性というのは大きくあるんだということなんです。ということは、公園の収入となっている部分についても大きく影響します。

だから、今から先の、なおさら残った施設の管理にしても一般財源から補てんをしながら管理をしていく、ゆくゆくはそれだけお金がかかるんだったら公園をやめて閉鎖しようというような考え方につながっていくような、そういうような気持ちがしてならないんです、今の町長のお考えの進め方では。

それでは、とてもじゃないですけども、住民は認めていくわけにはいかないというふうに、私は感じております。なかなかそのところまでは答弁をされません。

それから、指定管理料の違いについても、利用者の数の違いについても、この指定管理料が、今はそれだけのものをしながら1,200万円ぐらいのその指定管理料で維持管理されます。一方では、そうでもない利用者も少ない、そういうところで1,000万円の指定管理料もやっぱり出してこうとされる。その違いについての説明というのはいただいているんですが、そこについてはどのように判断をされているんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

白男川の場合、新しい、先ほど申しました、今まで町外に行っているスポーツの合宿の受け入れとしていきたいということと、また北部地域の、そういった白男川を中心とした活動の拠点というんですかね、いわゆる少子高齢化がどんどん進んでおりますので、そういう村づくりの活性化のために小さな拠点というんですかね、そういうことを手がけていきたいということで、新たな取り組みとしてやっていきたいという思いがございます。

町内のいろんな公共施設の中でも、やっぱり見直しをして、廃止をしたり民間譲渡をしたり、一方ではそういうこともやってきているわけですね、行政改革をしっかりとやりなさいと。いろいろ皆さんのほうからも御提言をいただいているもんですから、限られた財源の中でどうやっていくかということでやっております。

一方ではそういうこともしながら、非常に町民の本当に皆さん方の安定した暮らしというんですかね、そういうまちに対する誇りというのをつくっていく必要もあるというようなことでございます。

非常にそれぞれ個別に確保されてもあれですけども、とにかくまち全体のいろんなことを考えながら、総合的にいろんなことを進めていく必要がございますので、個別にされても難しいところがありますが、一方では公共施設については当然として年数を経ちますと、いろんなこの営繕経費も出ますので、それについてはまた必要なところはしていく、また場合によっては、非常に難しい判断をせざるを得ないという問題も出てくるわけでございます。

非常にその辺のところをまた見きわめるということも、一つは大変なことではありますが、そこはまた御理解をいただくとところは御理解をいただかなければならないというふうに考えております。

○米丸 文武議員

合併をしまして13年なりますけれども、合併して中心部に町営住宅もどんどん建設し、周辺部の住宅は老朽化とともに廃止をしている。いろんな学校も今度は子供たちのいろんな教育の関係もありますけれども、統合して学校も閉鎖をしている。いろんなことが今、出てきているわけですね。そしてまた、ここへ持ってきて、本当に町内であれだけのいろんな施設の整った公園というのはないんですよ、さつま町に。それを、そんな施設を簡単に、白男川の場合は地域の拠点としてやりたい、一方では、それぐらいして整備されてきて整った、要するに環境の中の施設

を、財政的に大変だということは理解しますが、そう町長の執行権者としての考え方という発言もありましたけれども、そう簡単に私はこれを廃止の方向へ進むような判断というのは、本当に残念でないわけですが、これは町長に対して本当に、先ほども言いましたけれども、まちの今後の発展、それから交流人口の200万人を目指すと言いながらも、この7万人の方が利用される、その半数以上の利用の方が少なくなっていく可能性というのも多いわけですので、そこいらのことについても、一方では白男川でそうしながら、一方では今まで来ていただいた人も利用しないような、そういうような形を選択されるというのはどうしても納得がいかないというふうに、私は感じております。

次の質問をさせていただきます。温泉施設を含めまして、地域では日常的に住民が朝であったり仕事上がりであったり、この温泉施設も利用させていただいておりまして、健康の増進につながり、またいろいろな年配の方々の楽しみもしていただいておりますし、また地域のいろんなグループの方々も利用をされているというような状況でございますが、この温泉施設が利用できなくなるわけですね。そうすると、地域のコミュニティーというものも、またそういう施設を利用しながら気分転換を図り、あすからまた頑張っていこうというような、そういうものも受けられなくなるということは、本当に地域住民にとっては不便と同時に行政サービスの低下につながるというふうに私は判断しますよ。ですから、私は住民の立場に立ってこれは考えていただくべきだろうというふうに思うんです。

先ほども申し上げましたけれども、先般、町長は執行権者としてこの判断をしたという発言がございました。町の主役は住民ではないんですか。住民の皆さんが状況を説明して、皆さんの意見をしっかりと聞き、聞いていくのも大切なことではないんですか。住民理解の上で判断されるべき事柄ではないかなと、私はそう思うんですが、町長のお考えをお伺いしたいと思うんです。

○町長（日高 政勝君）

行政の執行の責任者等も私にいろいろ与えておられますけれども、第一段階としては、私の考え、どうするかということなんですよね。是か非か、それをまた議会にお諮りしたり、あるいは住民の皆さん方にお諮りをして、最終的にいろいろこの、あとあとまた条例が、今の形でいけば温泉の関係については、またお諮りして、最終的な判断というのはまた議会のほうにお願いをされることになるかとは思いますが、今の段階、最初の段階の決断は、私が苦渋の選択をせざるを得ませんでしたという、今その段階でありますので、ここについては、いろんな場面も出てくるかと思っております。このケースに限らず、第一段階はこういうことを、前に進むか、ならやめるかといういろんなケースもありますが、そこを今やっているところでございます。

今後、最終的にはまた温泉施設の活用について、条例にうたってあったかどうか、規則はどうか判りませんが、そこについてはまたお諮りしながら、最終判断をまた仰ぐことになろうかと思っておりますし、また指定管理者の関係とか、あるいはまた住民の皆さん方の御意見というのを説明をしながら、またどういう対応をしていくかですけど、今の段階で、段階的には今、私の判断としてはそういう方向でいきたいと、今申し上げているところであります。

住民の皆さん方にも当然この先ほどからも申し上げますとおり、非常に熱い思いでつくられた施設でありますので、関係の皆さん方にはやっぱり説明が大事だろうということで、この前も御指摘いただきましたので、早速求名、中津川、永野の館長の皆さん方にはこういう状況ですと、こういう判断を今のところ私はしておりますけれども、今後またいろんな指定管理者の話とか、あるいは議会のことやいろいろお話をしまいたいと思っておりますことは申し上げておりますが、今のところ、過去のいろんな状況から、そしてまた、今後の将来的なこのことを考えて、今こういう方向に出しているということでお示しをしているところでございます。

○米丸 文武議員

公民館長等に連絡をして、また住民の皆さんのお考えも確認をしたいということでございますので、ぜひ早急にこれはそのように説明をしっかりと、住民の皆さんの意見というものを確認をして尊重をしていただきたいというふうに思います。

4番目にお伺いしますけれども、現在の指定管理者についてでございますが、この温泉施設を要するに利用しないと、契約条項に変更が生じることになるわけでございます。温泉施設を利用することで施設全体の利用客減少につながり、当然売り上げ収入に大きく影響するわけでございますが、残り契約2年の補償をどのように町長としては考えるのか。契約解除となるようなことも想定されているのか。残りの多くの施設の今後の活用や維持管理で契約変更後は収入は減少するので、指定管理料も相当増額となるのではないかとと思われるわけでございます。

そのような問題がたくさん出てくると思うんですが、これらの点については現段階での町長もお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

当然として指定管理者が今お受けになっているわけでありまして、こういう温泉のポンプが停止をしたということについては、事務の、いわゆる指定管理者のところからも直接、社長のほうには連絡がいつているようでありまして、私どものほうからも社長のほうにはおつなぎをいたしております。それでまた、私も直接お電話でこういう状態になりましたと、町としての考え方はこうですということで、一応はお伝えをしてありますが、一応議会とかそういう皆様方との方向も思いながら、また社長とは時期を見て、早い機会に今後のことも協議をさせていただきたいということで申し述べをしてございます。

具体的に今後の取り扱いについては、今のところはもう決まっております。こちらの考え方を今伝えているだけでございまして、今後、機会を見て、ああいう機会に今後の取り扱いについては協議をしていきたいと思うところでございます。

○米丸 文武議員

一方では温泉施設は利用を中止したいといいながら、この指定管理については補償とかそういうような今後の契約条項が変更になってきた場合の、そういうことについては先方のほうとも話をしないと考えていない。

しかし、これは当然指定管理者としては、あと2年間の収入というものに影響するわけですから、その補償をするような考えまでしっかりと持った上で、その話は持っていけないと、それがないと、要求されてから考えますということは、やはり利用はしなくなっていく上に維持管理に対して、また補償に対して財政の出動というものを考えなきゃならないんじゃないですか。

そのようなことのマイナスの要素というのは、こうすることによってまだ出てくるということも相当考えられた上での結論でないと、私はおかしいのかなというふうに思うんですが。そのようなことについては、今から話しをあってというような答弁のようでございますが、もう一度、確認をさせてください。

○町長（日高 政勝君）

先ほど3項目についての考え方を伝えてありますけれども、今までの経営状況を見たとき、例えば、指定管理期間のほうもあと2年半ですかね、残っておりますけれども、これを3月の31日までに温泉のほうは、町としては更新については非常に厳しいということも訴えてございますが、その後については、急にということになるとまた利用者の方の影響はありますし、そういう働く方もいらっしゃると思いますので、そういう年度末をもってということで、向こうにもお伝えしてありますが、そうなりますと、やはり温泉が出なくなると沸かし湯という対応も当然出て

くるわけでありますので、その辺のところのことについては、新たにまた補正の財源ということも出てくるかと思っておりますので、その時点でまた議会のほうにはお願いしたいわけでありますけれども、ただ、今までの経営状況を見たとき、将来、まだ全くこの指定期間は残っておりますけれども、そこをどうされるか、あとの2年について引き受けてやられる意思があるのか。その補償と言われたときの、まだ全くこう予定の期間だけであって、こういう温泉がなくなったときに、継続してやられる意思があるのかという問題があります。

どうしても指定管理期間中はやっていきたいという思いなのかというのを確認する必要があるかと思っております。その上で、まだ来年度以降についての支出は全くないわけでありますので、それをなら補てんをするかという問題も出てくるわけですね。その辺は今後の話し合いの状況だと思っております。

○米丸 文武議員

どうも私は本当にこの町長の今のお話をお伺いしておりまして、指定管理者は5年間という指定管理の契約があったからそれなりの努力もされ、いろんなことも取り組んでこられました。これが今回のこれがした場合にどういうふうに判断されるか判らないということは、あそこの公園は誰がもし入るといようなことで、しられないときには、どういう形であとの施設の管理運営は誰がされていくんですか。あそこで今働いている地元の方々の雇用というのはどういうふうになっていくんですか。

いろんなことを閉鎖したり減少することによって影響が出てくるんですね。そこいらまでやはり町長と一緒に私は考えた上での判断をするべきである。だから、今回の場合のこの閉鎖というように、施設の閉鎖ですね。一部分の温泉の閉鎖というのは、そういう大きな問題を抱えた一つの施設であるということです。

ですから、いろんな財政的な負担もかかるだろうけれども、また掘削をするなり、するぐらいの気持ちで更新を私はされて、お互いが、それは当然の掘削をして温泉が出るまでの間は燃料費等もかかるでしょうけれども、いろんな観光客の減少にもつながらないようにできるだけ努力を指定管理者ともしていただきながら、その後の、要するにいろんな客の導入も、指定管理者も一番初めの契約の段階では、いろいろプレゼンテーションもされておりました。そのプレゼンテーションが実際にどこまで映ってきているのか、私はこの間、前のときの質問で聞きましたけれども、実績もちょっと表れていないようではございますけれども、もっとそこいらにも力を入れて、収入を得ながら維持をしていくということは、私は実に必要だろうと思っております。

今の指定管理の問題についても、当然、現在の管理者については5年間の契約でそれなりの設備もされてきたでしょうし、ですから、そこいらのことの補償というようにものが出てきた場合に、それぐらいの覚悟というのを本当にしていきますよということを町長がおっしゃるのであれば、いろんなものがありますので、そこいらのところを本当に私は検討されていないような感じでございます。

もう少し今度は相手方になったときにどうするのかなということも考えながら決断をしていたきたいというふうに思います。

時間があと少ししかございませんので、最後に私の本当にこの思いをもう一度申し上げますけれども、最後に温泉施設の利用する、使用を中止した場合の観光客や入浴できない宿泊施設は利用者が激減して当然売り上げ収入も減少することは避けられないんですね。あとの施設の維持管理がまた大きな課題として残ってくるわけでございます。

財政負担になりますけれども、DMOのやさしいまち代表も観音滝公園に大きな魅力を感じていると。今後、曾木の滝の公園とも連携をしながら交流人口の増加を図りたいというような、こ

のような言葉もありました。

今後の公園全体の生かし方を考えながら、新たに掘削をして、温泉施設の利用を図りながら収入を確保して、地域住民の福利厚生、それからキャンプ場、ログハウス、グラウンドゴルフ、いろんな施設がございますが、この施設をやはり維持管理、修理もかかるでしょうが、収入を得ながら、これをしていくべきではなかろうかと思ひますし、またあそこの環境としましては、モミジも本当にきれいでしたが、清らかな川や滝など自然環境を生かした多くの観光客などの交流人口を確保することを目指しながら、私はあそこを存続していくということを、町長に本当に望みたいというふうに思っておりますが、全くこれに対する町長の考えはないのかどうか。その点についてお答えいただきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○町長（日高 政勝君）

この観音滝については、本当に熱い思いでつくられたわけでありまして、そのことは十分理解し、そしてまた、先ほどから申し上げておりますとおり、それなりの目的をやっぱり果たされてきているというふうに考えております。ただ、今後、今までのような形でそのまま継続ということになると、非常に課題が多いなというようなことを申し上げているわけでございまして、もうあそこを全部廃止するとかそういうことは全く考えていないわけでありまして、まだ下のほうの施設もありますし、そしてまた、川を生かした、あるいはキャンプを生かした利用の仕方等いろいろあるわけでありまして、今回は温泉の部門についてはそのような形でもっていきたいと思ひますけれども、そこはまた指定管理者の考え方とか、あるいはまた住民の皆様方もとかいろいろあるようでございますが、そういうことの見解も含めながらということでありまして、今の段階では私はそういう判断をしているというようなことで説明をしているわけでございますので、今後の状況を踏まえながら対応していきたいと思っておりますので、またその段階ごとにまた御報告しながら、また議会のほうからもいろいろ貴重な御意見をいただければありがたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、米丸文武議員の質問を終わります。

次は、9番、朝倉満男議員の発言を許します。

〔朝倉 満男議員登壇〕

○朝倉 満男議員

さきに通告いたしました心豊かな健やかな体を育む教育の推進について、教育長に質問いたします。

ここで文献を読み上げます。

心の教育とはどういうことかといいますと、小さな子供はまたよく謝っているじゃないかと怒る。相手はコミュニケーションができていない子供である。自分中心なのである。謝るということまでの時間の経過がない。おそらくこの子の親は何か子供が悪気すると謝りなさいと言っているのである。こういう母親は上下関係をつくりたいのである。こういう母親は威張っているけれども、周囲が気になるタイプである。つまり、心がふれ合う関係がつかれない。こういう母親も上下関係をつくりたいが同時に平等が心のふれ合いと思っている。父親も子供もない。けじめはない。要するに心のふれ合いといいながらも周囲の人に無関心なだけである。謝るとはどういうことであろうか。相手の大切なものを壊してしまったとする。ああ申しわけないと思う。どうしたらいいだろうと、新しいものを買おうかと考える。どのような方法で償えるかを考える。そこでとにかく謝っておこうということで、ごめんなさいとか申しわけないと謝る。自分のしてしまったことに対して相手のことを考えるから、悪いのと謝ればいいでしょうということで悪いのと

は違う。謝ることを教えるのが心の教育ではなく謝るに至る心の過程を教えるのが真の教育である。その真の過程に相手の現実が出てくる。そして、謝るとは相手の立場をほめるということである。ごめんなさいと謝れたことで傷ついた心がいやされる。この時期に謝ったということだけ教えるのは心の教育である。つまり、人間には心がある。人間はものではないと理解する側である。ごめんなさいと謝っても相手の傷ついた感情が込められないなら謝ったことにはならない。これを理解させるのが心の教育である。謝るべきだったから謝ったというのではなく、おそらく相手の傷ついた心は癒されないだろう。謝るべきという模範意識から謝ったというのではなく、謝る側にも心がない。その心を気づけたら1日2日おいてから謝ったほうがいいかなと考えることが自然である。そうした謝り方を教えるのが真の心である。なぜそうしたほうがいいのかという理由を説明するのは真の心である。もともと子供は素直な心を持っている。その心で社会に接することを教えるのである。素直な心があれば人を傷つけたときに心から謝る。素直さを教えないうで謝りなさいとは心とは関係ないと記されております。

次に、いじめやすい子供の特徴として、気の弱い子、目立つ子、まじめ過ぎる子、みんなと同じことができない子などが考えられます。親の育て方によっていじめやすい子供になることも、いじめられている子が発する際に、いじめられている子供から脱するための対策の6つとして、まず、体を鍛える、学校の先生に相談をする、クラスを中心人物に助けを求める、子供を転校させる、その場で抵抗、反撃を見る、保護者が反攻の後押しをすることも必要、この6つの項目が挙げられております。

痛ましい事件が相次ぐ昨今ですが、1番目に、当さつま町では、豊かな心を育むために心の教育の充実にどのように取り組んでいるのかをお聞きします。また、2番目に、いじめ防止のため児童生徒への対応をどのように行っているのか、教育長にお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

〔朝倉 満男議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

朝倉満男議員から、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進についての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

お話をお聞きしながら、心に届く道德教育というようなことを言っていらっしゃったというふうに思っています。初めに、心の教育の推進につきましては、本町といたしましては4つの観点からの取り組みを進めておりまして、1つ目は、道德の授業の充実、2つ目に、体験活動の促進、3つ目に、読書活動の充実、4点目に、人権教育の充実、この4点から取り組みを進めているところであります。

1点目の道德教育の充実につきましては、新しい学習指導要領により道德が特別の教科、道德になったということを受けました。これまで道德は国語、算数、数学などの教科とは別に領域という扱いをしておりまして、それが特別の教科、道德というふうになったことを受けまして、道德的な課題につきまして、これまで以上に児童生徒が自分自身の問題として考え、議論しながら道德的な価値について理解を深めていく事業への転換を図りつつ、事業実践に努めてもらうように学校を指導しているところであります。

2点目の体験活動の促進についてですが、これは、道德の授業で学んだことを実際の体験を通してより一層理解を深めることをねらいとしております。各学校では、集団宿泊活動、自然体験活動、それから清掃活動やボランティア活動、地域の伝統芸能など地域行事への参加、農業体験、職業体験などさまざまな体験活動を取り入れております。

こういう体験活動を通した中で、例えば、我慢することの大切さであるとか、協力することであるとか、友達に思いやりをかける、思いやりを持つということであるとか、生命を尊重すると、あるいは公共の精神、こういったものなどの大切さというものを体験を通した中で実感として感じ、これからの生活に生かしていこうとするものでありまして、体験活動を通した心の教育の充実ということは、義務教育段階の児童生徒にとりましては、今後ますます重要になってくるだろうと考えております。

3点目は、読書活動の充実です。物語を読んで登場人物の気持ちを理解することは他者への共感的な理解につながります。また、偉人伝などを読んで憧れを持つことは目標に向かって努力するということにもつながることなどが期待されます。

読書は心の教育の充実にとっては極めて有効であるというふうに考えております。町の教育委員会では、小学校、中学校、各学年ごとにさつま読書の勧めという推薦図書を選定しておりまして、推薦図書を読破した児童生徒には読破賞を授与したり積極的な読書活動を行っている児童生徒にはさつまっ子読書奨励賞を贈呈するなどして読書に親しむ機会の充実に努めております。

4点目の人権教育の充実ですが、これは、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること、これを目指しておりまして、このような人権意識が高まることはいじめの防止にもつながるものと考えています。そのために各学校では、自尊感情を育成するための活動、自尊感情といいまして、自分はだめだとか、自分は邪魔な人間だとかほかの人に邪魔な存在だということではなくて、自分は必要とされている人間なんだと、自信を持って、自分も相手も大切にする、そういった自尊感情、自己肯定感を育成するための活動、それから、コミュニケーションを円滑にするための人間関係づくりを促す活動、こういったものを工夫したり、人権週間を設定して人権に関する作文や人権標語、人権ポスターの作成に取り組んだり人権フェスティバルに参加したりして豊かな人権感覚の育成に努めております。

このほかに教職員については、道徳課の授業に関する研修会を実施したり人権教育に関する教育講演会を開催したりして心の教育の充実に取り組んでいるところであります。

次に、いじめ防止のための児童生徒への対応についてであります。本件では、いじめ防止のための基本的な考え方として、いじめはいつでもどこでも誰にでも起こり得る可能性があると考え、各学校においては、学校いじめ防止基本方針というものを策定し、いじめを1件でも多く発見し、それらを解消すると、そういう学校こそが家庭や地域から信頼される学校であるという認識に立って学校教育活動を行うよう指導しております。

また、いじめ防止に向けて取り組んでいることとしては、1つ目は、いじめ問題を考える週間を設定したり、毎月5日、ちようどおとといのこととなりますが、5日の日をいじめ問題を考える日というふうに設定して、各学校において取り組んでいること、実施していることなどの取り組みを進める。2つ目に、町内の全ての学校を対象にいじめ問題の実態調査を年に2回実施することにして、いじめの早期発見や解消に向けて取り組んでいる。3つ目としましては、関係機関との連携の推進を図っていること、これらの3つを重点においていじめ防止に向けて取り組んでいます。

1点目のいじめ問題を考える週間につきましては、先ほども述べましたけれども、道徳の授業について、学期初めに道徳や学級活動において、いじめ問題、命の大切さを取り上げるようにしております。毎月5日のいじめ問題を考える日については、教育相談を実施したり全校朝会において校長先生の話を行ったり、みんなで遊ぶ日というものを設定したりしております。いずれにしても、いずれの学校においても豊かな心の教育や自尊心の醸成を行うよう指導しております。

2点目のいじめ実態調査では、9月と1月に町内全小中学校でアンケートを実施して、そこで児童生徒から出てきたことを確認し、積極的にいじめとして認知をし、1件でも多く解決するようにしております。かつて、いじめが社会問題になる以前もいじめ問題調査というのがあったんですが、その当時は、学校からいじめの件数が多くあったということを挙げることが、その学校の取り組みが悪い、その学校の評価を下げるような、そういう受けとめ方がありましたが、最近では1件でも多く発見し、1件でも多く解決すると、こういう考え方が広く浸透してきております。

今年度9月に実施しましたいじめ実態調査では、いじめを認知した学校は3小学校4中学校でございます。また、認知件数は小学校22件、中学校61件となっており、挙がってきた事例については児童生徒に面談等を行い事実確認をした上でその解決を目指しております。いじめにつきましては、単に謝罪を持って安易に解消したり、すぐに解決した事案についても解消したとするのではなく、少なくとも3カ月間は経過観察を行っており、3カ月を目安にしていじめに係る行為が確認できない場合をもって解消というふうにしております。

また、学校外においても、いじめ問題に係る情報収集を保護者や地域からも積極的に行い、例えば、学校評議委員会でも評議委員に呼びかけ、学校では気づかない部分からの情報提供にも呼びかけております。認知件数がゼロであると、報告があった学校においても本当にゼロなのかと、再度確認をするように指導をしております。

3点目の関係機関等の連携につきましては、本町には教育相談員が1名、スクールソーシャルワーカー2名を設置しており、町の教育相談委員は主に4中学校に派遣して生徒の様子を観察したり、悩み事等に関して教育相談を行ったりしています。スクールソーシャルワーカーは不登校やいじめ、非行、児童虐待など、生徒指導上の問題傾向等へ対応するため、児童生徒や保護者等の面談を行ったりする中で、児童生徒がおかれたさまざまな環境へ働きかけを行っております。

どちらも学校との連携の中で、いじめのみならず、学校への不適應や悩みを抱えている児童生徒の教育相談や保護者の家庭訪問等を実施して、その解決を図っております。

また、本町には適用指導教室がありまして、「さつまる〜ム」と称しておりますが、通級している児童生徒の学校復帰を目指して、これも指導をしているところであります。

〔教育長 原園 修二日君降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後2時50分といたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時47分

○議長（平八重光輝議員）

お知らせしました時刻より、少し早いですが全員お揃いですので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

○朝倉 満男議員

今、文科省では、1日1年35時間、道徳教育時間にしようなされていると思うのですが、それで時間的に足りているのか、どうお考えなのかお聞かせください。

○教育長（原園 修二君）

年間35時間と言いますと、週1時間ずつを道徳の時間に充てているということになっており

ます。これあくまでも教室の中での、失礼しました。年間35時間は、週1時間ずつの道徳の授業であります。

主に教室の中でテキストを使ったり、資料映像を使ったりして、そういった道徳の学習をする時間でありますので、実際は、道徳教育というのは、全教育活動を通じて行うものというふうに捉えております。

ですから、朝登校して挨拶をしたり、掃除の時間であったりと、また全ての時間が全て道徳教育の範囲に入るというふうに考えておりまして、その中で週1時間の年間35時間、特設して道徳に焦点を当てて授業する、勉強するという時間でありまますので、当然のことながら、その時間だけで全てをカバーしているというふうには、考えていないところであります。

○朝倉 満男議員

常日ごろから考えているんですけれども、幾ら頭がよくても道徳心に欠ける児童生徒であってはならないと私は常日ごろから思っております。

読書することによって、情緒豊かな子どもを育てることになるかと思うのですけれども、先ほど読書活動の充実と教育長がおっしゃってございましたけれども、どうすれば子どもたちが本を読むようになるのか、どうお考えなのかお聞かせください。

○教育長（原園 修二君）

道徳教育の中における読書活動が非常に有効であるというのは、やはり先ほど申し上げたとおり、相手に人物の気持ちに寄り添っていくというようなことや、それから、とても自分ではできないけど、こういうふうになれたらいいなと思うような目標、憧れるようなそういった人物が登場すれば、やはりそれに向かっていくと思うのです。

それから、読書をどういうふうにして啓発するかということなのですが、この場合は、どちらかと言いますと、道徳教育と読書ということではなくて、読書全般についてということでお話しますと、現在、これは読書指導とよく言って、本を読みなさいと言いますが、これなかなか実際は難しいことでありまして、推薦図書を設定して、これを読みなさいというような指導をしても、なかなか今の実態として、子どもたちが読みたい本と、私たちが読ませたい本というのは、多少ずれて行きます。その方向をどうやって埋めていくかということが必要だろうというふうに考えています。

やはり、子どもの発達、年齢に即して、よく理解できる。そして、なおかつ自分と同年齢より、少し上ぐらいの登場人物が出てくるものが憧れとか、私たちの子どもの時期から考えてみましても、近所にいる、あるいは地域にいるお兄さん、お姉さん、そういった人たちとか、あんなふうになりたいなというものは憧れを持つものでしたが、そういったような人物が登場するというものについては、非常に子どもたちは積極的に読んでいくように、下の子どもでも構わないのですが、童話とか、そういったものは、またそれなりのよさがありますが、この学校教育の中で取り扱う児童、生徒に対しての読書活動というものが適当かということを考えると、やはり等身大にやや近い、もう少しちょっと上ぐらいのそういった人物が登場するものが子どもたちには一番理解が得られやすく、そして読書に集中していけるのではないかと思います。そういった本をやはり選んでいくことが必要だと思います。

学校図書館等も今、充実をしてきておりますが、なかなかかつてのように先生も読んだことがあったものを子どもが読むとか、大人が読んだものを子どもが読む。両方とも読むということは、今、なかなか成立しなくて、どんどん本が出てきますので、どちらかと言うと大人は内容をよく知らないけれども、本はあるというふうな状況がありますので、どのようなものが好まれて、どのような本が出版されて、どのようなものがどういう内容であるかということは、かなりこちらの

ほうがよく理解しておかないと、読書指導というのは非常に難しいというふうに思います。

そういった難しさを踏まえながら、先ほど申し上げたように、等身大に近いものを選んで勧めるように、そういったことに心がけているところでございます。

○朝倉 満男議員

子どもの心は、ガラスのようなものだと思います。いじめによって、尊い子どもの命が絶たれる事件が続いております。重ねて申しますが、日ごろから学校と家庭でどのようなことをすれば、いじめが少なくなるのか、先ほどお答えいただきましたけれど、重ねてお聞かせください。

○教育長（原園 修二君）

いじめ防止のための対応ということについては、先ほど申し上げましたが、そういうことを着実にこれに取り組んでいくということが、一番効果的であろうと思うのですが、基本的なところとしまして、道徳の授業のお話を先ほどいたしましたけれども、道徳の授業とかそういったものがいじめ防止には、非常に大きな役割を果たしているというふうに考えております。

それから、道徳が特別な教科、領域から教科へ、言葉が悪いですが格上げになったような感じが若干するんですが、そのきっかけになったのは、平成23年の大津中学校の中学2年生がいじめられて自殺をしたと。昆虫を食べさせられたり、服を脱がされたりしていじめを受けて、自殺をしたというのがあります。

あれを受けて、道徳を特別な教科道徳へというふうに上げてきたわけです。それまで、道徳教育はやってきたわけですが、どうしても押しつけで、判り切ったことを教えているというような批判などもありました。しかし、いじめにより自殺等があちこちで話題になったりしまして、学校というところは、学校の教育というものは、いじめ問題とかそういったものにちゃんと向かい合っていないのではないかなと、そういうような批判等もなされました。そのことによって、特別な教科道徳という位置づけがなされてきたわけです。

ですから、私たち学校のほうでやるのは、「いじめは単によくないから、悪いことだからやめろ」という、こういう指導も必要なんですけれども、やはりいじめを受けながらも、学校を休むと、やっぱり親が心配するから、親に知られたくないからといって、我慢して行ったり、それから行っていじめられても、何か冗談みたいに笑って受け流したり、非常につらい思いをしながら、それでも笑ったりしながら、受け流したり、こういう気持ちなんだなというところまで、しっかり下りていくような授業をしていかないと、本当の意味でいじめ問題というのは解決に行かないのでは、表面的な解決にしか行かないのではないかなということ、そういったところの授業を一生懸命しようとしております。

そのことは、同じように家庭に対しても、やはりそのことを伝えていく必要があるなというふうに思っています。いじめ問題を考える週間とか、それから地域が育むかごしまの教育県民週間ありましたけれども、行かれた方も多いわけですが、道徳の授業がかなりたくさん展開されたのではないかなと思います。いろいろところで、保護者も一緒に道徳を考えて、いじめ問題なども取り扱われたと思いますが、そういったことがなされるように、やはり学校と家庭が一緒になって子どもたちの倫理観とか、そういったものを育てていく。それはやはり連携が必要ですので、学校と家庭がやはりばらばらで冒頭でお話になったような謝るという事例などが、全くかけ離れている事例をお話になりましたけれども、ああいったことがないように溝を埋めていくという努力がやはり必要だろうというふうに思っております。

○朝倉 満男議員

今、お答えいただきましたけれども、学校と家庭で連携をとりまして、ぜひ、いじめが少しでもなくなるように努めていただけるよう希望いたします。

最後に、当さつま町の児童生徒が豊かな心と健やかな体を育む子どもになることを希望しまして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、朝倉満男議員の質問を終わります。

次は、3番、三浦広幸議員の発言を許します。

〔三浦 広幸議員登壇〕

○三浦 広幸議員

最後となりました。回答を期待しながら質問に入らせていただきます。

間もなく、ことしも終わろうとしております。台風の直撃も流れ、特に大きな災害もなく、さつま町にとっては平穏無事な年となりそうであります。

また、中津川区では南日本文化賞農林水産のむらづくり全国3席、豊かなむらづくり九州ブロック1席とトリプル受賞に輝き、他の模範となると同時にさつま町の名を広めてくれたことに敬意を表します。

明けて3月24日には、北薩横断道路の泊野きら間4.2キロが開通と発表もなされております。インフラ整備とあわせて、農村振興も着々と進められており、これらも執行部と議会が両輪でしっかりと町民の声を受けとめ、頑張ってきた賜物であると考えているところであります。

それでは、通告に従い、外部からの応援支援体制と情報通信基盤整備について伺いいたします。

本年みたいに大きな災害もないような年こそさらなる安心・安全社会構築のため、大災害等に備えた周到な準備と訓練が必要であると日ごろから考えております。

そこでまず1点目ですが、近年温暖化の影響で豪雨、大雨による大災害、地殻のひずみによる大地震など人類社会の英知を超えた自然災害がたびたび発生しており、これをいかに最小限に抑え、そしていかに早く復旧するかが大きな課題であります。本町では、大規模災害時応援協定が22件締結されていると聞いていますが、その主な概要と今後さらに拡充の予定について伺いいたします。

また、災害時だけでなく、住民の安心・安全な暮らしのため日ごろ外部からの支援体制として、例えば高齢者見守りサービス事業や道路等の損傷報告などの支援協定もしくは登録がなされていると思われませんが、さつま町で何件あり、そしてその効果について伺います。

2点目でございますが、条件不利地域の情報通信基盤整備であります。

NTTはADSLサービスを光回線提供地区では、2023年1月末に終了と発表しております。ただ光回線未提供地区では、存続するとなっておりますが、ADSLに関する部品製造も終わる可能性があり、2023年1月の終了をもって未提供地域でのサービスも終わるとも予想されております。

国としては、2020年オリンピック開催の年、2年後には5G5世代のサービスの実用化を目指し、これに応えるように、docomo、au、ソフトバンクなどのキャリア企業は2020年のサービス提供を予定していると報道がなされております。5GにおけるIoTとは、今までパソコンやスマホのみで構成されていたインターネット社会に、家や職場、町中にあらゆるものを取り込み、お互いの情報や機能を中断することなくやりとりし、活用することによって人間社会を豊かにするとされております。

きのうの新聞にも、NTTは5Gの導入を見据え大量のデータを瞬時に転送できる特性化した遠隔医療や、ロボット操作の新技术を掲載しており、IoT社会への準備が着々と進んでいると実感をされます。条件不利地においては、農業関係における労働力不足解消、高齢者や幼児、児

童の見守り、車の自動運転、車で移動可能な手術室、スマート農業、防災、廃校跡を利用した新たなビジネスの創出など、地域課題解決や活性化のため前提となる情報通信基盤のための光ファイバー整備が不可欠であります。

そこで、今後の情報通信基盤の整備計画について伺います。

〔三浦 広幸議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

三浦広幸議員から2項目について御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

町では、災害が発生した際に、災害の程度や種類にもよりますが、行政単独での対応には限界がございますので、そういうことに鑑みまして、民間の各種機関や団体など、外部からの応援をいただいております。

そして、速やかでより円滑な復旧活動につなげるため、各種の応援協定を締結いたしているところでございます。現在、町単独での応援協定につきましては、22件の団体機関等の皆様に応援をしていただくことにしております。この内訳につきましては、複合・包括的な案件もございますので、一つに区分できないものもございますが、大まかに分類をいたしますと、一つは人的支援、物的支援の分野で4件。物資供給分野で1件、公共土木施設等の分野で被害情報の収集とか、伝達等でありますが、これが7件、それから情報提供の分野で4件、ライフラインの復旧の分野で電気、ガス、水道でありますが3件、それから避難支援の分野で3件などとなっております。

また、このほかにも鹿児島県が締結しているものといたしまして、医療分野で7件、物資分野で7件、住宅分野で5件、公共土木施設の分野で9件、広報分野で2件、し尿汚泥等の分野で3件、情報提供分野で3件、救助救援関係で2件、その他車両排除等で2件が締結をいたしております。万が一の場合には、市町村への支援も受けられるということになっているところであります。

今後の拡充予定についてでございますが、現在調整中のものもございますけれども、食料を含めた物資調達あるいはこの復旧活動への支援など、御理解をいただける機関や団体などがございましたら、できるだけ協力をお願いしようと考えております。

現在、調整中のものとしましては、県の石油商業組合のさつま支部、物資の供給分野でございます。それから土地家屋調査士会の関係で住宅分野でございます。

それから生協、これも物資供給分野ということで、今、予定をいたしているところでございます。

次に、2点目の日常的な高齢者見守りサービス、道路危険箇所情報提供などを民間企業、NPO等との応援支援協定及び登録件数と、そのほかについてでございます。まず、高齢者の見守りに関してであります。日常的な高齢者の見守りにつきましては、地域での見守りに加えまして、配達やメーター検診などで毎日、あるいは定期的に各戸を訪問していただいております事業所の協力をいただいております。

登録事業者としましては、協力機関が5団体、協力事業所が新聞販売所や郵便局、ガス協会など7事業所でございます。活動中に異変が気づいた件数としましては、平成28年度11件、29年度で7件となっております。特に高齢者に直接給食を手渡す福祉給食事業においては、ひとり暮らしの高齢者等の異変に気づいて、そういう救助の一環をなしていただいたというケースが多くなってきております。

続きまして、道路危険箇所情報提供に関してであります。日常的な情報提供としましては、管内郵便局を対象とした1件がございます。こちらは通常時での情報提供として、郵便局から氏名を上げられての記録はカウントしておりませんが、道路の異常の状況とか風倒木などの危険性を確認されて、住民の皆さんや事業者から情報提供をいただく事例としまして、毎年数百件ぐらい寄せられております。

道路情報に関しましては、日常的に皆さんが使用されますインフラでございますから、協定等を締結していないまでも身につくような異常が確認された場合には、事業者等から連絡をいただくことは一般的に確認をされているところであります。このように、多種多様なこの御支援、御協力のもとで幅広い情報提供をいただきまして、町民の安心・安全につながっていると考えているところであります。

次に、条件不利地域の情報通信基盤の整備計画についてであります。2020年から第5世代の移動通信システムと言われる5Gであります。サービス開始が予定をされております。こうしたサービス提供を受けるためのこの情報基盤についての整備計画であります。高速通信網ADSLなどについては、全国的に整備がされるということでございましたが、おおむね完了はしたとされる一方で、この技術革新は同時並行して進みまして、光通信網の整備による超高速通信網から御案内のとおり、さらに次世代型の通信基盤の整備がなされているところであります。

町におきましては、これまでも光通信網の整備について、事業者でありますNTTに整備に関する要請を行ってきたところでございます。採算性のこの問題等から市街地地域の整備は除きまして、町のほとんどのエリアでまだ未整備ということになっております。鹿児島県内におきましては、どこの自治体でもこの同様な状況で整備が進められなかったということから、自治体単独による整備が進められた団体もあるところであります。

しかし、こういった自治体のところでも、自治体単独での整備には莫大なこの経費を要するというところでございますし、後々のこの整備後の維持管理経費も大きな課題でございまして、整備には非常に慎重な団体が多いという点がございます。そこで、現在一般的に進められている手法としまして、NTT等の事業者へ整備を依頼しまして、事業者へ整備費の一定割合を負担金で支払うという負担金方式が今とられております。さつま町でも、これまで住民の皆さんから、光通信網に対する強い要請がなされておりましたけれども、非常に大きな事業費を要すると、そして後々の維持管理コストというのも相当なものになりますので、慎重にならざるを得なかったところでございますが、今回そういったNTTの負担金方式というのが出てまいりましたので、整備の可能性について見出したところであります。

今後の予定でありますけれども、平成31年度中に設計にあたります具体的な通信路網のこの整備計画を策定して、できましたら、平成32年度にでも工事に着手できたらというふうに考えて、今、研究を進めているところであります。

工事に関しましては、電話交換局単位での整備となるようでございます。本町では、7交換局のうち6交換局が未整備ということでもあります。負担金方式と申ししましても、事業費はかなり大きくなりますので、ほかの事業との調整というのは当然と出てまいるかと思っておりますので、3年から4年かけての整備を見込んで、今、計画を進めているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○三浦 広幸議員

ちょっと順番は、後先になりますけれども、光ケーブルの件でちょっとまたお聞きしたいのですが、31年度に整備計画を立てて、32年度から着手したいと、期間としては3年から4年かけてやるということで回答をいただきました。

あと地域が7つあって、そのうち6カ所が光の未整備地区ということでございますが、この整備の優先度というか順番、そこら辺はどうお考えかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

まだ具体的な詰めはいたしておりませんが、これまで非常に要望の強いところが、いわゆる宿泊施設のあるところ。やはりよそからお泊りになって、そういう通信網が整備をされていなくて苦情と言うんですか、不満が出てきておるようであります。そういうところについては、宿泊者の関係が整備をされているところに流れていくというきらいもあるようでございますので、やはりそういうところは、やはり、流入を、顧客を図って、地域経済の振興を図るという意味合いからも優先せざるを得ないのかなという感じを持っております。

特に、宮之城温泉地域とか、湯田の地域、それから紫尾温泉地域、鶴田地区があるかと思っております。ほかにありますけれども、今までもADSLがどの程度入っているか、そういう調査も踏まえた上で、新しい加入がないと、またNTTとしてもありますし、事業費の関係、そしてまた町の負担ということも出てまいりますので、やっぱり加入者数が増えていくということが必要になってくるかと思っております。

○三浦 広幸議員

おっしゃるとおり、観光地、観光振興が大きな一つのあれになりますから、そこは当然だと思いますが、当然その進めるにあたっては、負担金方式ということでもありますけれども、町村会のほうから県とか、国、負担金方式であれば、NTTさんがということでございますけれども、負担がどのぐらいになるか判りませんが、その負担に対する補助創設の要望がなされておりますが、そこら辺については、何かこう明るい見通しとかいうのはあるのでしょうか。

○総務課長（崎野 裕二君）

光ケーブル等の通信網の整備につきまして、補助制度の関係についてであります。これまで町村会等を通じまして、施設整備にかかる財政負担のフォロー、あるいは維持管理費に対する維持フォロー、そういったものについて要望がなされてきております。してきたところでございます。整備に関しましては、平成31年度事業を目途としまして、新たな補助整備を組み立てられているというふうに伺っているところであります。

ただ、今、研究中といいますか準備がなされたばかりで説明を聞いておりますと、繰越事業は認めないということで伺っているところであります。事業費から想定しますと、当然、繰越しが想定される事業でありますので、なかなかこの直接この補助金が気軽に使えるような状態ではないというようなことで、全国の自治体からは、もう少しこの緩やかな条件のもとで使えるような補助制度にしてほしいというような要望が、また逆に担当の部署から出されているというふうに伺っているところであります。

○三浦 広幸議員

補助金の見通しも単年度でということは、非常に厳しいところがあるようでございますが、ぜひ、そこは地方の実情をもう1回要望して、何とか複数年度でもできるようにお願いしたいというふうに、それができることによって、例えば、観光地が先でしょうけど、早く整備ができるということになります。

先ほど申しました2023年、あと5年です。光未提供地域では、まだADSL回線を存続するということになっておりますが、どうしても部品というか、そういうものの製造がもうほぼ滞るというようなことになれば、ADSLも使えなくなるわけでございますから、そこら辺の補助金の国、県に対する要望も含めて、早く手を打っていただきたいと思っております。

それと、先ほど総務課長がちょっと回答の中でおっしゃったんですけど、負担金方式で整備し

た後の維持管理です。光回線の維持管理、それは例えば負担金方式であれば、例えばNTTであればNTTが行うということになるわけですか。

○総務課長（崎野 裕二君）

先ほど、町長が答弁で述べられましたとおり、一部なかなか整備が進まなかったということで、自治体単独で整備をなされたところがあります。こうしたところは、その市町村の資産ということになりますので、そういった自治体については、維持管理も自分たちでせざるを得ないということが通常のルールでございます。

今、申し上げております負担金方式につきましては、あくまでもその事業者をお願いして整備をしていただきますので、維持管理も当然一部負担はあるかもしれませんが、基本的にはその事業者に持っていただくというのを想定しているところであります。

ただ、今後の負担金の配分とかそういったものは、まだ詳しいところはわかっておりませんので、今、今後の研究材料でございます。

○三浦 広幸議員

光回線もやっと実現の芽が見えてきて、今まで先輩議員も何回かおっしゃいましたけど、町長としても、やりたいことは山ほどあるということでお察しいたしますけれども、先ほど言いましたとおり、IoTが情報基盤の整備というのは、道路整備には申しわけないんですけども、物すごいスピードで広がっていきますから、ぜひ、ほかにもあるかもしれませんが、その情報基盤の整備を優先していただきたい。そのことによって、質問でも申し上げましたけれども、人不足とかいろいろなことが解決するということになっておりますので、ぜひ、整備を補助金も含めてで三、四年じゃなくても、もう2年ぐらいで済ますという意気込みで頑張っていただきたいと思っております。

次が、災害時の協定、あるいは日常の協定でございますけれども、先般、所管事務調査に行きましたところ、その佐用町というところでした。大災害を受けて、いろいろな学識経験者の方からいろんな提言を受けたと、その中で、こういう例えば、減災、後の後始末、あるいはそのときの対応、少しでもそういう協定、助けてくれる人、応援をしてくれる人、こういう平時のときに確保しなさいと。拡充しないさいというようなことがありまして、当然のことでございますけれども、例えば、我々が検索しておりますヤフー、グーグル、情報発信に関する協定、それからアクセス道路が途絶して、人家がある、あるいは被害状況がわからないと、無人航空機ドローンの運用に関する協定。

それから、避難場所というのがありますけど、避難場所はあくまでも臨時的なところであり、空き家とかアパートを借りて、みなし仮設とする。宅地建物取引業協会とか、次は、被害を受けられた方がいろんな罹災証明、そういうもんも書かないかん。そういう事務手続もあると、行政書士会とか、いろいろ調べればあるわけでございますけれども、私もちょっと飲み物、例えば、コカコーラとかいろいろありますけれども、コカコーラの会社に電話してみました。

「さつま町は、そういう協定をしているのですか」と、「まだ、してない」と、そうすると飲み物についても、自動販売機の災害対応型自動販売機というのがあるということで、そういう会社としては、もう全県的になるべくそういう協定を結ぶように、あちこち回っているというようなことのでございましたので、そういう門戸を広げている会社もあるわけでございますので、ぜひ、そういうところを調べたらすぐ判ると思いますので、少しでもそういう拡充をやっていただきたいと思っております。

それと、もう1件ですけれども、いろんな先ほど22件とかおっしゃいまして、今からも拡充予定があるということでございますが、この情報共有を図るために、例えば連絡調整会議とかそ

ういうものがやっていらっしゃるものかどうか、お伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

議員御指摘のとおり、協定の拡充につきましては、毎年度、見直しも含めて、ここ二、三年は3件ないし4件程度毎年実施をしているところでございます。

先ほど、飲み物、ジュースの自動販売機の件ですけれども、町ということではなくて、たしか社会福祉協議会かだったかと思えますけど、2基か、3基ぐらい導入されたんじゃないかなというふうに、ちょっと記憶しております。私がちょっと記憶をしておりませんが、あるような気がしております。

それから、連絡調整会議というものでありますけれども、これにつきましては、具体的なメンバーを寄せてということは、今のところは実施しておりませんが、必要に応じて必要な部署にはよっていただきながら協議をしているところでございます。

○三浦 広幸議員

あと例えば、先ほどおっしゃいました日常的な協定の中で、平成28年が11件、それから29年が7件ということで町長のほうから回答がありましたけれども、例えば一般的な高齢者の見守りです。これらも前の南日本新聞にも載っていましたが、郵便局独自の有料の見守り事業があるけれども低調であると。分析された結果、自治体の無料サービスが影響しているというようなことでございました。

担当課長でもよろしいですけれども、実際郵便局の見守り事業というのは、何件ぐらいあるものか、ちょっとお教えいただければ。

○高齢者支援課長（岩元 義治君）

見守り活動におきます異変の発見の件数ということであると思います。

平成29年度で7件ということですが、具体的な見守り活動の内容としましては、各事業者のそれぞれの事業活動の最中に、何か異変に気づいた場合に、関係機関への連絡、通報をお願いしているところでございます。

例えば、新聞や郵便物が数日分たまっているとか、雨がふるのに洗濯物が干したままであるなどのいろいろありますが、実際には、本人の体調が悪い、苦しんでおられた、あるいは倒れておられたなどの直接的な発見が多くなっているようであります。

一方で、今、言われましたように、特に近年では、地域における見守り活動も推進をしているところでありまして、公民会組織でありましたり、民生委員の皆さん、地域支え合い推進員、アドバイザーの皆さん、それから地域サロン活動によるものなど、いろいろな形で見守りが行われておりまして、地域での支援体制も進んでいる面があるというふうに考えております。

今、言われましたように、郵便局での事業活動中の発見件数は何件かということですが、特にここ3年ぐらいのところずっと調べておりますけど、郵便局からは、今は1件というふうに報告があるところでございます。

以上です。

○三浦 広幸議員

道路のほうも、一般の方から来ると、以前からであるわけですが、協定として例えば道路の損傷報告というのは、何件ぐらい来ているものか、担当課長のほうでわかれば。

○建設課長（小永田 浩君）

平成29年度が710件の情報提供をいただいております。また、平成30年度、これは11月30日現在になりますが、460件の情報提供をいただいているところでございます。

○三浦 広幸議員

すみません。質問が悪かったと思いますけど、郵便局の協定の中でのその報告件数ということでございますけれども。

○建設課長（小永田 浩君）

郵便局からという名前で建設課のほうに、情報提供があったものは確認しておりません。ただ、通常もう電話でお名前か、あと名前を言われなくてかかってくるのが多くて、郵便局からですよというのは、1件も確認はしておりません。

○三浦 広幸議員

郵便局というか、日常的な協定としてでございますけれども、協定としてせつかく存在するわけでございますから、郵便局さんも人手不足で大変だろうということで推察されますけれども、今、スマホでも簡単にできる道路損傷通報システムとか、そういうものがありますし、また、今後、水道にしても道路にしても橋にしてもですけど、経年劣化が進行していきます。それで職員が少なくなっていくます。そういうことで、やっぱり今、大規模災害で例えば建設業界とか、測量設計協会は大災害のときの協定になっておりますけれども、日常の道路損傷協定も検討していたらと考えますが、町長のお考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

今のいろいろな関係機関の団体から情報提供をしていただくように締結をしておりますけれども、日常のそういう損傷の情報等については、各地区の公民館長さんとか、会長さん、あるいは農政連のほうからも毎年各地域のところから、ことしも72件いただいておりますけれども、あえてそういうところまでは締結をするかということではありますが、しょっちゅう締結をしないまでも、日常ライフラインとかをお使いになっているわけでありますので、その都度会長さん、館長さん方等がお気づきになった。あるいは役を持っていなくても、町民の皆さん方がいつでも通報して、早目に対処ができると、そういう対処でもよろしいかなと思います。

確かにこの締結をするだけのものとしたら、意識づけにはなれると思うのですが、そこまでしなければならいかという。一つは毎年4月のはじめに公民館長さん、会長さん、いわゆる研修会もやっておりますので、その席上でもこういうことについては、お願いもいたす機会もありますので、ここはまた、今後の検討課題と受けとめさせていただきたいと思います。

○三浦 広幸議員

そこは、また執行部も考えがあられることでしょうから、十分検討されることを要請しておきます。あと大災害時なんですけど、例えば、今、川内川については、非常に水位管理ができております。パソコン上でいつでも見れるということになって、いろんな情報を得られるわけですが、仮に停電が発生した場合、非常電源が何日持つかということでお聞きしましたら、一日しか持たないということでした。

水位の周知河川、川内川を含め、例えば久富木川とか、内水対策が必要な川です。穴川とか、そういうところの水位の周知、水位の観測、機械だけに頼っているわけでございますけれども、そういうところの人の目視による災害モニター、そういうものを設置、あるいは今現在、災害が起きた場合に避難所の対策要員あるいは、災害対応調査、それから内水対策など業務が多岐に発生します。

災害対応職員もおそらくいろんな業務が発生すれば、確保に大変苦勞していらっしゃる面もあると思いますけど、経験のある役場職員の登録とか、そういうものは検討されないか。災害モニターとそういう退職職員の登録、それについては、どうお考えかお伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

今、ありましたとおり、河川水位の状況、あるいはライブカメラ等によります河川等の水の出

の確認、そういったものにつきましては、国土交通省等で進められておりまして、非常にデータが出やすくなっているところであります。水位観測所につきましても、主流につきましても数カ所、カメラというか水位計が設置をされているようでございますので、以前に比べますと安心といたしますか、事務所にいながらにして、そういったものが観測できるというスタイルが整っているところでもあります。

そのほか、事業者をお願いしまして、災害時ということになっておりますけれども、災害を未然に防ぐための情報提供ということでは、締結をしているところでもあります。それと一方、OB職員の応援体制ということでもありますけれども、これにつきましては、職員を削減しながら、あるいは一方では避難所につきまして多くの人員を配置、あるいは長時間にわたってそこに管理をさせるということにもなっていておりまして、職員体制も不足が生じてきておりますので、町長からも指示がありまして、OBにも応援を求めたらどうか、あるいはこの地域と一緒にやって管理をしていく方法はどうだろうかというようなことで、指示をいただいておりますので、そういったところにつきましても、今後協力を得られれば協力をいただいて、協定となるのか、一つの文書形式でお願いする形式になるのか、今後の検討課題になりますけれども、今後そういったところも踏まえまして、いろいろな手だてをつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○三浦 広幸議員

ぜひ、さらなる安心・安全社会構築のために検討を強く要請しておきます。

それと最後にですけど、協定もいろいろこういうシングル協定があるわけでございますけれども、今、行政がカバーできない町民サービスに企業のネットワークを活用し、防災、観光、高齢者の見回り、それから子育て支援など、地域の課題を図る包括協定の取り組みがあちこちの自治体で今進んでいますけれども、本町の取り組みについてはどうなのか伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

ただいま22件の中では、包括と言えるようなものは、幅が限られておりますので、包括と言えば包括なんですけれども、分野が限られているということでもあります。今、調整中のもので生協からアイデアをいただいておりますのは、非常に幅が広くて、災害も含め観光情報とかいろいろなものも含めた包括協定というアイデアもありますというようなことで提案をいただいておりますので、ここにつきましては現在取り組みが進められているところのデータをいただけませんでしょうかというようなことでお願いして、研究をしているところでございます。

○三浦 広幸議員

この包括協定、企業もいろんなノウハウを持っていますし、また、企業としてもやっぱりそういう取り組みを進めているところがありますので、ぜひ、町のためにも、時間はかかるでしょうけど、町のためになることでございますから、ぜひ、取り組んでいただきますよう生協が今1件ということですが、そういう会社も今から見つければあると思いますので、ぜひ、取り組んでいただくことを要請します。

以上で終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

12月10日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後3時35分

平成30年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

平成30年12月10日

平成30年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成30年12月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 上 圀 一 行 議員	2番 上久保 澄 雄 議員
3番 三 浦 広 幸 議員	4番 柏 木 幸 平 議員
5番 米 丸 文 武 議員	6番 田 野 光 彦 議員
7番 舟 倉 武 則 議員	8番 岩 元 涼 一 議員
9番 朝 倉 満 男 議員	10番 岸 良 光 廣 議員
11番 新 改 幸 一 議員	12番 宮之脇 尚 美 議員
13番 川 口 憲 男 議員	14番 森 山 大 議員
15番 新 改 秀 作 議員	16番 平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 福 田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長 萩木場 一 水 君
議事係 主査 竹 下 和 男 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	副 町 長 上 野 俊 市 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 崎 野 裕 二 君
企画財政課長 押 川 吉 伸 君	財産管理課長 原 田 剛 志 君
町民環境課長 丸 田 忠 君	保健福祉課長 櫻 伸 一 君
高齢者支援課長 岩 元 義 治 君	子ども支援課長 鍛冶屋 勇 二 君
農 政 課 長 四 位 良 和 君	耕地林業課長 杉水流 博 君
商工観光PR課長 羽 有 郁 夫 君	ふるさと振興課長 市 來 浩 二 君
建 設 課 長 小永田 浩 君	教育総務課長 角 茂 樹 君
社会教育課長 三 腰 善 行 君	鶴 田 支 所 長 本 田 孝 市 君
薩摩支所長 佐 藤 秀 樹 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 2 号 さつま町うましき里きらの楽校条例の制定について
- 第 2 議案第 6 3 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について
- 第 3 議案第 6 4 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 5 号 さつま町うましき里きらの楽校の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	6 6	平成30年度さつま町一般会計補正予算(第3号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 4 款 国庫支出金(関係分) 1 5 款 県支出金(関係分) 1 9 款 繰越金 2 1 款 町債 歳 出 2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費 1 2 款 公債費 人件費全部 第2条 繰越明許費 第3条 債務負担行為の補正(関係分) 第4条 地方債の補正
	6 7	平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
	6 8	平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
文教経済 (第2委員会室)	6 2	さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について
	6 3	さつま町社会体育施設条例の一部改正について
	6 4	さつま町営住宅等条例の一部改正について
	6 5	さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について
	6 6	平成30年度さつま町一般会計補正予算(第3号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 2 款 分担金及び負担金 1 4 款 国庫支出金(関係分) 1 5 款 県支出金(関係分) 1 6 款 財産収入 1 7 款 寄附金 歳 出 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 1 0 款 教育費 1 1 款 災害復旧費 第3条 債務負担行為の補正(関係分)

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、平成30年第4回さつま町議会定例会、第3日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから、12月5日提案がありました、議案第62号から議案第68号までの議案7件について総括質疑を行います。なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第62号 さつま町うましき里きらの
楽校条例の制定について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第1「議案第62号 さつま町うましき里きらの楽校条例の制定について」を議題とします。提案理由については、説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

△日程第2「議案第63号 さつま町社会体育施設条例の
一部改正について」、日程第3「議案第64号 さつま
町営住宅等条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第2「議案第63号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」及び、日程第3「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第65号 さつま町うましき里きらの
楽校の指定管理者の指定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第4「議案第65号 さつま町うましき里きらの楽校の指定管理者の指定について」を議題とします。提案理由については、説明済みであります。

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第66号 平成30年度さつま町一般会

計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。提案理由については、説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

一般会計ですよね。7款1項7目の移住定住の関係なんですけど、この中で、職員が今回、愛知県小牧市と岐阜県美濃加茂市ですか、先進地研修ということで、旅費が計上されておりますけども、本町の現在の外国人の小中学校生というのは何人ぐらいいらっしゃるのか、お知らせいただきたいと思います。

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

町内の事業所における外国人の労働者の現状につきましては、これは9月現在で町内統計をとっております。町内の事業所に13事業所で243人の外国人の方が就労をされております。内訳としましては、ベトナムが一番多く188人、それとフィリピンが25人、ブラジルが10人、中国が9人、そのほかがボリビア、ペルー、パラグアイ等であります。そのうち、南米からの日系人が近年非常に多くなっておりまして、南米からの移住者につきましては、日本国籍と本国国籍を持っております、中には、もう既に日本国籍で転入をされてきている世帯もありますので、その方については、町民環境課で統計をとると日本人で上がってくることになっております。そういう日本国籍で入って来ている方が6人いらっしゃいまして、特に南米からは定住も目的にされて来ておりますので、家族連れで来ていらっしゃるのが特徴であります。

○宮之脇尚美議員

外国人の全体の人数についても、先般もお伺いしたんですが、この中で就学を要する子供、小学校が何人か、中学校が何人かということです。再度お尋ねします。

○ふるさと振興課長（市来 浩二君）

現在は、小学校に1名、それと中学校に1名というふうに聞いておりますが、今後については、そのような子供たちが非常に増えてくるものと考えております。

○宮之脇尚美議員

教育委員会にお尋ねをいたしますが、現在小学校1名、中学校1名ということですが、この子供たちについての教育の内容というのは、どのようにされているのか、そこら辺について概要だけをお知らせいただきたいと思います。

○教育長（原園 修二君）

外国人の小学生、中学生の児童が来た場合は、日本語がどの程度できるかということで、日本語が通常の児童生徒と同じ程度にいかない場合は、下の学年で受け入れて、そのあと、ある程度日本語ができれば、またその時点で上の学年に上げると、そういうようなシステムになっておりますので、在籍しているということが認められれば、そのまま就学をさせるということの指導をするようになっておりますので、来た場合は、その子供の状況に応じて、その都度その都度、その適した支援を行うということになっております。それに、そういう方針ではありますので、そ

れに従ってやっていくということになります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第6「議案第67号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第7「議案第68号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第6「議案第67号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び日程第7「議案第68号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の議案2件を一括して議題とします。各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から12月12日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。12月26日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前9時40分

平成30年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

平成30年12月26日

平成30年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成30年12月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(15名)

1番	上 圀 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
12番	宮之脇 尚 美 議員	13番	川 口 憲 男 議員
14番	森 山 大 議員	15番	新 改 秀 作 議員
16番	平八重 光 輝 議員		

欠席議員(1名)

11番 新 改 幸 一 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 福田 澄 孝 君	局長補佐兼議事係長 萩木場 一 水 君
議事係主査 竹 下 和 男 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日 高 政 勝 君	副 町 長 上 野 俊 市 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 崎 野 裕 二 君
企画財政課長 押 川 吉 伸 君	財産管理課長 原 田 剛 志 君
町民環境課長 丸 田 忠 君	保健福祉課長 櫻 伸 一 君
高齢者支援課長 岩 元 義 治 君	子ども支援課長 鍛冶屋 勇 二 君
農 政 課 長 四 位 良 和 君	商工観光PR課長 羽 有 郁 夫 君
建 設 課 長 小永田 浩 君	水 道 課 長 三 角 芳 文 君
教育総務課長 角 茂 樹 君	社会教育課長 三 腰 善 行 君
鶴田支所長 本 田 孝 市 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 2 号 さつま町うましき里きらの楽校条例の制定について
- 第 2 議案第 6 3 号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について
- 第 3 議案第 6 4 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6 5 号 さつま町うましき里きらの楽校の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 6 9 号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 0 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 1 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 陳情第 3 号 商工会に対する平成 3 1 年度補助金増額等について
- 第 1 3 所管事務調査報告の件
- 第 1 4 議員派遣の件
- 第 1 5 閉会中の継続調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから平成30年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

11番、新改幸一議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第62号 さつま町うましき里きらの
楽校条例の制定について」、日程第2「議案第63号
さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、日程
第3「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正
について」、日程第4「議案第65号 さつま町うまし
き里きらの楽校の指定管理者の指定について」、日程
第5「議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補
正予算（第3号）」、日程第6「議案第67号 平成
30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）」、日程第7「議案第68号 平成30年度
さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第62号 さつま町うましき里きらの楽校条例の制定について」から、日程第7「議案第68号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案7件を一括して議題とします。

これからそれぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分、「議案第67号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第68号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費の9目ふれあい交流施設等費には、健康ふれあいセンターあび〜る館の修繕費として、291万7,000円が計上されています。

温泉の主浴用ろ過材の交換、プール用ろ過機排水管用漏水箇所の修繕、気泡浴及び超音波風呂の電動弁及びポンプの交換、給水用加圧ポンプの貯水タンクから施設へ水を供給するための加圧ポンプ等の取りかえ修繕との説明であります。

質疑の中で、今後もこのような修繕等が想定されるが、どのような対策をとっていくのかただ

しましたところ、現在、公共施設等総合管理計画に基づき個別施設計画の整理を行っており、指定管理期間終了後の管理のあり方について検討しているとのことで、指定管理期間の平成32年度末までは保守管理を行いながら、必要に応じて修理をしていくとのことであります。

また、16目諸費には、1公民会の親卓及び戸別受信機の更新に伴う公民会無線放送施設整備事業補助金として54万2,000円が計上されています。

簡易無線局のデジタル化に伴い、平成34年11月30日でアナログ方式の無線については使用できなくなることから、更新されとの説明であります。

質疑の中で、受信機設置に伴う連携が不十分に感じられることから、行政や業者そして各家庭との連絡調整についてただしましたところ、最初に町で戸別受信機設置のアンケートを町民に周知し、その後公民会長へ取り付け期間等の説明を行った。

受信機設置は個別に連絡し進めていくよう業者との打ち合わせを行っているとのことであります。

なお、アンケートの回収率は74%で、その中で設置の承諾を得られた家庭への設置は94%となっているとのことであります。

この回答を受けて、Jアラートを含め災害時などの緊急放送を想定すると、各戸1個の設置が前提であることから、設置状況等も含め、再度確認し、早い時期での設置完了となるよう要請いたしました。

次に、歳出の3款1項社会福祉費の3目障害者福祉費には、自立支援医療給付事業の更生医療給付費及び育成医療給付費として、407万6,000円が計上されています。実績及び今後の見込みから不足が生じるとの説明であります。

質疑の中で、自立支援医療給付事業費について、昨年と比較して増加傾向にあるのかただしましたところ、増加傾向にある中で、特に更生医療については増加しているとのことであります。

次に、歳出の3款2項児童福祉費の2目児童福祉費には、児童福祉サービス費として、1,324万6,000円が計上されています。

クオラバンビーノの受け入れ態勢が安定してきたことにより、利用者が一月7名増加したことや、町外の施設を新たに3名利用されるようになり、さらに放課後等デイサービスや相談支援業務も増加傾向にあるとの説明であります。

次に、債務負担行為補正のさつま町ごみ収集業務委託限度額の増額補正として1,438万3,000円が計上されています。

平成31年度中のできるだけ早い時期での全町的な取り組みとして、生ごみの収集・運搬に向けて今後の広報、各公民会での説明などを進める必要があり、平成33年度まで収集業務委託費の限度額に不足が見込まれるとの説明であります。

質疑の中で、入札方法についてどのように計画しているかただしましたところ、業務の確実な履行が求められることから、委託の要件や国からの通知も満たすことができるような方法を検討していきたいとのことであります。

次は、「議案第67号 平成30年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出の2款1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費には、療養給付費として8,000万円が計上されています。

現在の給付費等の実績及び今後の支払い見込みにより、不足が見込まれるとの説明であります。

質疑の中で、今後も給付費、療養費等が増える見込み等があるのかただしましたところ、被保険者は年々減少傾向にあるが、高額な薬品や高度医療の進歩等により、給付費等はここ数年同額

程度で推移しているとのことです。

次は「議案第68号 平成30年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出の3款3項包括的支援事業・任意事業費の5目認知症総合支援事業費には、認知症対策に係る地域包括支援センターへの委託料の人件費相当分として、委託料98万3,000円が計上されています。

資格を取得したことなどによる嘱託職員から正職員への昇格に伴う人件費の差額分との説明であります。

質疑の中で、認知症の方々は、地域の福祉ネットワーク等で、見守り活動の中に含まれないのかただしましたところ、各地域での取り組みにより違いがあると思われるが、認知症の方が増加する中で、見守り組織の研修会等において、認知症の方を含めた見守り活動の推進を図っていききたいとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。

これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第62号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について」、「議案第63号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」、「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」及び「議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分の議案4件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第65号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」の議案1件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第62号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について」であります。

旧白男川小学校を、地域住民のさまざまな活動に応じたコミュニティーの場、都市農村交流及びスポーツ合宿等を推進しながら、地域の活性化に資するため、さつま町うましき里きららの楽校を設置することから、条例を制定するものであります。

質疑の中で、合宿等の利用料金の設定については、コンベンションタウンさつま推進協議会で統一した基準があるが、整合性がとれているのかただしましたところ、利用料金は上限額を設定しており、コンベンションで宿泊する場合は、その範囲内で室料、食事代等を含めて、統一した基準料金を適用していくとのことであります。

また、民業圧迫をしないという観点から、一般宿泊客の受け入れについてただしましたところ、この施設は旅館とは違い、浴場はないが、宿泊を希望される一般客については、民間に影響を与

えない範囲で受け入れていきたいとのことであります。

次は、「議案第63号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」であります。

改正の内容は、さつま町うましき里きらの楽校の設置に伴い、白男川地区体育館も一体的に管理するもので、社会体育施設条例からさつま町白男川地区体育館を削除するものであります。

質疑の中で、うましき里きらの楽校の附帯施設となるが、管理主体と地区住民の今後の利用についてただしましたところ、うましき里きらの楽校の指定管理者が使用許可を行うことになるが、管理者が変わるだけで、地区住民の利用形態は変わらないとのことであります。

次は、「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

改正の内容は、おしどり団地の整備に伴い、新たに6戸完成することから、住宅の戸数を10戸から16戸に改めるものであります。

質疑の中で、おしどり団地の入居状況と募集状況についてただしましたところ、16戸のうち10戸は入居済みで、残り6戸については、五日町団地からの戻り入居は3戸、他の団地からの住みかえが2戸で、残り1戸は募集を行いたいとのことであります。

次は、「議案第65号 さつま町うましき里きらの楽校の指定管理者の指定について」であります。

さつま町うましき里きらの楽校の指定管理者として、うましき里きら協議会を指定し、指定期間を平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2カ年とするものであります。

質疑の中で、協議会の会員に区公民館長や公民会長等の役職名が出されており、充て職となれば、白男川区民の総意が必要と思うが、了承されているのかただしましたところ、区公民館組織による運営体制の構築は、困難との判断がなされたが、協議会の構成員となることは、区の代議員会では了承されているとのことであります。

また、うましき里きら協議会の構成員は、年度により変わる可能性があるが、このことにより組織の運営に影響を与えないかただしましたところ、現在の構成員の平均年齢は60歳代ということもあることから、後継者の問題等を含め、新たなメンバーも確保するなど継続的な運営がなされるよう指導していきたいとのことであります。

次は、「議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分であります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

8目有害鳥獣対策費の有害鳥獣対策事業費には、緊急捕獲活動支援事業及び鳥獣害防止対策協議会交付金の交付決定通知に伴う補正として、減額の433万9,000円が計上されています。

質疑の中で、地域からワイヤーメッシュ柵の要望や維持管理についてただしましたところ、事業採択枠は1町で二、三カ所であり、14年間の貸付方式で維持管理の義務づけがあることから、事業申請を断念されるところがある。

正しい設置方法など、担当職員による指導とあわせて、地域ぐるみで追い払う取り組みをしているとのことであります。

次に、9目担い手育成費の農地中間管理事業費には、意欲ある担い手に対し、農地の集積と集約化を支援するため、耕作者集積協力金、地域集積協力金及び経営転換協力金として、1,087万2,000円が計上されています。

質疑の中で、本町の農地の集積・集約化の取り組み状況についてただしましたところ、平成31年度で310ヘクタールを目標としていたが、平成29年度末で既に達成している。県内の中でもスピード感をもって進めており、今後は、目標値を引き上げていきたいとのことであります。

次は、7款1項商工費の関係であります。

1目商工総務費の商工総務管理費には、消費生活相談員補助員の3カ月分の人件費として52万4,000円が計上されています。主な内容は、消費生活相談員の後継者育成のため、引き継ぎ期間を本年7月より6カ月間を予定していたが、3月までの3カ月分の人件費を追加するものであるとの説明であります。

質疑の中で、消費生活相談員の国家資格取得の状況についてただしましたところ、国家資格を持った方を募集したが応募がなかったことから、現在の補助員は国家資格を取得してもらうことを条件に採用しており、10月の国家試験に向けて育成していきたいとのことであります。

次は、3目物産観光費のふるさとさつま応援寄附金事務費には、ふるさと納税の伸びを考慮して、寄附者への謝礼品等の事務費用として1,967万3,000円が計上されています。

主な内容は、寄附者への謝礼品として、4,000万円の30%の1,200万円、楽天ふるさと納税サイトの利用による手数料であるとの説明であります。

質疑の中で、楽天ふるさと納税サイトの利用による効果等についてただしましたところ、これまで利用しているふるさとチョイスより手数料が11%ほど低くなっており、町には寄附額の53%が入ってくるとのことです。

次に、4目物産観光施設費の旧白男川小学校改修事業費には、うましき里きららの楽校のオープン式典費用及び広報費用、委託料及び工事請負費の補正などとして、減額の1,865万4,000円が計上されています。

主な内容は、オープン式典時の記念品代、パンフレットの作成費、施設完成後3月までの2カ月分の光熱水費、木の伐採やホームページ作成等の委託料及び工事請負費の執行残等であるとの説明であります。

質疑の中で、校庭の排水が校舎の下に流れ込み陥没した箇所があるとのことで、建屋の強度にかかわることから、その対策についてただしましたところ、盛り土で地盤が弱く、浄化槽工事の際にも崩れてきたことから、変更工事に対応したが、今後点検していきたいとのことであります。

次に、7目移住定住促進費の移住定住促進事業費には、定住を目的に急増する南米からの日系外国人労働者の子供の保育、福祉、教育に関する先進地視察に係る経費として、35万9,000円が計上されています。

主な内容は、日本語教育や学校生活・日常生活を中心に、3カ月から6カ月間集中的に教育するなど、先進的な取り組みを行っている愛知県や岐阜県の自治体を視察研修するための旅費等であるとの説明であります。

質疑の中で、定住する場合の住居についてただしましたところ、住居は全て派遣会社が契約し、順調に確保されており、アパートより一軒家を希望しているとのことであります。

また、永住すれば保育所や学校、福祉関係の対策が必要だが、関係課との連携を今後どのように行っていくのかただしましたところ、外国人労働者の家族構成や日本語の理解力など、派遣会社から事前に説明していただくなど、町としても全庁的な取り組みを検討したいとのことであります。

次は、10款2項小学校費の関係であります。

1目学校管理費の小学校管理費には、小学校教室等空調設備整備費、中津川小学校プール擁壁改修工事及び遠距離通学児童の通学扶助費として、2億8,196万9,000円が計上されています。

主な内容は、小学校教室等の空調設備として、9小学校89教室等への整備、中津川小学校の昭和45年に設置されたプール擁壁の改修及び小学校遠距離通学児童のうち、申請に基づく民間

路線バス定期券購入費 3 カ月分の費用であるとの説明であります。

質疑の中で、空調設備を 8 9 教室に整備するということで、かなりの台数にのぼるが、発注方法等についてただしましたところ、地元業者の受注拡大を念頭に置きながら進め、夏場までには稼働できるようにしたいとのことであります。

また、通学路の危険箇所の調査と児童への指導状況についてただしましたところ、各小学校の保護者との話し合いのもとに上がってきた危険箇所で、危険ブロックとして認知したのは、盈進小学校区と柏原小学校区など複数あった。学校として確認した危険箇所については、通学路を変更するなど、常日ごろから注意等指導しているとのことであります。

次は、10 款 3 項中学校費の関係であります。

1 目学校管理費の中学校管理費には、遠距離通学生徒の通学扶助費として 3 5 0 万 5 0 0 円が計上されています。

主な内容は、中学校再編に伴い、民間路線バスを利用する生徒への定期券購入費 3 カ月分の費用であるとの説明であります。

質疑の中で、中学校再編に伴う通学手段への対策については、全部解消されるのかただしましたところ、バス通学が大きな移動手段の一つであり、バス体系として 1 1 路線整備されている。そのほかにも自家用車送迎補助や自転車購入補助に自転車通学補助を新たに併給可能とするなど支援していきたいとのことであります。

次は、10 款 5 項社会教育費の関係であります。

8 目文化センター費の文化センター管理運営費には、文化施設建設基金利子積立金として 5 万 5, 0 0 0 円が計上されています。

質疑の中で、基金の積立期間と文化センターの建設時期についてただしましたところ、現在、建設検討委員会を立ち上げ、建設年度や財政計画等、基金の積立金をどの程度にするかなど、総合的な施設の仕様等含めて検討しているとのことであります。

次は、10 款 6 項保健体育費の関係であります。

2 目保健体育施設費の体育施設管理費には、宮之城総合グラウンドに簡易式フェンス 1 組の購入費として、2 6 0 万円が計上されています。

質疑の中で、簡易式フェンスが全部で 4 組となったことから、収納体制についてただしましたところ、これまで一部を観覧席の会議室に収納していたが、これからは新しい倉庫に 2 組、既存の倉庫に 2 組おさめることになり、よりスムーズな出し入れができるようになったとのことであります。

次は、11 款 1 項農林水産施設災害復旧費の関係であります。

1 目農地・農業用施設災害復旧費の災害復旧事業費には、9 月 2 0 日から 2 1 日に発生した集中豪雨による農地 7 件、施設 2 件の災害復旧に要する経費として、1, 7 2 0 万円が計上されています。

質疑の中で、災害復旧事業費を繰越明許費として計上された理由についてただしましたところ、1 月末か 2 月上旬に発注したいと考えているが、標準工期を取れないため、繰り越すこととした。工期については、5 月いっぱいまでを予定しているとのことであります。

次は、第 3 表、債務負担行為補正の関係であります。

うましき里きららの楽校指定管理料として、平成 3 1 年度から平成 3 2 年度までの期間で、限度額を 2, 0 1 2 万円とするものであります。

質疑の中で、2 年間の債務負担行為ではなく、委託料で単年度契約を行うなどの方法は考えられなかったのかただしましたところ、2 年間の運営経費等のデータをとっていくという目的もあ

り、他の公の施設の指定管理期間が終了するまでの期間としたとのことであります。

最後に、町長への総括質疑の中で、今回の指定管理については、町として初めての取り組みであることから、協定内容等に基づいた適切な執行がなされるよう町として指導監督していく必要があるとして、さつま町うましき里きららの楽校の指定管理について、特に町長の見解をたじたところであります。

質疑の中で、指定管理料に不足を生じた場合の取り扱いについてたじましたところ、今回提案した指定管理料については、実績のない中でのスタートとなる。1年を通して課題をつかむ必要があると思っており、現段階における試算内容と運営実績との相違が生じる可能性がある。運営に当たっては、詳細な計画を立てながら、収入の確保を図り、赤字が出ないよう努力されるよう要請しているところである。

当初から赤字補てんという安易なことではなく、自主事業に対しても経営感覚を持って努力されるよう申し入れていきたいとのことであります。

協議会の役員交代による運営への影響についてたじましたところ、継続的に軌道に乗るまでは、現体制で運営されるよう申し入れていきたいとのことであります。

町としても、指定管理者と定期的な協議を行い、指導監督していく必要があると考えており、お互い連携をとりながら、所期の目的を達成できるよう努めていきたいとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

申しわけございませんが、ここで一部訂正をさせていただきたいと思ひます。ページは5ページになりますが、中ほどの中学校費の関係の3行目の予算のところでございます。350万5,000円が正解でございますが、350万500円と報告したようでございます。訂正をさせていただきます。

終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。

これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、「議案第62号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第62号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定について」を採決します。

お諮りします。本案に対する文教経済常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第62号 さつま町うましき里きららの楽校条例の制定

について」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第63号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」及び「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第63号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」及び「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」の議案2件について、一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する文教経済常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第63号 さつま町社会体育施設条例の一部改正について」及び「議案第64号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」の議案2件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第65号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第65号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。本件に対する文教経済常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第65号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第66号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第 67 号 平成 30 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」及び「議案第 68 号 平成 30 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」の議案 2 件について、一括して討論します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第 67 号 平成 30 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」及び「議案第 68 号 平成 30 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」の議案 2 件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第 67 号 平成 30 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」及び「議案第 68 号 平成 30 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」の議案 2 件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第 8「議案第 69 号 さつま町長等の給与に関する
条例の一部改正について」、日程第 9「議案第 70 号
さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、
日程第 10「議案第 71 号 平成 30 年度さつま町一般
会計補正予算（第 4 号）」、日程第 11「議案第 72 号
平成 30 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第
2 号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第 8「議案第 69 号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」から、日程第 11「議案第 72 号 平成 30 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの議案 4 件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第 69 号から議案第 72 号までの議案 4 件につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第 69 号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これは、さつま町長等の特別職の期末手当の支給率を一般職に準じて改正するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 70 号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

これは、人事院勧告に基づき、本町職員の給与を改定しようとするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第 71 号 平成 30 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）」についてであります。

これは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整に要する経費及び

その他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,860万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ142億6,024万2,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第72号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

これも、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた人件費の調整に伴うもので、収益的支出から218万6,000円を減額し、収益的支出の合計額を4億2,187万1,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第69号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第70号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第71号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について御説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（三角 芳文君）

それでは、「議案第72号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから順に、質疑、討論、採決を行います。

まず、「議案第69号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第70号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第69号及び議案第70号の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの「議案第69号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第70号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」の議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第69号 さつま町長等の給与に関する条例の一部改正について」及び「議案第70号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」の議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第71号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」及び「議案第72号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第71号及び議案第72号の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの「議案第71号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」及び「議案第72号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第71号 平成30年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」及び「議案第72号 平成30年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第１２「陳情第３号 商工会に対する平成３１年度補助金増額等について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１２、「陳情第３号 商工会に対する平成３１年度補助金増額等について」を議題とします。

ここで、地方自治法第１１７条の規定により、５番、米丸文武議員、７番、舟倉武則議員の退場を求めます。

〔米丸 文武議員、舟倉 武則議員退場〕

○議長（平八重光輝議員）

それでは、本件に対する文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○文教経済常任委員長（上久保澄雄議員）

当委員会に付託されました「陳情第３号 商工会に対する平成３１年度補助金増額等について」の陳情書について、審査の過程と結果について御報告を申し上げます。

本陳情は、鹿児島市名山町９番１号、鹿児島県商工会連合会会長、森義久氏並びに薩摩郡さつま町宮之城屋地１５３１番地、さつま町商工会会長、白石和弘氏の連名で提出され、平成３０年９月３日に受理されたものであります。

陳情の趣旨は、商工会は、昭和３５年６月の商工会法制化以来、長きにわたり地域の総合経済団体として地域経済の発展を目指して、地域社会全体の振興発展と活性化に取り組んできているところであり、地域の実態に合った方法で、金融機関や公的団体等と連携した小規模事業者への伴走型での支援を行っている。

このような事業を実施するに当たっては、地元行政との強固な連携が不可欠であると同時に、その財源の安定的確保による財政基盤の強化が大きな課題となっているが、各種事業を遂行する上で、自己負担金が増大し、そのための財源捻出に苦慮している現状である。

また、商工会は、公益法人であることから、営利事業は行えず、行政からの補助金に頼らざるを得ない状況でもあり、このような観点から、１点目が、商工会に対する平成３１年度補助金が増額になるよう執行部に働きかけ、議会で承認いただくこと。

２点目が、小規模事業者販路開拓支援事業（インキュベーションショップ事業）に対する補助金が３０万円になるよう執行部に働きかけ、議会で承認いただくこと。

３点目が、商工会が今後も安定的かつ長期的な事業運営を展開するため、商工会に対する助成の制度化（条例化、規則化、要綱化等）を執行部に働きかけ、議会で承認いただくことの３項目についての陳情内容であります。

審査の中で、補助金の増額については、平成２６年度から運営補助金を増額し、現在、９００万円の補助を行っており、そのほかにプレミアム商品券や歳末の抽せん補助金も助成している。

支援事業に対する補助金３０万円については、県から県商工会連合会への補助金が年次的に減額され、各商工会が負担することになっている。町としては、商工会に県商工会連合会から町村会等に要望されるなど話をしているところである。

また、補助金の制度化については、既に「さつま町中小企業・小規模企業振興条例」を制定し

ているところである。

審査の結果、これらの状況を勘案し、議会として各種補助団体等がある中、個々の組織、団体ごとに対応を行うことは公平性を欠くおそれや町の主体性への影響を与えることも懸念されることから好ましくなく、また、議会の承認の件については、議会の性質上、議会の場における審議を通して判断がなされるべきものであることから、個々の事案について、事前に承認することの意思を表明することは適切でないと判断し、採決の結果、本陳情については、「不採択とすべきもの」と決定した次第であります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「陳情第3号 商工会に対する平成31年度補助金増額等について」を採決します。

この採決は起立によって行います。本件に対する文教経済常任委員長の報告は、不採択です。

「陳情第3号 商工会に対する平成31年度補助金増額等について」採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員） 起立者なしです。よって、「陳情第3号 商工会に対する平成31年度補助金増額等について」は、不採択とすることに決定しました。

5番、米丸文武議員、7番、舟倉武則議員の入場を許します。

〔米丸 文武議員、舟倉 武則議員入場〕

△日程第13「所管事務調査報告の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、「日程第13 所管事務調査報告の件」を議題とします。

総務厚生常任委員会が調査中でありました事項について、報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（宮之脇尚美議員）

総務厚生常任委員会の所管事務調査の概要について報告を申し上げます。

平成30年10月31日から11月2日にかけて、兵庫県の佐用町で「防災対策について」、鳥取県の智頭町で「災害に伴う避難と定住対策について」それぞれ調査を実施いたしました。

まず、佐用町であります。兵庫県の西部に位置し、岡山県との県境に接している林野率81%の中山間地であります。行政面積が307.44平方キロメートル、人口が平成30年10月現在で1万7,011人、財政規模が本年度一般会計当初予算で124億円と、本町とほぼ同様の行政規模であります。

佐用町では、平成21年8月、台風9号による集中豪雨で、市街地を流れる1級河川二線のほ

か、中小河川のほとんどが氾濫し、死者１８人、行方不明者２人、全壊家屋１３９棟を含む被害家屋１，７９０棟、道路や河川、農地・農業用施設など、町内全域にわたり甚大な被害をこうむったとのことであります。

災害対策のかなめである役場庁舎も佐用川沿いにあったことから、１メートルほどの泥水被害をこうむり、公用車や職員の車も多数浸水被害を受けたため、その後の被災住民の対応や応急復旧に苦慮したとのことであります。

中国山地の東端部に位置する佐用町は、地形的な条件も重なって、過去にも幾度となく集中豪雨の被害を受けていたとのことでありますが、これまでの災害と比較にならない多くの犠牲者を伴う、平成２１年の大規模災害を重視し、再度災害防止という観点から、平成２２年１月に外部の有識者で組織する検証委員会を設置されております。

この検証委員会では、職員個々の災害対策の実態について、直接ヒアリングを実施されているほか、被災住民の当時の状況、ワーキングによる意見集約、災害現場などの検証が細かく行われ、平成２２年７月に９０項目にわたる提言書を作成し、町に提出されております。

町では、この多岐にわたる項目を、着実に遂行していくため、職員による提言推進プロジェクト委員会を組織し、提言内容を短期、中期、長期の３段階に振り分け、確実な実施に向けて同委員会でのチェックを行いながら、取り組んできたとのことであります。

平成３０年度現在では、９０項目のうち数項目を残し、ほとんどが実施済みとのことでありますが、主な取り組みや見直しを行ったものとして、地域防災計画の抜本的見直し、全職員の各対策部における行動マニュアルの見直し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準の見直し、大規模災害で職員に不足を生じた場合の退職者の協力要請、各対策部の職員配備基準を災害種別に応じて柔軟に対応するとしたこと、職員参集は、緊急連絡網のほか、一斉メールによる緊急招集システムを構築したこと、災害時における住民からの電話対応に的確かつ迅速に対応できるよう専任担当者を配置したこと、緊急時における避難所は、災害種別に応じて臨時避難所を複数確保し、要支援者等の容易な避難が可能となるよう見直したことなどが主要なものであるとの説明がありました。

なお、平成２２年度からは、外部講師による職員向けの防災研修会を毎年実施しているほか、若手職員を対象に、対策部長等の災害体験談をもとにした内部研修も行われています。

また、県の各種防災研修会等への積極的な参加のほか、年次的な計画のもとに、希望する職員を対象に防災専門研修会を受講させ、現在、家屋被害認定士３２人、被災宅地危険度判定士５人、被災建築危険度判定士７人、防災士３人の計４７人がそれぞれ資格を取得し、全国の大規模災害時には、災害地域の類似団体に積極的に派遣しているとのことであります。

防災訓練では、各防災関係機関の協力のもとに、災害対策本部の実働訓練やこれまで取り組んでいなかった消防団の水防訓練も、近隣自治体の指導と協力を得ながら、毎年実施しているとのことであります。

なお、当時、主要な幹線道路が通行不能となり、あらかじめ配置していた衛星携帯電話も悪天候の中でつながらず、災害発生初期から情報発信が行えなかったことから、結果的に犠牲者が多かったとの反省のもとに、消防団幹部に専用の無線機を貸与しているほか、各地域に災害モニター２９人を配置し、ドコモビジネストランシーバを貸与して、河川や道路等の状況をリアルタイムで把握しながら、町民への情報提供を行っているとのことであります。

このほか、防災行政無線のデジタル化に伴い、孤立が予想される９地区に地区遠隔端末装置と１地区に防災行政無線移動系を設置しており、遠隔端末装置では、地域での災害等の緊急放送のほか、定期点検として定時の集落放送に使用しているとのことであります。

次に、智頭町であります。鳥取県の東南部に位置し、岡山県との県境に接している林野率93%の山間地であります。

面積が224.7平方キロメートル、人口が平成30年10月現在で7,081人、財政規模が本年度一般会計当初予算で59億8,700万円となっております。

智頭町では、定住対策として、町長の発案により、全国でも例を見ない疎開保険制度に取り組んでおられますが、保険加入者が災害救助法を適用される災害に見舞われた場合、智頭町に来ていただき、1週間程度無償で食事や宿泊費を提供し、心身を癒やしてもらうとともに、これを契機として町の定住促進に生かしていくとの趣旨の制度であります。

保険代金は1人コース1万円、ファミリー2人コース1万5,000円、ファミリー三、四人コース2万円、4人を超える場合は、各コースを組み合わせ設定され、保険の有効期間は1年間となっております。

なお、この疎開保険制度を1年間活用する見込みがない場合は、1回に限り町の特産品を送付しているほか、保険の有効期間中は、智頭町内に民泊した場合、半額となるとのことであります。

受け入れは、智頭町が町内や隣接自治体の民泊、宿泊施設とあらかじめ提携しているため、最大で1,000人程度が受け入れ可能とのことでありますが、これまでの同制度への加入実績は、ピーク時で90組、360人ほどで、利用実績は、東日本大震災のあと、東京から2人あったとのことであります。

現在、新規の加入者が少ないため、PRに努めてきているとのことでありますが、新たな加入者がいないことや、定住対策にも効果が期待されないことから、制度の見直しを検討中とのことであります。

なお、これまでの加入者の保険金は、町で基金条例を制定し、現在400万円ほどが積み立ててあるとのことで、今後も制度の見直しを図りながら、疎開保険制度は当面継続し、現在予測されている東海沖地震や毎年発生している各地域の豪雨災害等に対応できるよう、備えていきたいとのことであります。

研修を終えたあと、智頭町議会からの紹介もあったため、藩政時代に山陰地方と山陽地方を結ぶ宿場として栄え、交通の要所でもあった旧宿場町を見学いたしました。

町の中心部では、当時の繁栄をしのばせる家屋と狭い通りが保存されておりますが、中でも藩政時代に智頭地方の大庄屋であった石谷家は、明治時代に入り林業を中心に商業資本家として莫大な財力を築いたことから、新たな時代に向けて地域の振興を図るべく、自ら私財を投じて学校建設や道路改修、鉄道因美線の敷設などに尽力したとのことであります。

また、現存する同家の木造住宅は、全国から職人を雇い、屋久杉や春日杉、ケヤキなど各地の銘木を集め、当時の建築技術を駆使して、大正8年から10年間もの歳月をかけて完成したとのことで、敷地面積3,000坪の広大な敷地に、大規模な邸宅が建築されております。

40余りの部屋と、蔵7棟のほか、江戸時代から近代洋風の部屋まで、それぞれ違うテーマを持たせた他に類を見ないような造りの邸宅は、広い庭園とも融合し、国の重要文化財指定を受けております。

このほか、国の登録有形文化財や格子戸づくりの建物が並ぶ通りは、景観的にもすぐれたものがあり、観光客も多く見かけたところであります。

また、郊外にある旧街道の一部は、民家が隣接しているにもかかわらず、当時のままで保存され、これまで車は1台も乗り込んだことがないとのことであります。

同町の基幹産業は林業とされており、急峻な山並みと手入れが行き届いている植林群は見事なものがありますが、この環境を活用した森林セラピーやトレッキング、ウォーキング大会などが

開催され、関東や関西からも多くの参加者があるほか、町の河川沿いにある約1キロメートルほどの桜並木の花見時期には、来訪者の車で大渋滞が起きるとのことです。

このように、年間を通じて観光客が訪れていると、町内の至るところにカフェや古民家レストラン、軽食喫茶などが開業されており、また、大阪からも高速バスと電車の直行便が運行されています。

智頭町は、これまで全国の各自治体が、社会資本整備を中心とした政策展開をしてきた中で、一貫して町に必要なものだけを取り入れ、土地に根づいた古いものを大切に保存しながら、時代の流れにとらわれない風土的なものが、結果として魅力あるまちづくりにつながっているように思われました。

最後に、今回の調査を通じての所見を申し上げます。

まず、兵庫県佐用町の防災対策であります。平成21年8月の豪雨災害を受けたあと、さきに述べたほか、ハード、ソフト事業ともに現在考えられる二重、三重の防災対策を講じてきております。

国の支援のもとに兵庫県及び佐用町が実施したハード事業は、河川、橋梁、道路等の災害普及及び改修工事など、500億円が投じられ、またソフト事業では、兵庫県による主要河川の監視カメラ13台と水位計、雨量計が設置され、町独自の気象観測機器も設置していることから、町民は、これらの情報を町所有の光ケーブルを通じて、テレビの専用チャンネルで随時視聴できるシステムとなっております。

また、災害のおそれがある場合は、防災行政無線のほか、テレビ民放各局、これはNHKを含みます。エリアメール、町ホームページ等で避難情報等をきめ細かに提供しているとのことでもあります。

なお、各地域には、非常食や防災資機材等を常備しており、集落ごとの避難訓練やシェイクアウト訓練も毎年実施しているとのこと、各集落には、参加世帯数に応じて、補助金を交付しているとのことでもあります。

小中学校へも非常食や防災資機材を配置しているほか、毎年、防災教育を開催するなど、町全体での防災・減災対策が行われております。

本町でも、近年大きな災害に見舞われてきましたが、今後の新たな災害に備えて、防災体制や資機材等の徹底した点検と、実効ある防災訓練を定期的実施しながら、町民の防災意識の高揚と、町における防災対策に万全を期されるよう要請しておきます。

次に、鳥取県智頭町であります。

疎開保険による定住対策の効果は、それほど実感できませんでしたが、従来から古いものを保存し、丁寧に管理しながら、真に必要な政策だけに取り組んできている町の姿勢には、一貫性があり、また、散策中に町民とのわずかな会話の機会を得た中で、行政に対する理解度が深く浸透しているように思われたところでもあります。

定住対策は、過剰なPRにこだわらず、移住者があつたら、温かい歓迎を行うという自然の成り行きに任せた姿勢は、何事においても行政と町民が一体となって、官と民のやるべきことをお互いに理解し合いながら取り組んでいるように思われたところでもあります。

いずれにしても、心に余裕を持った対応のように見受けられますが、以前、鳥取県知事の談話として、「鳥取にはスタバはないけど、日本一のスナバがある」、「ドンキがなくても、のんきに暮らせる」などの発言が、マスコミでも田舎のよさを表現したユニークな発言として取り上げられましたが、智頭町も、このような県民性が根づいているように感じられたところでもあります。

本町では、このような行政運営が理解されるか疑問な点もありますが、新たな政策、施策を展

開する上で、行政内部だけでなく広く町民のコンセンサスを得ることと、一定の議論の時間を持つことが必要不可欠であると考えますので、今後の行政運営に当たっては、十分留意されるよう要請しておきます。

以上、調査の概要を申し上げ、報告といたします。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、ただいまの総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。

これで所管事務調査報告を終わります。

△日程第１４「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１４「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第１２９条の規定により、別紙のとおり、次期定例会までの期間に開催される研修会等について、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第１５「閉会中の継続調査について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第１５「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じ、平成３０年第４回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１１時０５分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 上 圀 一 行

さつま町議会議員 新 改 秀 作